

令和6年3月定例会

南伊豆町議会会議録

令和6年 2月27日 開会

令和6年 3月21日 閉会

南伊豆町議会

令和六年三月定例会

南伊豆町議会会議録

令和六年三月定例会

南伊豆町議会会議録

令和 6 年 3 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月27日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○施政方針、予算編成方針並びに行政報告	4
○一般質問	1 4
宮 田 和 彦 君	1 4
大 年 美 文 君	3 2
岩 田 稔 君	4 9
黒 田 利貴男 君	5 6
稲 葉 勝 男 君	7 1
渡 邊 哲 君	8 7
○散会宣告	9 1
○署名議員	9 3

第 2 号 (2月28日)

○議事日程	9 5
○本日の会議に付した事件	9 7
○出席議員	9 7

○欠席議員	9 8
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	9 8
○職務のため出席した者の職氏名	9 8
○開議宣告	9 9
○議事日程説明	9 9
○会議録署名議員の指名	9 9
○一般質問	9 9
比野下 文 男 君	9 9
○諮第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議第 1 号～議第 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議第 8 号～議第 1 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○議第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○議第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議第 2 7 号～議第 2 9 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○議第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8

○議第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○議第 3 9 号～議第 5 0 号の一括上程、委員会付託	1 5 3
○散会宣告	1 5 3
○署名議員	1 5 5

第 3 号 (3月21日)

○議事日程	1 5 7
○本日の会議に付した事件	1 5 7
○出席議員	1 5 8
○欠席議員	1 5 8
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 5 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 8
○開議宣告	1 5 9
○議事日程説明	1 5 9
○会議録署名議員の指名	1 5 9
○議第 3 9 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 5 9
○議第 4 0 号～議第 4 2 号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 6 1
○議第 4 3 号～議第 4 6 号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 6 3
○議第 4 7 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 6 5
○議第 4 8 号及び議第 4 9 号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 6 6
○議第 5 0 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 6 8
○議第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○議第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 0
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 3
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 6
○各委員会の閉会中の継続審査申出書	1 7 8
○閉議及び閉会宣告	1 7 8

○署名議員.....	1 7 9
------------	-------

令和 6 年 3 月定例町議会

(第 1 日 2 月 27 日)

令和6年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年2月27日（火）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 施政方針、予算編成方針並びに行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	安 藤 広 和 君	2 番	岩 田 稔 君
3 番	大 年 美 文 君	4 番	黒 田 利貴男 君
5 番	渡 邊 哲 君	6 番	宮 田 和 彦 君
7 番	比野下 文 男 君	8 番	長 田 美喜彦 君
9 番	稲 葉 勝 男 君	10 番	清 水 清 一 君
11 番	齋 藤 要 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
防 災 室 長	平 山 貴 広 君	企 画 課 長	勝 田 智 史 君
地方創生室長	山 口 一 実 君	地域整備課長	佐 藤 禎 明 君

商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	高橋健一君
教育委員会 教務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計管理者	菰田一郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	主	事	糸賀麻奈未
主	事	齋藤郁美		

○議長（長田美喜彦君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、能登半島地震で被災をされた方々におきまして一日も早い復興を願い、亡くなられた方々には心より哀悼の意を表したいと思いますので、皆さん、ご起立の上、黙禱をしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

1 分間の黙禱ということで、黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（長田美喜彦君） どうも皆さん、ありがとうございました。お直りください。

開会 午前 9 時 3 0 分

◎開会宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただ今の出席議員は定足数に達しております。

これより、令和 6 年 3 月定例議会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） これより、本会議第 1 日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより議長が指名します。

1 番議員 安 藤 広 和 君

2 番議員 岩 田 稔 君

◎会期の決定

○議長（長田美喜彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、令和6年2月27日より令和6年3月21日までといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの24日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（長田美喜彦君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

令和5年12月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので、報告をいたします。

◎施政方針、予算編成方針並びに行政報告

○議長（長田美喜彦君） 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針並びに行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和6年3月定例会の開会に当たり、令和6年1月1日に発生した能登半島地震で犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の方々に衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りするものであります。

それでは、新年度当初予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針と共に予算の概要を申し述べますので、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに。

我が国の経済活動と国民生活は、不安定な国際情勢や円安による物価高騰の影響により依然として深刻な状況にあります。このため全国の自治体では、国が策定したデフレ完全脱却のための総合経済対策の効果を全ての国民に一刻も早く届けるため、政府と連携しながら地域経済の回復を目指し、全力を尽くしているところであります。

昨年12月の閣議を経て発表された令和6年度の経済財政運営の基本的態度によれば、今後の経済財政運営に当たっては、引き続き新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンに変えることによって、民間需要主導の持続的な成長とデフレからの脱却による成長と分配の好循環の実現を目指し、まずは総合経済対策を着実に実行し、物価高対策と共に国民の可処分所得を下支えするための対策を講じるほか、持続的かつ構造的な賃上げの実現に向け、その環境整備や中小企業等の価格転嫁の円滑化とり・スキリングによる能力向上支援など三位一体の労働市場改革等に取り組むとしており、あわせて生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を高めるための国内投資の拡大促進をはじめ、科学技術のイノベーション促進、グリーン・トランスフォーメーション、デジタル・トランスフォーメーション、半導体・AI分野での投資促進、新技術の社会実装、海洋や宇宙等のフロンティア開発、スタートアップ支援などに取り組むとされております。

また、人口減少の中でも持続的に成長できる経済構造の構築に向けて、デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進やこども未来戦略方針に基づく少子化対策・こども政策の抜本強化のほか、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化、経済安全保障の推進、食料安全保障及びエネルギー安全保障の強化など、国民の安全・安心確保のための取組を推進すると結んでおります。

我が国における少子高齢化の急速な進行と東京圏への一極集中は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼし、特に過疎地域の人口減少は加速度を増していることから、人口構造の変化を背景とした社会保障費の増加はもとより、公共交通手段の確保や医療・福

祉分野をはじめとした担い手の確保、集落機能の維持・活性化といった課題に加え、社会生活基盤の劣化や地域経済の停滞等による税収減など財政悪化も懸念されるほか、現下においては物価高騰等による日常生活や経済活動への影響が深刻化しており、地方自治を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このため、まちづくりの指針である第6次南伊豆町総合計画に基づく施策を着実に進め、常に生活者としての町民を起点に物事を考える町民ファーストの町政をもって皆様の支えとなる施策の推進に努めるとともに、政策の選択と集中による重点化を図り、限られた財源を有効に活用しながらその歩みを確かなものとすべく、令和6年度における主要施策の概要並びにその方向性について所信を申し述べます。

施政方針。

政府は急激な物価高対策、持続的賃上げ、国内投資促進などを柱とするデフレ完全脱却のための総合経済対策を強力に推し進めており、日本経済は新たなステージに向けて大きな転換が図られようとしております。

令和6年度に向けては、自治体に課せられたこれら経済対策の着実な実施に加え、町民ファーストの町政運営の下、誠実かつ謙虚な政治姿勢をもって皆様の負託にお応えするとともに、今後ますます行政資源が限られていく中で絶えず中長期的な財政状況を把握し、不測の事態にも柔軟に対応でき得るふるさと寄附金等の財源確保、財政調整基金等の充実をもって、健全経営に最大限の配慮を図りながら事務事業の選択と最適化を推し進め、安定的かつ持続的な行政サービスの提供に努めてまいります。

加えて、国・県の経済対策等の動向に注視するとともに、第6次南伊豆町総合計画の基本構想・目標に掲げる施策のほか、南伊豆町過疎地域持続的発展計画の着実な履行をもって町民の皆様にご賛同いただけるまちづくりを推進し、全ての町民が住みやすく、次世代を担う子供たちに自信を持って引き継ぐことができる南伊豆町を目指し、職員一同ワンチームとして総力を結集し誠心誠意取り組むとともに、引き続き子育て支援、観光・地域産業の振興、福祉・防災の充実を基軸とした町政運営に全力で邁進する所存であります。

次に、具体的な施策について申し上げます。

子育て支援。

子供たちは町の宝であり、この宝を守り育むための子育て環境の充実と子育て支援は本町の最重要施策であります。

少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしているこ

とからも、若い世代が将来に希望と展望を持てるよう、子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠、出産、子育てに対する切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進するなど、子供を産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現していかなければなりません。

このため、令和6年度においても、子育て支援・教育環境の整備に取り組み、高校生の通学費補助制度、こども医療費助成制度、インフルエンザ予防接種助成制度、出産祝金制度、結婚新生活支援補助制度、妊娠から出産・子育てまでの一貫した伴走型支援と出産・子育て応援給付金事業などに加えて、子育て世帯へのさらなる経済的負担の軽減や就労支援として南伊豆認定こども園利用者負担金の無償化及び放課後児童クラブの利用者負担金軽減制度の導入、こども園のICT化による保護者支援などの各種施策をもって、定住促進・少子化とする地域課題の解決に真摯に取り組んでまいります。

目まぐるしく変化する今日にあって、小中学校においてはさらなる教育環境の充実、教員の資質向上が求められております。

教育環境が整うことで児童生徒の落ち着きや心の安定が図られることから、校舎等の施設改修やGIGAスクール推進への計画的な機器整備を実施し、引き続きICT推進教育アドバイザーを配置し、国際理解に対応できる人材の基礎を育成するため、各学校のALT（英語指導助手）配置も継続してまいります。

また、賀茂5町で共同設置する指導主事事業においては、教員の資質向上につながる研修や生徒指導の諸問題において、スクールカウンセラーとの連携をもって迅速な対応が図れることなどからも、引き続き事業推進してまいります。

さて、全国各地で少子化が加速度を増す中、児童生徒数の減少や規模縮小に起因する学校の統廃合、通学区域の変更あるいは小中一貫校の創設など、地域特性を生かした各種対策が講じられており、賀茂圏域においても中学校の再編の動きは顕著であります。

このような中で、本町においても学校統合準備委員会による協議が重ねられ、令和5年10月に提出された第一次答申書では、統合時期を令和8年度、場所を南伊豆東中学校としております。

今後も、本答申に沿って統合を推進するとともに、保護者への丁寧な説明に加え負担軽減等を念頭に適切な対応に努めてまいります。

観光・地域産業の振興。

新型コロナウイルスによる観光需要の低迷から深刻な影響を受けた旅行消費はいまだ回復

途上にありますが、国際情勢や円安に起因する物価高騰なども相まって、観光関連事業者の経営環境は依然として厳しい状況下にあることから、観光需要喚起策の継続的实施と実効性の高い対策が求められております。このため、本町の代表的なイベントである秋の伊勢海老まつり並びに来春のみなみの桜と菜の花まつりへの積極的な宣伝活動と質の高い情報発信による誘客促進を図るほか、新たな魅力あるイベントの創造に努めてまいります。

このほか石廊崎オーシャンパークの活性化、妻良海上アスレチックの再開に向けた新たな遊具の設置など特色ある観光資源を生かす施策展開や、美しい伊豆創造センターを核とする広域的な誘客宣伝やジオサイトのPR、そして台湾を中心としたインバウンド施策など様々な誘客促進策を強力に推し進めるとともに、第7弾となるみなみいず応援プレミアム付商品券の販売など町内経済の回復に向けた実効性のある施策を推進してまいります。

また、田園回帰の本格化といった新たな価値観による人の流れを的確に捉え、サテライトオフィスやワーケーション事業を核とした関係人口の拡大と多様な人材の確保など、地域に与える様々な波及効果をもって、地域産業のさらなる活性化や持続的な地域経済の発展につなげるよう注力してまいります。

福祉・防災の充実。

我が国では、長期にわたる人口減少・少子高齢化社会が進み、今後もさらなる高齢化が見込まれる中であって、どの地域に住んでいても、利用者が安心してサービスを継続して受けられる地域包括ケアシステムの推進が極めて重要であると考えられます。このため、地域における高齢者の自立した生活や社会参加を促す事業として、生活支援サポーターやボランティアによる移動外出支援事業を引き続き展開し、これら利用者増加に対応するため、さらなるボランティアの拡充を図りつつ、元気なシニアが支援を必要とするシニアを支える助け合いの仕組みを充実させてまいります。

また、心身の多様な課題に対応するためにはきめ細やかな支援が必須であることから、高齢者保健事業と介護予防の一体的事業実施に専従する保健師を地域包括支援センターに配置するほか、全国的に罹患者が増加している带状疱疹を予防するワクチン接種への助成など、さらなる健康長寿社会の実現に向けた各種保健福祉サービスの提供に努め、介護予防や高齢者相談窓口の充実に加え、多様な支援やサービスによって高齢者の暮らしを支えるまちづくりを推進し、地域全体で支え合い、高齢者が自分らしく暮らし続けることができるまちの実現を目指してまいります。

未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災や本年1月1日に発生した能登半島地震を

はじめとする大規模な地震、線状降水帯による記録的な豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が全国各地で毎年のように発生し、多くの人命や財産が失われております。

本町に暮らす人々の命と暮らしを守るとは行政に課せられた最大の使命であり、安全・安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためにも防災・減災対策の強化が求められており、これらの取組を迅速に推進することが喫緊の課題とされております。このため、大規模災害に備えた避難所用資機材の拡充や非常用食料、飲料水等備蓄品の強化に加え、新たに乳幼児用おむつやミルク等の備蓄を進めるほか、より実践的な災害対策本部運営訓練等を実施し、災害発生時の職員の対処能力の向上と初動体制の充実・強化など、機動的かつ迅速なる体制整備の構築に向けて鋭意取り組んでまいります。

また、観光を主体とする地域活性化や救急医療活動、災害時における命の道としても早期全線開通が期待される伊豆縦貫自動車道路においては、引き続き国土交通省や地元選出国會議員、県會議員への要望活動を積極的に展開し、道路整備の必要性とその緊急性を強く訴えてまいりますので、本議会からの力強いご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

このほか、懸案である空き家対策の推進及び空き家等対策計画策定に向けた空き家実態調査にも着手するほか、デジタル技術の活用をもって、さらなる行政サービスの向上に取り組んでまいります。

以上、令和6年度の町政運営に対する基本的な考え方と概要を申し述べましたが、現下においては不安定な国際情勢や物価高騰の影響により、引き続き厳しい1年となることが想定されております。このため、今後もお一層の行財政改革に取り組み、町民の皆様と同じ目線で同じ方向を見つめ、我が町南伊豆町のさらなる発展を目指し、全力で邁進してまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

予算編成方針。

先般発表された月例経済報告によれば、我が国の経済は「景気は、このところ一部に足踏みも見られるが、緩やかに回復している。」、先行きについては「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」との基調判断であります。

政策の基本的態度においては、30年来続いてきたコストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済へ変革するため、新しい資本主義の取組を加速させるべく、デフレ完全脱却のための総合経済対策及びその裏づけとなる令和5年度補正予算を迅速かつ着実に執行するとともに、令和6年度予算及び関係法案の早期成立に努め、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげるとしております。

また、本年1月16日の臨時閣議において決定された一般会計総額を112兆5,717億円とする令和6年度予算案では、社会保障費や防衛費、国債費が過去最大となる中、高齢化に伴う社会保障関係費の増加や少子化対策の充実、人件費の伸びなどに対応するため、地方交付税の総額は前年度を上回る水準が確保されております。

一方で、現下の急激な物価高は地域経済に大きな影響を及ぼしており、旅行消費が回復途上にある観光業の低迷や急速な人口減少も相まって税収の大きな伸びは期待できず、歳入の約7割を依存財源に頼らざるを得ない現状からも、財政状況は依然として厳しい状況にあることから、国・県の動向に十分留意し「次世代につなぐまち」の実現、当たり前を変えるチャレンジへの取組、DXの推進、財源の適正確保、町単独事業の見直し及び後年度負担の把握とした予算編成基本方針の下、町民が何を望むのか常に想像力を働かせ、行政として何をすべきか、何が必要なのかを見極め、効率性、有効性、緊急性の視点を踏まえた施策の実行に努めなければなりません。

以上のことから、第6次南伊豆町総合計画における主要課題を踏まえ、基本構想・基本計画に掲げる各種目標・政策を着実に推進し、地域を経営するという発想の下、地域力の強化に努めるほか、政策の選択と集中をもって重点化を図り、限られた財源の中で地域資源を最大限に活用し、今後の施策展開に反映させることが極めて重要となります。

さらに、住民満足度を重視した効率的・効果的な行政運営が強く求められていることから、常に歳出削減・費用対効果・平準化等を念頭に政策選択の最適化に努めるものであり、具体的な施策・事業等においては、多様化・複雑化する住民ニーズや自治体を取り巻く環境などを的確に把握し、適切な予算配分に努めたところであります。

結びに、円滑な町政運営に資するための財源確保に向けては、町税等の適正なる賦課・徴収に加え、国・県支出金や町債のほか、主要財源である地方交付税及びふるさと寄附金等を堅実に見込み、一般会計に係る予算総額を前年度比3.5%増の52億9,500万円としたほか、一般会計、8特別会計及び3公営企業会計の総額を前年度比3.3%増の93億1,651万1,000円と

いたしました。

これら各事業の詳細については、令和6年度一般会計及び特別会計予算書並びに当初予算に係る主要事業説明書をご確認いただき、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和6年度施政方針並びに予算編成方針とさせていただきます。

引き続きまして、行政報告を行わせていただきます。

1、第24回静岡縣市町対抗駅伝競走大会。

令和5年12月2日、静岡市において、第24回静岡縣市町対抗駅伝競走大会が開催されました。午前10時に県庁前を一斉スタートし、同市清水区清見潟公園を折り返し、県営草薙陸上競技場をゴールとする12区間、42.195kmのコースで行われ、市の部23市27チーム、町の部12チームの合計39チームの代表選手が郷土の期待を背負い、たすきをつなぎました。

本町チームは、昨年の町の部6位から1つ順位を落としたものの、記録を40秒短縮したことから敢闘賞を受賞いたしました。

7月から練習を開始し、約5か月にわたる練習を積み重ねてまいりましたが、差田グラウンドのコンディションが悪い日などは、隣接する株式会社タカラゲン南伊豆工場のご厚意により駐車場をお借りすることができ、実りある練習回数を確保することができました。株式会社タカラゲン様には、この場をお借りし感謝申し上げます。

また、11月5日には初めての試みとして、賀茂地域1市5町による合同練習会が本町ふるさと公園で開催され、大会本番さながらの緊張感の下で試走できたことで各選手が自分の記録を客観的に捉えることができ、大会までのモチベーションを上げることができました。

今回は練習日以外で自主練習をする児童生徒も多数見られ、選手一人一人が日頃の練習成果をいかに発揮してくれたものと思料いたします。

今大会においては新型コロナ感染症対策としての規制もなく、ご家族など現地での応援が可能となったことから、沿道や競技場で大きな声援を送っていただきました。長期に渡る練習期間から様々な場面でご尽力を賜りましたご家族や関係者の皆様、テレビの前で熱く、力強いご声援を送っていただいた町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

2、令和6年南伊豆町二十歳の集い。

1月7日、穏やかな晴天の下で、令和6年南伊豆町二十歳の集いを挙行いたしました。

りりしいスーツ姿やあでやかな晴れ着姿の47名の参加の下、来賓には県議会議員、町議会議長、町議会副議長及び恩師の先生方をお迎えし、3年ぶりに保護者の方々にもご列席をい

ただく中で、20歳という人生の節目を迎えられた皆さんの門出をお祝いいました。

式典終了後には、久しぶりに会う友人や恩師の先生方との写真撮影や会話を弾ませていた様子からも、生まれ育ったふるさととのつながりを再認識する場になったと思われます。

ご出席いただいた皆様には、これからも家族への感謝とふるさとのすばらしさを忘れることなく大いに活躍してくれることを期待しております。

3、空き家対策に関する協定の締結について。

本町では、増加する空き家対策として空き家の状況調査や空き家バンクなどの施策に取り組んでおります。

このような中で、昨年12月15日、民間の専門的な知識・手法を活用して総合的な空き家対策を推進するため、空き家の利活用や除却の推進などで実績のある株式会社グローカルと、空き家の活用による宿泊業などの事業化及び起業創業支援による関係人口構築を目的とした遊休施設等活用による関係人口構築に関する包括連携協定を締結いたしました。

また、同月19日には、株式会社クラッソーネと空き家除却費用試算システムの利活用のほか、除却に関する総合相談機能を活用する空き家除却推進に係る連携協定を締結したほか、本年1月25日には、株式会社アルバリンクと空き家の流通・活用及び解体の促進を目的とした空き家の流通促進に関する包括連携協定を締結したところであります。

各協定の締結以降においては、株式会社グローカルによる空き家活用セミナーが毎月開催されており、株式会社クラッソーネの空き家除却費用試算システムには、約1か月で65件ほどのアクセスがあったと報告を受けております。

今後は、本年6月に発送予定の町県民税にかかる町外者向け納税通知書において、各事業者が作成したリーフレットを同封し、空き家所有者への意識啓発を図るとともに、空き家活用の推進と倒壊等危険家屋の解消に取り組んでまいります。

4、商工・観光振興の取組。

(1) ふるさと寄附の状況。

令和5年12月末現在の寄附件数は1万5,376件で、寄附総額2億3,183万4,300円となり、前年対比8.9%の増となりました。これらの要因としては、昨年10月からのふるさと寄附に係る自治体経費を寄附額の5割以下とする基準の厳格化を受けて、9月時点での駆け込み寄附の増加や、ふるさと寄附に特化した地域おこし協力隊員の活動などに加え、町内事業者様の前向きな取組があつてこそその成果と考えております。

今後も、さらなる寄附拡大に向けた魅力ある返礼品の創出、ソーシャルメディアの活用や

各種誘客キャンペーンなどを介した実効性の高い広報活動の推進に努めてまいります。

(2) 第26回みなみの桜と菜の花まつり。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し初となる、第26回みなみの桜と菜の花まつりが2月1日から開催されました。

昨年に引き続き、5,000円割引と体験クーポン3,000円分をセットにした宿泊特別割引キャンペーン300人分を準備したほか、昨年も好評でありました菜の花畑の「菜の花迷路」と写真撮影用スポット「菜の花ドア」も早々に設置し、新たな試みとして、夜桜ライトアップコースの距離延長をもって夜桜鑑賞を周回コースに変更するなど、さらなる誘客強化に努めているところであります。

祭典開始から約1か月が経過いたしました。青野川沿いの桜は緑の葉が目立つようになり、日野の菜の花畑の黄色いじゅうたんも盛りを過ぎ、実をつけている株が見られるようになり始めました。

コロナ禍前の水準に戻りつつある右肩上がりの状況下での開催となり、観光事業者の方々にとっては満を持して迎えた今回の桜まつりでしたが、早めの開花となったことからハイシーズンは短く、来訪者は若干少なめだったと感じております。自然相手をやむを得ないことではございますが、来年は今年以上の誘客を目指し、盤石な体制で臨んでまいりますので、さらなるご理解、ご協力をお願いいたします。

(3) 観光施設の入込み状況。

令和5年1月から12月までの町内観光施設の入込み状況は別表のとおりであります。

分野別では、主要観光施設で19万871人、前年対比で114%となり、宿泊施設では11万6,426人で前年比94.3%、温泉施設では8万804人で前年対比101.3%と、宿泊施設以外では前年を上回りました。これら増加の要因は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行、回復傾向にあるインバウンド需要に加え、本町独自の企画である伊勢海老まつり、桜まつりのクーポン券発行事業などが功を奏したものと分析されます。また、減少した宿泊施設については、書き入れどきである海水浴シーズンに大型台風が接近するなど悪天候の影響が大きかったと総括いたします。

詳細については別表にお示しのとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、令和6年3月定例会の行政報告を終わります。

○議長（長田美喜彦君） これにて施政方針、予算編成方針並びに行政報告を終わります。

ここで10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時15分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（長田美喜彦君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（長田美喜彦君） 6番議員、宮田和彦君の質問を許可いたします。

宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより通告に従い、一般質問をさせていただきますが、その前にこの場をお借りしまして、能登半島を震源とする大規模地震により犠牲となられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、被災地域の日も早い復旧・復興を衷心よりお祈り申し上げます。並びに被災地での復興に関わっております全ての皆様に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

安心・安全なまちづくりについてということで、お伺いしたいと思います。

（1）の能登半島地震を踏まえた防災・避難対策についてお聞きします。

昭和49年5月9日、8時33分、大きな被害を出した伊豆半島沖地震の発生から今年で50年を迎えます。ちょうど私が中学校2年のときですが、13歳のときですから今63ですので、ちょうど50年になります。その後、阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震

などの地震災害が各地で続いております。そして、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、今年1月1日、16時10分、最大震度7を記録した能登半島地震では、多くの人々が倒壊した家屋の下敷きになるなどして命を落としました。住宅の老朽化や耐震化の遅れなどが被害の拡大を招いた可能性があるのではないのでしょうか。

耐震化の重要性を訴え、わが家の無料耐震化診断、また木造住宅耐震補助制度がありますが、今までの実績と今後の展開をお聞きします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現行の住まいづくり助成制度においては、300棟の家屋がわが家の耐震診断を受けており、このうち6棟が耐震補強工事を実施しております。

また、住宅耐震化率においては、令和元年度末で62.6%となっており、最終目標値として令和7年度末までには95%を目標に住宅耐震化の啓発に努めておりますが、耐震化未実施世帯の多くが高齢者世帯であることや、耐震診断及び耐震改修には相当の費用を要することなどから、費用負担の軽減が課題とされております。

このようなことから、町民に対する耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性などについてさらなる周知・啓発に努めるとともに、当該事業に係る補助制度や国からの支援制度の活用をもって、積極的な住宅耐震化促進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今のお話によると、お年寄りが多いせい、過疎化により高齢者だけの住まいが増えたということで、経済的理由で改修しないまま暮らしている世帯が多いということが分かりました。

石川県によりますと、能登半島地震の住宅被害は4万9,000棟を超えていると。死者は災害関連死15名を含む240名で、県が氏名を公表した129人のうち86%に当たる111人の死因が家屋倒壊、圧死だったということが判明しました。

先ほど町長もおっしゃっていましたが、耐震化の診断300棟が診断されたけれども、その補助制度を使ったのは6件だということ、これはあまりにも何ていうんですか、多分これは関東大震災か何かだと思えるんですけども、それか神戸、これが起因になっているのか

なと思うんですけれども、あまりにも差があり過ぎるなど。300やって6ですから、その少なさ、これはちょっと問題かなと思っております。

それと、無料診断補助制度というのは期限というものがあるのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） 無料耐震診断につきましては令和6年度末で終了となっておりますが、引き続き令和7年度以降もできるような形で、県のほうには要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今回のこの地震、この後ですけれども、診断の要請というのは増えているのかなと、その辺はどうでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

私のほうも、能登半島地震で浜松市なんかはかなり耐震診断の要望があったみたいなんですけれども、うちのは特段多くということはありませんでした。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） ある報道なんですけれども、半分諦めているようなお年寄りがいまして、地震来たらどうするの、津波来たらどうするの、死ぬしかない、こうおっしゃっていましたので、ちょっと悲しくなりました。ですから、先ほど町長おっしゃっていましたけれども、どうかこの周知のほう、徹底してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、次にいきます。

地震の揺れの次は津波のことを考えなければなりません。避難を考えて、我が町では南海トラフ地震による津波到達予想時間が地区によって異なります。4分から11分、津波高が9メートルから22メートルと想定されていますが、各地区の津波避難路の整備状況、これをお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

津波避難対策においては、平成28年度に静岡県からの交付金を活用した中で海岸地区ごとに津波避難対策協議会を開催し、津波避難計画を策定、これに基づき津波避難マップを作成した後、各戸配布しております。翌29年度には南伊豆町津波避難対策計画を策定・公表しており、以前から配布済みの地区別防災マップを補完するものとなっております。

また、本町では、平成24年2月に南伊豆町自主防災事業補助金交付要綱を制定し、各自主防災会が実施する避難地及び避難路整備に対して経費一式の3分の2以内、限度額70万円、原材料購入では10割補助で限度額50万円を助成しており、さきの津波避難計画等に基づく中で補助制度の積極的な活用による事業展開を実施しており、湊地区では12か所、手石地区では11か所の避難地が整備されるなど、津波浸水想定のある海岸線13地区においては、一次避難地も含め76か所の避難地が指定され、避難路については11自主防災会で延べ25避難路が整備されております。

今後も、当該自主防災事業補助金の積極的な活用を図り、地域における防災力の向上及び人々の安全・安心な地域社会の実現に向け、防災・減災に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 詳細、ありがとうございました。

この76か所全部とは言いませんけれども、自主防のほうに補助金を渡して造ってもらっているよということでございますけれども、検収というんですか、見に行ったりはしているのでしょうか、当局で。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもあったように、平成28年及び平成29年度に津波避難対策計画の策定に伴う各地区ごと、海岸地区ごとに協議会の開催をして、現場等を確認した中で行っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 現場等を確認した上ということは、その後は見には行っていないという事でよろしいですか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） 補助金を使った形での避難路、避難地の整備につきましては、その都度は行きませんが、着工前、着工後の完成等は写真等で確認をしております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） それから結構年数もたっていますので、いろんな木とかそういうものが生えてくると思うんです。年に1回か、2年に1回でも確認に行って、どういう状況かというものを把握したほうがよろしいかと思います。

それでは、次にまいります。

地震などの災害が起きますと物流が止まり、スーパーやコンビニでも食品等が非常に手に入りにくくなります。各地区の災害の食料備蓄を聞くと、備蓄食料がない地区もあれば、3日分あるよと、7日分あるよとか地区によって差があります。各地区の食料、飲料水の備蓄は何日くらい推奨しているのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町において、大規模災害に備え、発電機やトイレ、ダンボールベッド、間仕切りテントなどの資機材も備蓄しておりますが、非常用食料で約8万食、飲料水2リットルペットボトル約2万4,000本のほか、トイレトーパーや生理用品等の衛生用品なども備蓄しており、乳幼児用おむつやミルクなど生活用品についても順次整備していく予定であります。

また、各地区自主防災会においては、自主防災事業補助金などを活用し、アルファ化米やパンなどの非常食、ペットボトル入り飲料水などを中心とした備蓄も進んでおりますが、衛生用品、簡易トイレ、段ボールベッドなどの生活関連用品は十分とは言えません。

各家庭や各地域においては、それぞれ最低3日分の備えが必要とされておりますが、いざ大規模災害が発生した場合は集落の孤立も想定されることなどから、町民の皆様には最低でも1週間程度の備蓄を強く推奨しているところであります。

繰り返しになりますが、地域防災の基本として自助・共助が極めて重要でありますので、自主防災会をはじめとする地域の皆様のご理解とご協力を賜りながら、大規模災害に備えた体制整備の強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） では、地区には3日分を推奨しているということによろしいですね。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

最低3日といった形で認識いただければと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 最低3日ということですね、分かりました。

そのほかに町が8万食用意していますよということで、今回の地震でもそうですけれども、私も個人的には2週間ぐらい備蓄しているんですけども、一般家庭で1週間分、私もそう思います。それで、使った分だけ補充するというんですか、ながら備蓄というんですか、横文字でローリングストックというんですか、それを推奨していただければなと思います。

それでは、次にまいります。

今回の地震でもそうですけれども、半島の先端では道路の寸断、崖崩れ等で救助が最後になる可能性が大変大きい。命をつなぐための食料品とか備蓄、飲料水、これが必要になるんですけども、町には自主防災補助金、また自主防災の上限120万というのがあるんですけども、先ほど3日分ということでしたけれども、ないところがあるではないですか、区でも。ないという話を聞いていますので、この120万を使ってひもつきでもいいですから、食料品とか飲料水、備蓄してくれないかというそういう指導または要望というのはできるんでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

毎年4月に行政協力委員会イコール区長様が会した会合がありまして、その中でこの自主防災補助金のほうはご説明等させていただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 私が聞いているのは、うんたらかんたら補助金、ないところがあったと、備蓄がないところ、区で。それ聞いているんですけども、できればないところに、説明は分かります、強制的にではないですけども、区民も早い話が町民ではないですか。町民ですから、その120万使ってせめて3日分ぐらい、要するに備蓄してくれないかとそういう要請はできないかということなんです。どんなものでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

自主防災会、各区のほうでも部分的な負担もございます。なので、あくまでもこちらとしてはご案内という形でさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 強制はできないということで分かりました。ただ、要望というんですか、そういう面でひとつお願いできればなと。私のほうからもそういう地域に行けば、お願いしてまいりますので、ひとつよろしくをお願いします。

次にまいります。

能登半島地震で水道網は壊滅的な損傷を受けました。ライフラインのうち停電、通信、これはほぼ復旧したと思うんですけども、被災地での暮らしを再開する上で最大の支障になっているのが断水です。災害時の水は大変貴重になります。震度7を観測した能登半島地震では水道管の抜けや破断、浄水場の機能停止などの被害が多数確認されています。断水の長期化は、感染症の拡大やトイレの衛生環境の悪化など、震災関連死のリスクが高まります。災害時の迅速な給水確保の重要性が必要ではないでしょうか。

厚生労働省は、水道管や水道管等の重要な水道施設について、2020年の省令改正に伴い、施設の設置場所で想定される最大規模の地震でも重大な影響を及ぼさない程度の耐震化を進めるよう自治体に求めています。町の浄水場、送水管、配水池、基幹管路の耐震化はどのようなになっていますか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

石井浄水場の耐震については、平成27年度に実施した石井浄水場耐震診断において、耐震性がないとされております。

また、上水道施設に係る導水管・送水管・配水管においては、耐震適合性があるとされている管は36.9%であります。

なお、統合されて間もない簡易水道については、町が整備したものではありませんので、不明であり、今後の簡易水道整備計画の作成過程で判定していくことになります。

本町の水道事業については、極めて厳しい財政状況の中にありますが、第6次拡張事業による水道施設整備において、さらなる耐震化を進めているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 石井浄水場は耐震化がないということで、27年ですか、この後いろんな対策というのは取られていらっしゃるのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

現在、簡易水道が令和5年度から統合されました。令和5年度において、簡易水道の施設の台帳整備をしまして、今現在の水道ビジョンにおいては、石井浄水場の耐震については令和8年度に行うということで公表されております。

ただし、今言いましたように簡易水道の台帳整備をやった後に、簡易水道と共に整備計画を立てなければなりませんので、水道ビジョンの見直しを令和8年度頃になると思いますけれども、私どもも心臓部ですので、耐震は必要だということは重々分かっておりますので、令和8年度の時点で検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 確かに心臓部です。浄水場がなくなれば水は送れなくなるわけですから、これは町民にとって大変重要なことだと思います。ぜひとも8年度と言わずに、前倒しでもしていただいて、石井浄水場、一日も早く耐震化を図っていただきたいと思います。

それで、もう一つ聞きたいのは、水道管の耐震化なんですけれども、全国平均とか県平均と比べて耐震化率というのは高いんでしょうか、低いんでしょうか、その辺教えてくださいませんか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

先日、新聞でも報道されておりますが、伊豆半島地内の水道施設についてはかなり耐震率が低いという形になっております。ですけれども、うちのほうは第6次拡張の工事において、年々、耐震化するところを増やしていっておりますので、確実に耐震率は上がっている状況にあります。

今後、どうしても水道事業に関しましてはご存じのように経営がかなり苦しい状況にあります。一般会計から繰り入れなければならない状況にありますので、その辺を財政と協議しながら耐震化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） もう一つお聞きしたいことがあるんですが、命の水を送る水道管ですけれども、私は耐震化の優先順位というのがあると思うんです。例えば、病院とか学校など広域避難所へ配水する重要度の高い配水管を優先的に耐震化していくことが重要だと思うんです。学校などの広域避難所への配水耐震管布設状況、これを教えてくださいませんか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

現在、避難所となる体育館についての耐震化についてはデータがありませんので、また確認しておきますけれども、今回、能登半島地震で起きた地震の被害状況を確認して、耐震したところはどうやられたのか、あと耐震していないところがどうなったのかということを検証しながら、その辺についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 一つ参考になればと思うんですけれども、分かっているかと思いますが、けれども、輪島市の上下水道局によると、被害に遭ったのは継ぎ手に抜け出し機能を持つ耐

震管の初期型だったと。一方で、最新型の耐震管の被害は、1月19日時点で見つかっていない。輪島市上下水道局によれば、抜け出し防止機能を持たない非耐震管では多くの被害が生じている可能性が高い。

同町でも同じような可能性が非常に高いので、ぜひとも浄水場また水道管の耐震性、これを適合性を増やして、今後来るとされている南海トラフ大地震に対する備えを強く進めていくことを要望します。

それでは、次にまいります。

平成23年9月議会の一般質問の中で、各地区の井戸水の利活用について質問がありました。当時の町長は、地区ごとの案内図を作り、防災面で生かしていきたいと答弁しています。

調査は行われたのでしょうか、お聞きます。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、以前には公共下水道事業、子浦漁業集落排水事業に係る井戸の調査を実施しており、公共下水道区域内では104件の井戸が接続され、子浦漁業排水施設区域内では47件の井戸が接続されていることが判明しておりますが、そのほかの地区での調査は実施しておりません。

現状における備蓄状況では、飲料水として2リットルペットボトル約2万4,000本を確保しており、持ち運びが可能な組立て式の500リットルの給水タンク8基を配備するなど大規模災害に備えております。

今後は、いざ災害が発生した場合に、ご指摘の井戸水等の活用が可能であるかなど地域内での実態把握に努めるとともに、適正な管理のもとで有効活用ができるよう、その体制整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 飲料水で使えれば井戸水は大変よろしいんですけども、管理が行き届かないとなかなかそういうわけにもいかないと思います。それでも飲料水として使用できなくても、洗濯とか風呂とか洗い物、トイレに利用できますので、ぜひとも地域の人が、住んでいる人が認識できる、また町の外から移住された方々も分かるようなそういうマップと

いうんですか、そういうものをお願いしたいと思います。

次にまいります。

能登半島の集落が道路の寸断で相次いで孤立状態に陥りました。似たような地理的条件や環境にある我が町では、南海、相模トラフ地震などが発生すれば、同様に大きな被害を受ける可能性が非常に高くあります。

静岡県によりますと、伊豆地域にある11の市と町では合わせて104の地区が災害時に孤立するおそれがあると想定されております。このうち半島の最南端に位置する南伊豆町では、沿岸部を中心に17地区が孤立すると想定されております。

伊豆地区で大規模災害が発生した場合、陸路や海路から救助ができなければ空しかありません。ヘリコプターでしか孤立地区に接近ができなくなります。各地区へ救助ヘリ、これが離発着できる場所はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

静岡県賀茂地域局では、定期的に警察、消防、自衛隊などの防災関係機関との共同で、賀茂地区6市町の災害時における孤立予想集落の現地調査などを実施しており、本町においては、21か所が臨時ヘリポート及びホイスト場所に選定されております。

今回の能登半島地震を受けて、先週の21日、22日の2日間、賀茂地域局をはじめとする防災関係機関による現地調査が実施され、本町においては、17地区の孤立予想集落内の避難施設、通信手段、救出や医療、物資搬送を行うためのヘリコプターの離発着場所、物資投下、ホイストスペースなどの状況確認が行われました。

これら調査結果などはまだ届いておりませんが、最新の調査結果を活用し、防災関係機関との連携を持った空路による支援活動の備えを進めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 急に17地区発表されたものですから、海岸地区13か所、大体分かるんですけども、内陸部も多分3か所か4か所あるのかなという感じで聞いていました。

そこで、この17地区そうですけれども、要するに離発着できなければ人命救助もできませんので、最新のデータ、これを基にして町のほうで町民の救済できるようにひとつお願いし

たいと思います。

また、静岡大の防災総合センター、岩田孝仁特任教授は、半島に出入りできる道路が根つ
けからのルートに限定されている。高齢化が進む集落が山あいや沿岸沿いに点在している。
能登と伊豆の半島とは共通点が多い。南海トラフ地震のような広域の災害では、救助が手薄
になり、孤立が長期化すると言っております。また、能登半島で起きていることが自分の地
域で起きたらと考え、対策をチェックし直さなければならぬところおっしゃっております。

また、緊急消防援助隊静岡県隊の一員として派遣されました下田消防本部の隊員も、能登
と伊豆は地形が似ている。ほかの地域からの支援が遅れる可能性が高い。能登半島地震を教
訓に、町の防災・減災対策の見直しを図っていかねばならぬところと思います。

そのように町長もお考えでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今回の能登半島地震が起きて、静岡県をはじめ近隣の市町、それから当然私たちもそう
すけれども、同じ半島として能登半島が鏡映しとなって、私たちが被災したらということ
は多くの方が感じているところだと思います。と同時にほかの半島、房総半島をはじめとする
日本全国の半島でも、危機感というのを改めて知ったのかなというところでは、これにつ
きましては、当然ですけれども、津波のおそれ、それから今回のように能登半島は一番大き
かったのはやっぱり液状化と地形の隆起、これが大きかったのかなというふうに思います。

伊豆半島にどのような災害が起きるかというのは、ちょっと想像がし切れないというのが
正直のところですので、いろいろな対策を取りながら実際にどのような被害が起きたかによ
ってその被害の対応というのは変わってくるのかなというところですので、私どもとしては
いろんな被災する状況を想定しながらの対策を仮想ですけれども、取っていくというところ
が大事なかなと思います。

常日頃から町民の皆様にはお願いをしているように、まず自助・共助、まず自宅の家具等
の転倒防止をする、そして近くの方、先ほどの井戸のお話もありましたが、井戸は個人の敷
地の中にあるので、その井戸を持っているお宅が周りの方にどのようにお水を提供してい
ただけるかというのは共助というところで、地区をはじめ近所の方たちと話し合ってい
ただいて、そういう協力をしていただければと思いますので、町民の皆様には自助・共助をまず
しっかりと対応していただく、私どもはそれと同時に復旧・復興に向けての被害の軽減、そ

れから対応に対して迅速に対応してまいろうというところを考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） ありがとうございます。

大変難しい問題かと思います。想定外だったとそう思わないように、ひとついろんな施策をめぐり合わせて考えていただければと思います。

それでは、次に、磯焼けと今後の取組についてということでお聞きします。

カジメを食するブダイ等の対策ということでお聞きしたいと思います。

昨年10月26日、役場の湯けむりホールで、「黒潮大蛇行と磯焼け」というテーマで講演が開催されました。県の海洋技術研究所伊豆分場の長谷川さんから、黒潮大蛇行の影響による南伊豆町や下田市沿岸の現状のほか、磯焼け対策などについて講演がありました。その中で、当分は黒潮大蛇行の終息は見られないよということでした。

町を見ますと、イセエビやアワビといった高級海産物が近年、不漁に見舞われております。イセエビの水揚げがこの3年でおよそ半減、近隣を含めアワビも減少傾向であります。主力産業の観光、漁業関係者は、このまま状況が改善しなければ死活問題だと苦悩しております。また、漁業減が漁業者の所得減に直結しております。もはや町全体の問題ではないでしょうか。

県や町でもブダイ駆除網に1万5,000円ですか、補助金を出しているということを知っています。また、漁協でもブダイの干物や薫製を商品化しております。されど、もっと広く一般から知恵をお借りして、ブダイ等の加工食品や料理を募集して商品化や事業喚起を図っていくべきだと思うんですけれども、また給食の食材にブダイを使用してはどうでしょうか、提案です。いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

黒潮の大蛇行については大きな自然界における一つの現象であることから、ただただその終息を待つしかないという認識であります。

今後における取組については、カジメなどを食するブダイの駆除は継続して取り組みたいと考えており、伊豆漁協南伊豆支所においても、これら駆除ブダイの食用加工も実施してお

るわけであります。

なお、これらブダイの食用に向けては、時期的に敬遠される傾向などもあることから、駆除ブダイが効果的に活用され、商業ベース化されることが理想でありますので、関係団体等とも連携しながらこれら製品の最適化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） どうですか、給食の食材にブダイ使用というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

先ほど議員がお話ししましたとおり、漁協では今、駆除したブダイを姿煮ですとか薫製、干物に加工して商品化され、既に販売していると聞いております。漁協からはおいしいと伺っておりますので、当然、先ほど町長からお話しあったとおり、商品のPRや商品化の開発、販売ルートを広げていくことがこれからは重要かと考えております。

また、西伊豆町では、以前、未利用魚を学校給食に取り入れたというお話もございますので、その辺もこれからは考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 給食のほう、よろしくお願いします。

それと、先ほど町長おっしゃっていましたが、環境は人間の手では変えられませんので、別にブダイが悪いわけではないんです、はっきり言って、昔からいたんですから。ですけれども、海水温が高くなり、要するにカジメが育たなくなった。それを食するブダイとかウニとかが目の敵にされているということですけれども、その環境に合わせなきゃいけないのは人なんです。いつまでも嘆いていてもしようがないですから。ですからブダイを食して、少しでも海の環境を守っていききたいなこう思っていますので、ご協力のほどお願いいたします。

また、次にまいります。

漁業従事者の後継者育成についてお伺いしたいと思います。

漁業従事者の後継者の主体となっているのがその家で生まれ育った子供や弟なんです。しかしながら、近年生活や仕事に対する価値観の多様化によりその子供や弟が必ずしも漁業に就業するとは限らなくなっております。漁業従事者が減少すれば、主力産業の観光にも多大な影響が出てくるのではないのでしょうか。

漁業従事者の後継者育成支援等についてどのような方向性でいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、黒潮の大蛇行などの現状などからも、陸上なども踏まえた育てる漁業、養殖事業などが有効とも思われますが、大規模な設備投資や長期間の調査・研究などが必須となることから、一朝一夕とはいえません。

このような中、水産庁では、人口減少や高齢化が進行する中、漁村のにぎわいを創出するため、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を生かし、雇用機会の確保と所得向上を図る「海業」の振興を推進しております。

今後は、これら認定された海業振興モデル地区など情報収集に努め、本町に適した導入可能なモデルケースなど調査・研究してまいりたいと考えております。

また、引き続き漁業関係者や諸団体との連携を図り、後継者対策となる新規就業者の受入れや人材育成の支援をするとともに、生産者を後押しする6次産業化支援補助金制度の財政的支援をもって水産業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） たしか海業は9月議会でしたっけ、6月議会でしたか、そのときに私も質問して課長が今後検討しますということでしたので、ありがとうございます。そちらのほう補助金等で漁業者、また観光業者に関連しますので、地域の活性化の観点から重要と思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、交通移動弱者についてお伺いします。

公共交通機関が縮小している中で、ライドシェアの考え方は、過疎地域の高齢化や公共交通の不便な地域の交通移動弱者に対して非常に大きな交通手段となるのではないのでしょうか。

また、4月から限定的な形でライドシェアが解禁される見通しと聞いております。交通移動弱者に対する今後の支援にまた新たな展開があればお答えください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

2023年12月20日開催のデジタル行政財政改革会議の中間取りまとめでは、タクシー会社が事業の一環として、地域の自家用車とドライバーを活用して行うライドシェアを2024年4月から条件付きで解禁する方向性が示されており、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置づける法律制度については、2024年6月に向けて議論を進めていくこととしております。

また、自家用有償旅客運送についても、多様な主体の参画を促すために運送実施主体からの受託による株式会社の参画についても議論がされる見込みとなっております。

町内における移動手段の確保につきましては、喫緊の課題と認識しておりますので、引き続き規制緩和の動向に注視しつつ、既存の公共交通維持に加え、本町に適した新しい移動手段の手法などについても調査・研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 町長は、町の地域公共交通会議これの会長をなさっているということですが、この会議の中でライドシェアについて委員やその事業者からどのような意見が出ているのがあると、もしありましたらお願いしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町で今ライドシェアをやるという会議の中では話題にはなります。なりますけれども、今の時点で本町がこのライドシェアの事業をやるというところまではいっておりません。というのはまだ国からの詳しい内容が決まっていなかったというところもございますし、主にはタクシーのない観光地、京都ですとかそういうところに対しての今ライドシェアなのか、本町における例えば高齢者の移動の足ですとか、それから夜の飲食店からのお帰りになる方の足ですとかというところのライドシェアとまた若干違うのかなというところ、本町に合っ

たライドシェアの仕組みとは若干今国のほうで検討されていることと違いがあるのかなというふうに感じております。今後その公共交通会議でもそういう話題が当然出てきますので、また本町に即したやり方というのがあろうかと思っておりますので、そこを検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 何はともあれ、町民に使い勝手のよい設計を今後もお願いしていきたいと思っています。

次に、放置空家についてお尋ね申し上げます。

放置されたこの空家についての現状と認識についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

安全性が強く求められている道路施設などに悪影響を及ぼす可能性がある空家等については、対象物件の所有者を確認した後、災害除去に係る通知や指導など各種アプローチを適時試みてはおりますが、問題の解決には至っていないのが現状であります。

これら放置空家は、倒壊の危険や防犯上の観点からも安全・安心への懸念材料であり、生活環境に加え、景観保全上の問題を生じさせているものと認識しておりますので、対象物件の所有者・管理者に向けては、適正な管理を強く求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） こういう資料をお渡ししたと思うんです。これはあるところございまして、一番上の写真なんですけれども、これ避難路になっております。左側のこの赤っぽい住宅は空家になっています。大変管理が行き届いていない空家になっています。この上の写真の上のほうですね、手前のほうも道路になっている、ちょうどこの空家が角にありまして、この空家がもし仮に地震で倒れた場合どうなるかということ、周りの方避難路を一番近い避難路は通れなくて、迂回して避難しなければいけないということになります。また、下のほうの写真なんですけれども、隣の家とのどういう状況かということが分かるかと思っております。

そこで、お聞きしたいんですけれども、空家を管理するのは確かに責任は本来所有者にあるんです。これは間違いありません。だけれども、所有者がその責任を果たさないために近隣に大変な迷惑をかけています。しかもこのように大変管理が行き届いていない、また私も行って見たんですけれども、腐敗しているというんですか、ネズミとか猫も時々来てるよという話でしたので、これでは衛生面でもよくないなということで、今回取り上げたんですけれども、緊急性がある場合、市町村などの自治体では、ここは空家特措法まだできてないのかな、特措法に基づいて指定できると思うんです。その手順を踏んで解決されないときは、最後の手段として行政代執行これが行われるわけなんですけれども、所有者が特定できてないケースでは、略式代執行ということもできるわけです。

この空家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日施行されました。これを踏まえてこのような物件に対してどのような方向性でいくのかお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現段階においてはありますが、危険空家の除去代執行については、非常に難しいと考えております。今般の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正をもって市区町村長に特定空家に関する報告徴収権が与えられ、勧告・命令等が円滑に行えることにより、緊急時に取り壊す必要がある特定空家に対しては、命令等の手続を省略した代執行が可能となります。また、迅速に周辺地域の安全が確保できる仕組みとなり、所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用についても、確定・判決なしに徴収できるようになります。

加えて、特定空家や管理不全空家に指定された場合には、固定資産税の住宅用地特例が解除の対象となることから、空家問題の歯止めとなることが期待されております。

ただし、空家といえども財産権は憲法上保障されるべきものであることから、極めて難しい課題も想定されますので、これら制度整備に向けて慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） この地域なんですけれども、写真で見て分かるとおり、津波到達時

間が7分なんです、津波高が12メートル、先ほど言いました倒壊すると迂回のため避難時間がより多くかかる、犠牲になる方が増えるのではないかと心配しているんです。こういう場合確かに難しいかと思えますけれども、財産は財産ですから大変難しいかと思うんですけれども、前にも質問しましたけれども、私令和4年9月議会でこの空家対策計画書これの進捗状況これをお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

令和4年9月定例会でも答弁いたしておりますが、町長が答弁しておりますが、令和7年度での計画策定を予定しており、その準備段階となる空家の実態調査業務に係る経費を令和6年度予算に計上いたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 一日も早く空家等対策計画書これを7年度と言わず6年度中でもできればやっていただけてつくっていただけて町民に安心・安全な暮らしを提供していただきたいと思います。

それでは、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 大 年 美 文 君

○議長（長田美喜彦君） 3番議員、大年美文君の質問を許可します。

大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） それでは、令和6年3月定例会の一般質問をさせていただきます。

まず私のほうも質問させていただく前に発災から2か月がたとうとしております1月1日発生 of 能登半島地震被災された方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、伴いまして、過酷な状況で避難されている方、どうぞご自愛ください。また、現地で復興復旧に尽力されている方におきましても、御礼を申し上げます。

それでは、通告に沿って質問させていただきます。

大きな見出し、災害対応ということで、メインが地震になるわけですが、まず初動対応についてということでお伺いします。

町長、この1月1日16時10分、恐らく仕事をされている方、かき入れ時の方もいらっしゃると思いますが、恐らくですが、日本人が一番まったりしている時間ではないかなと私は考えます。

町長、この第一報を聞いてどう思われましたか、教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私も今大年議員がおっしゃるとおり、1月1日の夕方の4時10分頃というのは、やはりテレビを見ながら家でのんびりとしておりました。1日の夜なのでこれから何をあてに酒を飲もうかというぐらい考えていたぐらいでして、特に緊張感もなかったんですけども、特別飛び込んできたニュースということで、現状が信じられないような現状であったということで、もうそのときから大分恐怖感というのを感じております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） まさに私もたまたま私その時間にもちょっと神社のをやってまして、神社で携帯電話が鳴って知ったという、正直言いまして本当に後で状況はいろいろな情報は入ってきた後には怖いなと思ったんですけども、発災直後に能登半島でとあったときに日本海でと、能登半島というのは平成19年にも大きな地震があつて、死者こそ少なかったんですけども、平成19年能登半島地震と命名されて、今回は令和6年能登半島地震ということで、まさか日本海の能登半島で起きるとは思いませんでした。あそこで初動対応ということ

で、我が町の場合は、町内で震度４以上を感知すると同報を通じて周知するシステムが構築されておるとは思うんですけども、その辺には間違いはないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

議員のおっしゃられる関係につきましては、Ｊ－アラートとして国民保護のほうの観点のところで放送される形になっております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔３番 大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君） 初動対応、まず一報地震があったこと、地震があったことを知らせることがどうなのかと、町内震度４以上があるということを周知するには手段としてはいいですが、その後一番肝心なのは、その後の初動対応だと思うんです。私はどんな手段を使ってもまず正確な情報伝達は何よりも一番大事なことだと、町民の皆さんに対して正確な情報伝達が最優先だと思うんですが、その辺町長、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町地域防災計画では、災害時等における配備基準を定めており、各種気象・事象や災害形態に即した対応を図っております。

一例として、台風等の接近が予測される場合は、総務課防災室のほか、地域整備課及びその他関係課などにより情報収集を主とした第一次配備体制を敷くほか、避難所の開設作業に取りかかります。その後大雨警報等の発表に至った場合は、第二次配備体制に移行し、必要な警戒活動に当たるとともに、事態の推移により速やかに災害対策本部を設置できる体制に移行してまいります。

また、震度４の地震を観測した場合は、係長以上の職員が、震度５以上では、全職員が登庁し、それぞれ第二次配備体制、非常体制などをもって災害対応に当たります。

これらの対応により収集した警報情報などについては、情報の正確性を担保した上でホームページへの掲載のほか、同報無線やメール配信等の各種通信手段により適時・適切な情報発信に努めております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） まさに行政の役場の対応はそれなりのシステムがありますのでそれは忠実に実行されればいいことだと思いますが、町民に対して情報の提供、何しろこれがまず不安の中の取り除く一つなのかなと思っております。

今回能登半島地震を見て、東日本のときには同報無線で避難を即呼びかけていたんですね。あれだけの津波が来ていますので、極端な話逃げろ逃げろの同報無線の放送だった、ただ能登半島のこの映像とかしか私も当然見てないんですけれども、同報無線が鳴っている様子がなかなか目にする機会がなかったんです。同報無線ですから恐らく本・基地局が本当に倒壊しない限り無線ですので、線が断線したとか、当然停電対策の機能もついていると思いますので、ある程度は発信ができたんじゃないかなと思うんですが、担当課としては今回どう思いますか。その同報無線の活用について、我が町は停電でも最低でも多分半日ぐらいはもつと思うんですね。その辺のちょっといろいろこれから情報が入ってくるでしょうけれども、同報無線は有効に使わなければいけないなとは私は思っていますけれども、その辺いかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

まず能登の同報の関係なんですけれども、やはりお正月のあの時間帯ということで、対応については若干遅れがあったのかなと思慮しております。他方でそれを本町のほうに置き換えた場合ですけれども、基本的にはなるべく速やかな放送ないし併せて同報で流すことでイコールでホームページとあとはメール配信のほうは今連動していますので、聴覚ないし視覚で確認することができるかなと思っております。

また、本町の場合、停電となった場合でも大年議員言われるように、半日程度の使用は可能となっておりますが、放送回数にもよるところが出てきますので、そうなった場合に同報を介してお知らせするものについては、精査が必要と考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） そのとおりだと思います。今室長が最初に誤った情報という言葉を言

われました。まさにこれは本当に行政のほうから誤った情報だけは絶対流してはいけないということに尽きます。しょせん同報無線といっても機械もので無線ですので、電柱が傾いたりして無線が入りにくくなったというような状況があらうかと思います。今回私も学者ではないものでよく細かいことはあれなんですけれども、能登半島地震は4メートル隆起しているんです。過去の大きな地震の中で関東大震災というのが2メートルの隆起なんです。それで、兵庫県南部これが阪神・淡路大震災が0.3メートルの沈降なんです。沈んでいるんです。それで東日本大震災、これ東北地方太平洋沖地震ですけれども、これ1.2メートルの沈降なんです。

言ったようにやはり地震の当然これ断層にもよるでしょうけれども、どんな形で伊豆半島を襲ってくるか分からないんですけれども、いずれにしても想定外数千年に一度の地震と報道では言われていますけれども、それに沿った同報無線もそうですけれども、ふだんからの維持管理も大変で、これだけの災害があってどれだけ維持できるか、これは想像をするしかありませんけれども、その辺のふだんからの点検とか十分にさせていただいて、有事の際に臨んでいただければと思います。

続きまして、2つ目、避難訓練についてお伺いします。

たまたま私も珠洲市にちょっと親戚がおりまして、1日は連絡がとれなかったらしいんですけれども、翌日か翌々日に何とか連絡がとれまして無事だと、建物何とか無事だということを知って一安心をしたところなんですけれども、この能登半島の石川県の珠洲市に三崎町というところがあって、これちょっといろいろなニュースでも見たんですけれども、40世帯90人ほどが暮らしてらっしゃる所で、それでも大半は高齢者が占める住民は5分以内に高台に避難して全員無事だったと、地区では東日本大震災きっかけに毎年避難訓練を行っており、住民は奇跡でなく訓練が生きたと振り返っているらしいんです。本当にまさしく揺れが収まると荷物を持たず体一つで坂道などを登り、高台の集会所に向かったと、近所同士で声をかけ合って足の悪い人は背負うなどして集会所に到達して津波を免れたということですので、この辺でも避難訓練の中でふだんから近隣の本当に日本人はよく言ったもので、「向こう三軒両隣」というような言葉があります。総じて5軒ですね。私自分のところに当てはめてみたんです。やはり9人、向こう三軒両隣で9人私のところにいます。本当に9人向こう三軒両隣が逃げる、みんなで声かけ合って逃げるには最善ではないかなというような形で、たびあるごとに私近助近くを助けるということで、近助という言葉を上上げていますけれども、その辺の避難訓練をそういった単位でこれからしていってはどうかと。

南伊豆町で最悪の状況、最悪と言ったら申し訳ないです。例えばですけれども、8月10日18時30分、外気温30度、津波到来まで10分、停電・断水ありといったような仮想をちょっとしてもらって訓練をしたらどうかと、ぜひこの日8月10日我々もどこかの体育館で集合でもかけてどんな環境なのかというのを体で確認するのも大事だと思うんですけれども、町長、その辺いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練を実施しております。各地区においては、それぞれ第一次避難地が指定されており、訓練では地震発生のサイレンを合図として、安全な避難行動が行えるよう避難に要する時間や経路等の確認をお願いしているところであります。

南海トラフ巨大地震がひとたび発生すると大津波の襲来が想定されていることから、「自らの命は自ら守る」を念頭に、各海岸地区と協議を重ねた中で策定した津波避難対策計画による高台避難などを徹底することで人的被害を減災することは可能でありますので、引き続き自主防災会との緊密な連携の下、各種訓練の活性化を図るとともに、適切な避難行動の確立に取り組んでまいります。

今議員がおっしゃった近所でそういうことも体験ということも自主防災会をはじめ近所の方たちが要望があれば町としてはそれにお応えしてご協力することは全然問題ないと思いますので、そういうご意見があればぜひ地域の方たちも実際に近所での訓練も必要かなと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 避難訓練、確かに9月、12月、これにこだわる必要は全然ないと思うんです。過去にいろいろなことがありましたので、9月、12月ということでやっているのであって、9月1日よくこの暑い中を私たちも職員のとときには倒れるぐらいの暑さの中でもやった覚えがあります。そこまでして体調壊してまで訓練というような考えを今は時代が違いますので、皆さんの都合をみて、今言ってみた町長言われたように自主防災会、これだとかいいですね。やはり大きなところだとキャパがでかくなりますので、今申し上げたように

本当に声かけ合いながら助け合いながら私は10人ぐらいがみんな同じ方向に逃げるときに一番何とか安全なのかな、安全と言ったらおかしいですけども、高齢者も含めて全員が見れるかなと思いますけれども、防災室長、その辺どうでしょう。訓練について内容、訓練は大事だと思うんですけども、訓練のための訓練では話にならないものですから、その辺どうでしょう。何かお考えがあったら聞かせてください。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

先ほど町長も申されたとおり、今のところといいますか、6年度の計画についても定期の避難訓練、防災訓練という形で設けておりますけれども、やはりもう一度いま一度その辺につきましては、提案型的なところで何かしらのタイミングでそのような突発的な避難訓練といった形のものは設けてもいいかなと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 全体でやるのも避難訓練これは当然大事です。大事ですけども、やはり訓練がための訓練ではなくて、本当に助かるんだというような気持ちがないと、避難するんだと、命が大事なんだということがなければ助けれる人も助けるに大変苦勞があります。やはり皆さんが助かるんだと、何があっても助かるんだという気持ちで避難訓練をしていただきたいのと、その方向性は行政のほうでいろいろ考えていただいて、いろいろな策があると思いますので、ただ行政は最悪の状況で訓練の想定をしてください。一番楽ではなくて一番最悪の状況です。先ほど申し上げた8月10日なんというのは、町にとっては一番いいときです。お客さんもいっぱい来ているでしょうし、ただし有事あればこれ最悪な結果になります。そういうことも踏まえて、訓練等を計画してもらいたいと思います。

続きまして、避難所の運営ということで移らせていただきます。

この能登半島地震においても、各避難所が開設されてある程度たってから災害関連死という本当に言葉悪くてごめんなさい、嫌な言葉です。災害関連死という言葉だけはこれは何はともかく発生をさせてはならないと自分は思っていますけれども、今避難所の運営について冬場、伊豆の冬は当然寒いですけども、能登半島から比べれば本当に微々たるものだと、ただし夏場の避難所これに関してはいろいろ課題があると思うんですけども、避難所の運営について、新しいこといろいろまだこれから6年度の予算のほうに出てくると思いますけ

れども、何か新しいものがあつたらちょっと知らせてもらいますか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現状における大雨警報や大型台風接近などに伴う予防避難においては、段ボール間仕切りや毛布等を準備し、感染症対策なども施した上で職員２人体制による２交代、あるいは３交代制での避難所運営を実施しております。

実災害が発生した場合には、避難所運営マニュアルにより自主防災会、施設管理者、避難所担当職員の３名で開設準備を行い、その後避難者も含めた避難所運営本部を立ち上げ、運営することとなっております。

また、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方が発生した場合は、スクリーニング及び福祉的トリアージを行い、必要に応じて医療機関、高齢者施設、障害者施設、協定締結した宿泊施設等への移動調整を行います。

避難所生活においては、要配慮者の急変等による災害関連死の発生に至らないよう関係機関との調整を図るとともに、避難所生活の秩序と環境維持のため、避難所内での共助体制を整えてまいります。

その他新しい取組については、防災室長のほうから答弁させます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

６年度の予算の中で、避難所の運営の中でその夏の暑さ対策も踏まえた形ということで、スポットクーラーこちらのほうを購入する予算のほうを計上させていただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔３番 大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君） 新しい試みということで、スポットクーラーとかそういう機器類の整備をするよと、ぜひ置いて終わりではなくて、ぜひお声かければ私行きますので、夏場の最悪暑い中、どうでしょう、そういう機材を１回やってみるというのも大事ななことかと思うので、その辺の計画もよろしくお願いいたします。

それから、避難所の運営となりますと、能登半島の関係でもそうですけれども、緊急消防

援助隊ですとか、DMA Tだとか、緊急消防隊は一刻も早く入ってくると思うんですけども、DMA Tはどうなのかなと私は思っているんですけども、そういう援助隊が来たときに下田消防署管内で受援計画というのが作成されているんです。南伊豆町内でも4カ所が指定されているよと、道の駅湯の花、健康福祉センター、武道館、分校と、道の駅について県警も指定しているということで、いろいろ緊援隊、消防隊が入っているときにそういう施設、本部となるところがないとなかなか予定どおりの計画どおりの作業が進まないという面もありますので、それら辺の確保について武道館、私は武道館が緊援隊の集結地と思っていたんですけども、今回遺体安置になったというようなことを聞いたものですから、その辺がかぶるところとかあるんですけども、その辺の調整、今後本当に民間のボランティアさんも入ってくればそうですけども、こういうところの確保というのも必要になろうかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） 答えいたします。

大年議員言われるとおり、現在の地域防災計画上でいった場合の拠点となる場所については、かぶっております。かつ本町の健康福祉センターにつきましては、災害ボランティアのほうの拠点とするべくほかの隊消防隊のほうからの拠点から外させていただきました。今後消防、警察、自衛隊それぞれが拠点とするべくものをもう一度精査した中で、場所のかぶりがないような形のもので精査できればと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） その中で今も消防署とか武道館、この辺は当時私も携わっていたときに非常に大きな液状化これが懸念される場所なんです。その辺も踏まえて、2つ目、3つ目の場所の確保というのが液状化している地盤の悪いところに応援隊を使用するわけにもいかずというところがあるので、その辺についてどうでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 答えします。

当時熱海の災害があったときに私その当時は防災監でありましたので、担当しておりました。そのときに全国各地から熱海に緊消防隊が入って集結する場所が足りないよということがありました。その後、下田地区消防組合の消防本部と打合せをしまして、かぶってもいいと、

かぶってもいいので数だけ指定させてくれということで、今現在かぶっています。そのかぶった状態なんですけれども、先ほど議員が言われました液状化とかそういう関係がありますので、そういったところでないところへそういう事態が起きた場合は行くということで、わざとかぶしている部分もございます。ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私もその辺心配になりまして消防本部に問い合わせました。今下田の消防本部では受け入れる側ですので、南伊豆町内においても宿泊施設これがある程度その被害の状況にもよりますけれども、そこできるだけ提携させてもらって、安全と認められるような施設であればそこに集結をお願いしたいというような計画を今していて、今後施設側といろいろな交渉をしたいなというようなお話をしてもらっていますので、今総務課長が言われたように、二の手三の手これ本当に災害のときは必要だと思うんです。消防署、武道館、あの辺も本当に消防署あたりもちょっと危なくなるんじゃないかなと、当時液状化するよというデータが出ているので、あの辺に集結させ、津波の心配はあそこまでくれないと思うんですけれども、やはり地盤がありますので、二の手三の手を考えていただければありがたいなと思っています。

それから、次はT O K A I－0の状況についてということで、先ほどの宮田議員のところとちょっと重複する可能性がありますけれども、お答えをしていただきたいと思います。

このプロジェクトT O K A I－0の状況ということで、県が2001年からこれを実施しているわけなんですけれども、当町においては無料診断は6年で終了と、耐震の補強制度についても令和7年度で終了するというような形でホームページの中でうたっておりますけれども、もう一度すみません、現況をちょっと報告してもらってよろしいですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現行の住まいづくり助成制度において300棟の家屋がわが家の耐震診断を受けており、うち6棟が耐震補強工事を実施しております。今後もこれらT O K A I－0事業を活用しながら、地震に強い住まいづくり推進してまいりたいと考えております。

また、住宅耐震化率については、令和元年度末で62.6%となっており、最終目標値として

令和7年度末頃までには耐震化率95%を目指しておりますが、今後もさらなる住宅耐震化を図るための事業推進してまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） これもいろいろな情報で私この詳細が明らかになってから映像を見るたびに思ったんですけども、家が倒壊している割に瓦が落ちてないんですね。瓦がそのまま1階は押しつぶされているような光景を非常によく見たのでちょっと調べさせてもらったんです。そしたらいろいろなことが分かってきました。やはり珠洲市の耐震化率というのは51%、輪島市は45%、全国平均の87%より下回っていたというようなデータも出たんですけれども、実はその複合要因に北陸特有の気候風土の影響として、屋根瓦の重さこれがあるらしいんです。雪や潮風による劣化に強い漆黒の能登瓦が使われ、重い屋根の建物が多いと、私これで瓦が落ちる前に家がつぶれるという想像できなかった、仮に縦揺れがあったとしても瓦が落ちるのでないかなと。

私も北淡町、阪神・淡路大震災が終わったとき、北淡町さんを視察をさせていただける機会がありまして、現地に行ってきました。古い家屋で倒壊してない家屋の瓦は大体落ちてました。瓦が全部落ちてました。ただし、倒壊した家屋については、瓦が残っているんです。今瓦が落ちないようにですか、ちょっと私よく分からないんですけども、細工をするようなのもあると聞いて、そういうことが瓦が落ちれば当然ですけども、上が軽くなるもので倒壊は免れると、日本独特な構造になっているわけですけども、この能登半島の皆さんの伝統ある能登瓦、私はこれを非難するつもりは全くありません。ただし、これが命を守ることになればこれは話は別だと思います。能登瓦を守る、命は守る、これはまた話は別な問題で、先ほどのプロジェクトTOKAI-0ですけども、最近では壁を壊さずに部屋の中に一回り小さくても大丈夫な部屋を設置する工法もあるというのを聞きました。これだと安価だけれども、家自体は倒壊してもその部屋にいた人は助かるというような補強があるらしいんですけども、シェルターとまではいかないんでしょうけれども、それについては、先ほど町長が言われたように300軒診断して6軒ですか、なかなか高額になるということもあると思うので、なかなか数が進まないという場面もありますけれども、今言ったように家の一部屋だけ強化にするというような取組、こんな事例が県内にあるか、それともこういうものもこれからプロジェクトの中に入れることができるのかお伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えします。

議員の提案は確かに妙案かと思います。地震による死亡原因は、家屋の倒壊により圧迫、窒息死等が過半数を占めておりますので、緊急地震速報が発信されすぐに安全な部屋に避難する、またそこに就寝すれば少なくとも生命が守られる可能性は高くなると思われます。

本来は住宅全体の耐震化を進めるべきですが、相当な費用を要することが想定されますので、耐震補強の代替施設として安全小部屋等を造ることはよい考えではないかと思います。

また、先ほど議員がおっしゃられたとおり、シェルターということも県の補助事業の中ではございます。住宅リフォーム踏まえた形なので、小部屋を造ったという例はないと思いますけれども、シェルターを中に入れるという形の中であれば幾つか例があると思います。

また、耐震改修実施に当たっては、むしろ小部屋を造る形なんですけれども、リフォーム工事に合わせて行うことが費用及び手間を軽減できるという面で有効であるため、リフォームを検討する所有者やリフォーム事業者など耐震改修の必要性和補助制度を周知し、住宅リフォームに合わせた耐震改修の実施を促進してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） そのシェルターですとか、補強これが可能だという、シェルターと部分的な補強が費用的にどちらがいいのかとなればその家の具合にもよるでしょうから一概に何とも言えないでしょうけれども、そういう新たな南伊豆独自の制度みたいなのも県がなければ今後ちょっとやっていく必要もあるのかなと、一気に増えるのではなくて、徐々に徐々にある面の耐震化を家全体ではなくて、部分的でもいいからやってもらうということが命を守るというような形につながるのではないかと思いますので、今後いろいろと情報収集して、私もちょっといろいろ情報収集していますので、またその辺で町としていい制度ができればいいかなと思っております。

続きまして、孤立集落についてお伺いします。

町には孤立集落が17というような形で報道もなされているんですが、正直申し上げまして17どころではないなと、実際これだけの大きな災害がくると全部もう町内どこが孤立してもおかしくないなという考えがあります。

ただ、私は孤立集落というのは確かに道路が寸断されて荷物がいかない、人の出入りがで

きないというのが孤立集落というのであれば、ただ情報さえとれれば本当の孤立集落ではないんではないかなと私は思っております。ですから、先ほど申し上げた同報無線、これを同報無線相互に連絡取れることもたしかできるはずですので、場合によっては、例えば電話がだめ、何がだめといったときには、当然同報無線発信するだけでなく、当然区長さんあたりとは会話できるシステムもあるはずですが、この孤立集落について解消手段、昔は衛星電話というのを配備して衛星を使った電話ですので、衛星の走り具合によって不感になることもありますけれども、その辺で衛星電話だったらある程度大丈夫だろうということで配備した記憶があるんですけれども、今現状はどうなっているか教えてもらってよろしいですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では13海岸地区及び蛇石区、平戸区、毛倉野区、立岩区を合わせた17地区を孤立予想集落と想定した中で、各種備蓄品や情報伝達ラインの確保として、行政無線の配備なども含め、各種検討を進めてきたところであります。

先ほどの答弁と重なりますが、賀茂地域局では、定期的に災害時における孤立予想集落の現地調査を実施しており、本町においては21か所が臨時ヘリポート及びホイスト場所に選定されております。

先週21日、22日には、最新の状況を確認するため、賀茂地域局及び防災関係機関による現地調査も実施され、これら調査結果などはまだ届いておりませんが、最新の調査結果を活用し、防災関係機関との連携をもって空路での支援活動による孤立集落の解消を図ってまいります。

このほか集落が孤立しても一定期間は生活が維持できるよう、各家庭での備蓄啓発のほか、自主防災事業補助金の積極的な活用により各地区内での備蓄を進めるなど大規模災害に備えた取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） 衛星携帯電話についてお答えさせていただきます。

当時東日本を受けた形でイリジウムの衛星携帯電話をこの17地区に導入いたしました。その都度年2回ないし3回の避難訓練の際の通信訓練の中で行っておったんですけれども、このイリジウムにつきましては、移動衛星ということで、なかなか通信がうまくいかないとい

うこともあり、昨年にこのイリジウムに伴う衛星携帯電話のほうは廃止させていただきました。今後静止衛星のインマルサットのほうをそちらであれば多少山をかぶってでも通信が可能ということは伺っておりますので、そちらの配備について今後検討したいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） ぜひ最後の手段ではないですが、衛星電話となればある程度は通信ができる可能性が大きくなりますので、それらの配備についても積極的に合意していただければと思います。

続きまして、災害ごみの対応ということで、若干質問をさせていただきます。

まさに石川県がこれだけ被害が出て倒壊する家屋が多いので、災害ごみというのは、家屋の解体ごみと家具などの片づけごみ、これに分けられるということで、もういろいろな情報が入って皆さんご承知のことと思うんですが、石川県の災害ごみだけで240万トン、珠洲市で57.6万トンで132年分ですか、穴水町で27.5万トン、96年分、想像絶するごみですが、私が現職のときでもなかなか災害ごみの仮置場とか運営については、本当に苦慮してまして、現状いかがなものかと思っておりますので、まずは現状についてお伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

災害ごみ処理については、南伊豆町災害廃棄物処理計画に基づき実施いたします。

仮置場設置の手順としては、平常時・災害発生初動期・復旧復興期と段階を分けて計画しており、災害発生初動期には、災害廃棄物の発生量から仮置場の必要面積を算定し、あらかじめ選定した仮置場の候補地から被害状況を踏まえて用地を確保した後、進入路の整備、災害廃棄物の受入れ、保管、分別、処理ヤード等の配置を行ってまいります。

また、仮置場の運営については、仮置場配置計画に基づき、南伊豆町災害対策本部の衛生部がこの運営に当たります。

今般の能登半島地震の報道の支援要請の内容から、被災自治体では大量に発生した災害ごみの処理に苦慮していることがうかがえます。これら被災地における災害対応は、本町処理計画においても教訓となる事案も多々あると考えますので、今後も静岡県並びに関係自治

体とも情報収集、情報共有に努めながら、万全な処理計画となるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 災害ごみの集積場所については、昔は差田グラウンドの周辺ということで、今はタカラゲンさんがもうあれだけの建物建ててますので、あそこ今災害ごみを集積させるわけにはいかないでしょうから、まずもってこの集積場所の確保これが大事になるという形で、やはり自主防というか、区長さんあたりにいろいろご検討もいただきながら有力なところを見つければと思っています。

今仮にですけれども、候補地みたいのがあるんでしょうか。お聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

南伊豆町の災害廃棄物処理計画の中で、町内11カ所を指定というか選定をしております。まず子浦の三浜中学校の跡地とか、一色の町有地、吉祥になりますけれども、そのほか青野の最終処分場、その他差田グラウンドの南側空き地という形とあとは伊浜、妻良、中木、大瀬、下流の各漁港になります。あと子浦に関しては、これも駐車場という形で、全部で3万500平米を選定しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 今、担当課長からのご案内がありましたけれども、実際問題、では10トン車が相互に、交互に搬入できて、速やかに本線へ走れるといったような、その中にどうもあるように思えないんです。やはり、小さなところをボトボトつくるんでしたら、やっぱり今言ったように10トン車あたりが行き来して中でも分別ができるような、そんななかなか平らな土地で道路に面していて空いている土地なんて条件のいいところはそうあるものではないと思うんですけれども、やっぱり設置するんでしたらそれだけの利便性を考えて設置しなきゃいけないなと私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

このご質問に関しましては、以前大雨の洪水、大雨洪水が伊豆地区であった際にご質問が出ていまして、その際でもないんですけれども、議員がおっしゃられるよう適地がかなり少ないというのが現状であります。

そういった中で、私有地調査を係と町中回って現地を見て回りました。平らで、議員がおっしゃるとおり車がつけられて、被災者の方が搬入しやすいところという形で候補地を幾つか選びまして、私有地、民地限らずですけれども、調査に回りました。

ただし、議員がおっしゃるように伊豆地区は平たん地が少ないという形で、農地を埋め立てたりとかという形を取れば可能なところはありますけれども、そのほかちょっと候補地が見つかっていない状況で、この計画自体の11か所という形で止まっている状況です。

今後、ちょっとこの前うちの職員が、地域整備課の職員が能登半島の被災地に行っていました。避難所の運営に当たったようなんですけれども、その中で被災地を見てきたようです。やっぱり災害ごみの状況を見て、やっぱり漁港とか搬入しやすいコンクリのところへ搬入していたと。一部、民有地か町有地か分からないんですけれども、やっぱり造成をしていたというところを見てきたという情報がありますので、今後その能登半島の状況を、どうしたかという形を参考にさせていただきまして、検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） よろしくお願ひします。

時間もちょっと少なくなってきましたので、次に、これは地震だけではない、災害は地震だけではないものですから、ちょっとお伺ひします。

豪雨時の、特に山間部における流木天然ダムのおそれ、これ平成3年にこの近辺大雨が降りまして、一條で大きなダメージがありました。その辺、これから暖かくなるにつれてこういう豪雨災害の危険性が高くなってきますけれども、その辺の山間部の調査、流木等の、倒木等の調査、こんなのも順次しているんでしょうか、その辺をお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の流木または土砂を伴う天然ダムなどは、自然災害により発生した地すべりや土砂崩れが原因で河道閉塞し、形成されるものと考えられております。

これらの原因となり得る土石流の土砂災害警戒区域については、町内に304か所程度指定されており、そのうち12か所ですでにハード対策が概成されております。

また、ソフト対策としては、ハザードマップを作成し、町内及び該当区域に配布するとともに、ホームページにて公表し、その啓発に努めているところであります。

なお、新たに追加される箇所もありますので、絶えずこれら情報の更新に努めながら、災害危険箇所の周知徹底を図ってまいります。

加えて、荒廃山林等の整備や適正管理の取組は極めて有効な防災・減災対策でもあることから、引き続き林業事業体との連携をもって森林整備の強化・推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） これから豪雨の時期になりますので、よろしくお願いします。

最後に、広報みなみいず令和6年2月町政コラムについてお伺いします。

町長はこのコラムの中で、町長として先を見ての決断は大変重要であると。今現在の課題解決も大切だが、次世代にどう残していくかを町民の皆様のご理解を得ながら決断したいというような形で町政コラム掲載をされて、投稿されていますが、どう残していくかも大事ですが、どんな町にしていくのか。これから6年度の予算の審議も精査をさせていただきますが、どんな町にしていくのか、具体策、考えがあればお聞かせ願います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほどの施政方針の中でも若干触れさせていただきましたが、少子高齢化の急速な進行と東京圏への一極集中などにより、過疎地域の人口減少は加速度を増しております。

このような現況下にあって、ごみ処理や上下水道などインフラ整備と維持管理、学校統合や災害対応などとした諸問題解決に向けた施策の実行と、将来を見越した政治判断などをもって次世代を担う子供たちに自信を持って引き継ぐことができる南伊豆町を目指すとした私の施政に対する気持ちを、町政コラムに執筆させていただいたところであります。

今後については、将来についてはやはり子供たちにいかにこの今ある現状を残していけるか、引き継いでいただけるかというところを最重要課題として、町政運営に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） ありがとうございました。

何とか我が町、次世代にしっかりと残せるよう、私も尽力していきたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君の質問を終わります。

ここで、昼食のために1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 岩 田 稔 君

○議長（長田美喜彦君） 2番議員、岩田稔君の質問を許可します。

岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 通告書どおり、ただいまより一般質問をさせていただきます。

質問の中身は、共立湊病院跡地についてです。

共立湊病院の取壊しが始まりました。新病院移転後、廃墟として長年放置され、景観及び
環境面からも地元地区からは早期解体を叫ばれておりましたが、私も地元の一住民として、
長年の懸案事項が確実に実行されたことは非常に喜ばしいことだと思っております。

そこで、2月19日に開かれた一部事務組合下田メディカルセンター議会で一般質問を行い、
管理者に6つの質問を掲げました。

その中身は、1、解体後において一部事務組合では跡地の活用があるのか。2、そのお考

えは運営会議で共有されているのか。3つ目は、草刈り等のランニングコストはどのくらいかかるのでしょうか。4つ、安価で地元に売却する意思はあるのか。5つ、安価で売却するには問題があるのか。6つ目、跡地利用を早急にまとめ、執行部、議会、住民の合意を取り付ける必要があると思うが、管理者のお考えは。以上、6件の質問にそれぞれの回答をいただきました。

まず、1つ目の質問には、津波浸水地域でもあり、組合として跡地利用の予定はないと回答をいただきました。2つ目、運営議会の共通の認識として、南伊豆町の意向を尊重する、解体工事の終了までに次の方向性を決定するとの回答をいただきました。3つ目、ランニングコストは年2回、草刈り、フェンスや樹木の管理などを含めて120万円と想定すると回答いただきました。4つ目、5つ目の回答は、安価での売却については合理性、経済性が認められれば可能である。評価額より低くても、保有するより売却するほうが経済性が認められれば可能であるとの回答をいただきました。

これらの回答を踏まえて、私が一番引っかかった点は合理性、経済性が認められれば売却は可能であるといったところです。組合の合理性とは、利活用の予定がなく、かつ毎年120万円の維持管理費がかかる資産を売却することは道理にかなっていること、このように解釈しました。

では、経済性とは何でしょう。それは、組合側からすると解体費用を相殺する価格で売却できるのであれば経済性が優れている。タイパ、コスパがよいということなんだろうと思います。

では、南伊豆町にとって合理性、経済性とは何だろうと考えました。当町において、旧共立湊病院の跡地を購入することに合理性はあるのだろうか。これは、客観的に見てないだろうと考えます。現時点において、跡地利用の手段が決定されていない段階での購入を決めることは、道理にかなっているとはいえないだろうと思います。

そして、経済性においても、仮に解体費用の3億4,650万円を半額にディスカウントすると言われましても、その金額は1億7,325万円ですから、当町において経済性が優れるとはいえないだろうと思います。

このように、跡地購入は現時点においてはデメリットなんだろうと、そう考えますが、逆にメリットはないのだろうか、そう思い組合の資料の中から遊休資産として温泉源の土地と建物があり、水源となる土地が2つあることを確認しました。

以前から、湊病院には温泉の源泉と水源があると聞いておりましたので、先日町内の事業

者に案内してもらい、現地を確認してまいりました。温泉の源泉については、すぐに活用することは容易であり、水源においても飲み水としてすぐに使用できるかは別として、きれいで水量も豊富であると説明してもらいました。仮に当町が購入すれば、水源と温泉源の両方を持つ自治体は全国でも少ないだろうと説明してもらいました。

以上のことから、一部事務組合においては無益な資産であっても、当町において有益な資産になると考えられます。つまり、未来への投資だと考えるなら、南伊豆町においても合理性は成り立つのではないかと思います。

ただ、最大のネックである経済性については、買い手が南伊豆町であるならば、経済性が優れる価格まで時間がかかっても待つのがよいのではないかと考えます。そして、この跡地の有効な生かし方、使用目的を町内の人々に投げかけ、多くの人の意見やアドバイスを聞き、議論を深めて町民にとって最善の方法を導き出すことが肝要であると考えております。

では、これから一般質問に入ります。

解体後の跡地の利用について、管理者と町長の間で何か話合いがあったのでしょうか。また、他の首長とこの事案について意見交換がありましたらお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

旧共立湊病院の建屋解体については、昨年11月から始まり、現在、順調に進捗しているとの報告を受けております。

令和4年12月に開催された一部事務組合下田メディカルセンター運営会議では、立地する南伊豆町の意向を尊重し、遅くとも解体作業の完了までに方針を打ち出すことが合意されております。

本町では、当該土地が津波浸水区域であり、さらに国立公園第2種特別地域であることから再開発に制限がかかることも想定されるため、利活用計画は検討しておらず、運営会議に本町の意向は示しておりません。

また、令和4年12月以降の運営会議以降、管理者を含めた構成市町の首長との意見交換は特に進んでおりませんが、令和6年度には解体作業が完了する予定でありますので、今後、運営会議において具体的な跡地利用の協議が成されるものと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 今、町長からの答弁をいただきました。現在まだ方向性が決定されていないと私は受け取りましたが、私が質問した中でも、1つかぶるかもしれませんが、あと時間がもうお尻が決まっています。あと9か月、あつというまに時間は来ると思うんですが、そのあたりのお見通しがありましたらお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

いろいろと首長と詳しい話がしていないので、皆さんがどのようなお考えかというところがあるんですけども、中にはもうただでもいいからというお話をいただいているところもあります。それから、金額的な幾らということはないですけども、安価でもというところもありますけれども、その安価というのが幾らなのかというところもあります。

当町としては、今のところ特には考えてはいないんですけども、やはり大変場所的に大変重要な地域だと思っていますので何か、私の個人的な考えとしたら何か、当然ですけども地域に元気を与えられるような、何か地域経済の活性化に資するような、そういう事業に活用できればいいかなというふうには考えております。

今のところは協議は特にされていませんけれども、今後の中で様々な場面でほかの首長さんたちとも顔を合わせる機会がありますので、その中で皆さんと意見を交わしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 先日の一部事務組合の一般質問に私が出席したところ、同僚議員から声をかけられたのが、南伊豆町どうするんだと。南伊豆町が何かやってくれるんだよね。同僚議員からそういうふうに声をかけられました。当然のことながら、南伊豆町の意向を尊重するというお言葉があったぐらい、やはりこの南伊豆町の出方、これからの動き、みんなが注目しているところで、あります。

ですから、今の、今現段階ではあの跡地をどう使用するか、どう使うかということがまだ確定されていない段階ではありますが、お尻が決まってあと9か月です。何とかその間に地元の方から、もしくはいろいろな方から、町民からも意見を聞いて、何とか南伊豆町にとっ

て有効な答えを導き出していただけるように、これからも町長に頑張っていただきたいと思います。

そして、もう一つの質問なんですけれども、仮に組合側から安価で売却を提案された場合、当町はどのように対応されるかお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現状において具体的な金額が提示されておりませんので、ご指摘の事案について返答すべきか判断ができかねないと考えております。

本町においては、今後学校統合や公益ごみ処理施設計画など大型案件も控えており、これらに伴う財政状況も極めて厳しいことから、現時点で利用目的がない当該土地の購入などは慎重にならざるを得ないものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） この安価という言葉が、非常に何ともお答えが、私もそうですし当局側もそうだと思います。ただ、これは解体費用が3億4,650万円という数字があります。これをベースにお話をしていたら、先ほども僕も言いましたけれども、ディスカウントといってもあまりにもそこをベースでお話すると先に進まないと思います。

となれば、こちら側から逆に値段を言ってあげる、このくらいなら当町で行けるよとか、このくらいなら話合いのベースに乗せられるよと、そういう提案をしてあげられないと、向こうは南伊豆町にボールだけ投げて、こちらに回答を求めているんですよね。でも、その投げってくるボールに仮に数字が入っていないなら、私らのほうからこのくらいの数字なら検討の余地がありますよと、そういった何ですか、取引というか、それをぜひ管理者の松木市長と、あと残りの首長さんと具体的な数字を言っていかないと、このお尻がもうあと9か月ということは決まっている以上は、ある程度の数字を、こちらから数字を言ってやってあげないと、この話はいつまでたってもどうぞどうぞということになっちゃうものですから、その辺のお考えはありましたらちょっとお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複するかと思いますが、今のところ金額も幾らが適正なのか、今のところ申し分けないですけれども、何も検討していないと言っていいぐらい、特に購入した場合とか幾らならというところを検討していないがために、あまり安価という金額が億単位なのか数千万円単位なのか、本当に、ほぼお金を出さない状態なのかというところがちょっと想定していないんですけれども、その状況によってまたいろいろ違うと思いますので、今後いろいろ検討した中で。

また、このまま取得しなかったときには一組としてもやはり維持管理費が毎年かかっていくわけですし、私どもが取得すれば事業計画がないまま取得したまま、今、年に2回の草刈りで120万とありましたけれども、回りフェンスで囲うとそれが3,000万ほどかかったり、草刈りも年に2回ではちょっと、多分皆さん草刈りやると年に2回では足りないぐらいだと思うので、そうすると年にやはり200万から300万ぐらい草刈りの費用がかかってしまうのかなということを考えると、やはり計画があつての取得かなと思いますので、今後は想定した中で、安価で取得できた場合に何をやるか。

それと、もう当然ですけれども、我々公的な立場で何か事業をやるというよりも、やはり民間の力を借りるというのはすごく重要だと思いますので、更地になって初めて民間がこれだけの土地なら魅力あるというふうに手挙げをしてくれるかもしれませんので、そのときに民間の力を借りて事業をしていくということも重要かと思いますので、ここは当然ですけれども選択も慎重に選択しなくてはいけない、民間の業者はしなくてはいけないというところですので、じっくりとというほど余裕はないんですけれども、あまり間違った方向に行かないように、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） 補足でお話をさせていただきます。

病院の移転については、これはもう当然岩田議員は地元ですのでご承知のとおりだと思います。決して南伊豆町が望んで下田に病院を送り出したわけではなくて、組合で運営すべきその公的な病院を将来的にもしっかりとした経営で運営していくために、南伊豆としては泣く泣く手を振って病院を下田へと送り出したというところがあつて、そういう部分から言わせてもらえば、当然本町としては組合が3億出そうが4億出そうが、行ってしまった後の使

わなくなった病院を解体するのは、それは当たり前の話であって、これはもう町長が町長になってから、もうどんどん早く解体してくれということはずっとお願いをして、先ほど岩田議員がおっしゃったようにやっと形になって解体ができる。

ここで、やっぱり一番大きいのは、実際あの建物がなくなって平場になったときに、かなりやはり手を挙げてくれるところもあるんじゃないかなとか、もうとにかく地元の方々の、当然岩田議員も地元ですけれども、町長も本当にあの跡を地域の方々とどうやってうまい形で利活用するんだということは、本当に僕らも職員も一生懸命考えています。

ただ、現時点で、組合の議員でいらっしゃるのでも当然分かると思いますけれども、現時点では組合側の所有物であって、それを逆に軽々にうちのほうでこうしよう、ああしようという話をする、逆に条件的にも厳しいところもあったりするのかなと。もうご心配のことは十分分かりますけれども、ぜひその辺も踏まえた中で、私たち執行部のほうとしても跡地については一生懸命考えさせていただきますので、もう少しちょっとお時間をいただいて、いただければというふうに思います。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 今、副町長から丁寧な説明をいただきました。ここでは表せられないようなマイナスの資産があることも、私も承知もしております。その辺を踏まえると、今ここで金額を言うのは適当ではないし、安価といってもこういう正確な数字が出ないところで討論してもしようがありませんが、今、副町長からのお話、町長からのお話も伺いましたけれども、とにかく地元にとって有益な使い道を何とか探っていただきたい。

そして、私たちは先祖からあそこに住んでいる以上、たとえ津波が来ようと何があろうとあそこの土地から離れることはできないんです。そう考えると、やはり地元の意向、それから町民の意向、そこをうまく導いていただいて、最善の策を尽くしていただけるように私からお願いして、今回の一般質問は終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君の質問を終わります。

ここで1時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時30分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 黒 田 利 貴 男 君

○議長（長田美喜彦君） 4 番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田利貴男君

〔4 番 黒田利貴男君登壇〕

○4 番（黒田利貴男君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、それに先立ちまして、さきの能登半島地震においてお亡くなりの皆様方にご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。また、早期の復興を願っているところでございます。

まず、私の一般質問は、経済対策についてという質問と、能登半島地震から見る当町の防災対策について、そして3 番目に、新聞に出ましたが、E R S 導入という考えについて、3 つの質問をいたします。

まず、経済対策についてですが、新型コロナウイルスもインフルエンザ相当の感染症法上で、令和5 年5 月8 日にそれまで新型インフルエンザ等感染症に該当しない5 類感染症となりました。

コロナ禍の町内経済は、人の移動制限などにより主要産業である観光等の低迷などが要因となり落ち込みました。そんな中で、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したみなみいず応援プレミアム商品券事業は第6 弾まで行われ、町民からはとても助かるとの声もありました。

令和6 年1 月第4 週に、静岡県全体の定点医療機関当たり患者数が19.14 人／週となり、県独自の感染拡大警報基準を超えたため、2 月2 日に感染拡大警報を発令しました。今年の観光イベントであるみなみの桜と菜の花まつりは、これまで定着していた外出自粛も元に戻り、盛況になるかと思っていた矢先の静岡県の発表でした。このままでは、経済の低迷が続いてしまいます。

まず、プレミアム付商品券事業は継続できないか。

次に、もしプレミアム商品券事業ができるとすれば、国の交付金である新型コロナウイル

ス感染症対応地方創生臨時交付金はないわけですから、その予算措置の考えはあるか。

また、予算措置ができれば規模を縮小してでもやるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のプレミアム付商品券の発行については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する中で、コロナ禍で疲弊する町内経済へのカンフル剤として事業展開し、これまでに計6回にわたり実施してまいりました。

また、これらの取組は、町内事業者をはじめ多くの町民からもお褒めの言葉をいただいているところであります。

このような状況の中にあって、国ではコロナ禍からの完全脱却に向けた経済対策として、次年度においても活用可能な物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付を決定いたしました。

これを受けて、新年度予算編成においては、第7弾みなみいず応援プレミアム付商品券発行事業を実施すべく、国からの交付金に一般財源を加えた5,154万円をプレミアム付商品券事業費補助金として予算計上し、1万円分の商品券を5,000円にて販売、1世帯当たり上限3万円分購入可能とする9,600万円分の商品券を準備し、6月下旬から販売する予定であります。

詳細が決まりましたら、町民の皆さまにもお知らせをさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） まず、予算措置もできていると、新聞に当町の財政、来年度予算が出ていたときにも、この新型コロナウイルスプレミアム付商品券事業が載っていたわけですが、その前にこの通告書を出してしまったので、もうやらざるを得ないという状況で今ここで一般質問をやっているんですけれども、まず今、町長が言われたように経済効果としてかなり町民の評価は高いというのは分かります。

その上で、やはり内需だけを拡大するよりか、外からの資金の流れ、そういったものももう少し組み入れる経済対策、それも必要になってくるのかなというふうに自分は思います。

この、ちょっと頭をひねれば、この交付金、予算措置の中での交付金を使うというところ

では外需かもしれません。ですが、民間の外需を得る必要があろうかと。この当町においては高齢化が著しいわけですから、町民が外需をもって町内で移動ができ、また経済効果につながっていく、そういった事業となっていくことがこのプレミアム付商品券事業には求められるのではないかと、そのように思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まったく議員おっしゃるとおりだと思います。この今回の地方創生臨時交付金から、今回のコロナ対応から物価高対応については、町に交付された交付金をいかに町民の生活のため、それから経済復興のためにということで使ってまいりました。

これから観光客も増える中、今までも観光客向けというわけではないですけれども、観光に来る方の支援ということで宿泊割引や体験クーポン等をつけた中の地方創生臨時交付金を活用をさせていただいたということもございます。

これから、やはりいろんな形で来てくれたお客さんが使うお金、1,000円使うところを2,000円使っていただくということがすごく重要かと思いますので、その辺のところの策をまた今後考えていって、どのようにしたらお客さんが、観光客の方がお金を使ってくれるかというところをちょっと模索しながら、いい策を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 今、町長のほうから観光というワードが出たわけですが、本年のみなみの桜と菜の花まつり、例年より来場者数が多いように見えました。

桜まつりが開幕し、花が咲き始めた頃に河津町へ視察に行ってきました。河津町の方の声を聞くと、今年からは南伊豆がいいのではないのかと、そういう多くの声がありました。その声の基になっているものは何かというと、下田河津道路の部分開業であります。

どうしても観光地へ来る人というのは、目新しいもののほうへ流れてくる。そういった中で、国道414号天城を下ってくるとあそこに新しい道路が見える。そうすると、どうしてもそこを通りたくなる。中にはそのまま自分も走ったときに、あの道路区間だけ走ってまた河津のほうへ戻ってくる車両もございました。下田逆川まで抜けてから戻っていく車両。

そういった中で、もう少し桜まつりについて宣伝をすることが、先ほどの外需の拡大につ

ながって、内需が潤ったのではないのかなというのが自分の率直な感想です。そういった点について、当局としてどのようにお感じになったのかなという質問をいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

伊豆縦貫自動車道の河津七滝、河津逆川インターの開通が昨年3月19日にしてから、下田、松崎、西伊豆、南伊豆町方面にくるお客さんというのは、ストレスなくその道路を通じてこちらのほうに来るわけですが、その中でも今回の河津桜まつりは大変多くのお客様がその道路を使って南下されているということは、私もそういう場面に遭遇しました。

やはり、その道路の要因も一つ。そして今まで、第26回の桜まつりを開催したわけですが、26回にわたる間、町も観光協会も、それからいろんな事業者様、いろんな方がいろんなところで広報活動をしました。そして、何といても今、関係人口というのも増やしているところですが、その関係された方々がSNSで情報発信をしているというところがすごく重要なと思います。

私も、いろんなところへ行ってみなみの桜と菜の花まつりのPRをするんですが、南伊豆知らない、南伊豆行ったことがないという方が、桜まつり行ってきたとか伊勢えび祭り行ってきたとかという反応があるということは、これはやっと浸透してきたなというのが私の正直な考えですので、今後もいろいろな広報活動することによって、逆に様々なメディア等からも注目される、2月14日には大手旅行紹介サイトというんですか、そこで日本の早咲きの桜ということで第1位に選ばれたということで、何となくその翌日からお客さんももっと増えたような気もしております。

ここにいらっしゃる安藤議員も、地元の下賀茂の方たち有志で竹灯りゆらぎというイベントをやってくださったり、その日はかなりお客さんが来られるということで、町民が一丸となって誘客に努めたところが大変大きな成果だと思っておりますので、ぜひ次年度以降もしっかりと広報して、お客さんをもっともっと増やしたいと思います。

あと、唯一大きな課題というのはやはり駐車場の確保だと思いますので、また近隣で駐車場が確保できるような状況があればしっかりと整備していきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

今、観光、SNSの活用といった話もあったわけですが、町民みんなが、皆が当町の宣伝マンとなってこういった町独自のイベントを盛り上げていく、そういった必要性があります。

そういった中で、今、町長がおっしゃったように、SNSの利用、例えばInstagramであればメンションして観光協会のInstagramのページの中でリポストをしてもらう。そうすることによって拡大する拡散率は倍になる。そういった、またはフェイスブック等であればシェアをしているところへと広げていく、そういった方式を取っていくことも一つの経済対策、そういったことにつながっていくのではないのかなと思いますので、今後は桜まつり実行委員会、観光についていえば、桜まつりについていえば桜まつり実行委員会だけでなく、町ぐるみで町民皆で盛り上げていく、そういったイベントにすることが経済効果につながっていくのではないのかなと思いますので、どうか今後もよろしくお願ひしたいと思います。

最後にまとめます。経済対策は、町内だけでお金を回してもなかなか上向きにはなりません。いかに外からの流れをつくるかが大事だと思います。外需を得て内需を回す、お金の貿易黒字化を図る必要があります。

今まで、プレミアム付商品券事業は国からの交付金を使って外需を得て内需を得る形だったわけですが、今回も同じ形になりますが、町内経済が縮小しているわけですから、今後は様々な産業をしっかりサポートする行政運営をお願いいたします。

続いて、2番目の能登半島地震から見る当町の防災対策についてですが、これは先ほど来から様々議員から質問あるので重複する質問もあろうかと思いますが、丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

令和6年1月1日に能登半島地震が発生しました。もうすぐ2か月がたちますが、この地震による犠牲者、少なくとも240名が犠牲となり、1月31日時点で一次避難所での生活を余儀なくされている方は8,232人、二次避難者4,792名、1月31日現在ですが、いると報道に出ています。

今後予想されるのは、災害関連死です。能登半島地震では15名ですが、2016年の熊本地震では犠牲者273名のうち80%以上の218人が災害関連死でした。

災害関連死とは、当該災害における負傷の悪化または避難生活における身体的負担による疾病により死亡することを指します。この災害関連死は避難所で発生します。東日本大震災、

熊本地震のときも肺炎が25%と最も多く、続いて心筋梗塞、脳卒中という順番だそうです。

今までも度々質問しましたが、まず当町の避難所の体制について伺います。

また、高齢化率48%の当町では、避難所での高齢者の健康管理が重要と思います。避難所での高齢者の健康管理について伺います。

能登半島地震もそうですが、半島での地震では三方を海に囲まれ、集落の回りは山に囲まれています。そのことにより、道路や水道といったインフラやライフラインが壊滅的な被害を受け、多くの孤立集落が発生しています。賀茂地域局が発表した能登半島と似た地形や地域の課題のある伊豆半島南部でも、災害時に孤立するおそれのある集落は最南端の南伊豆町で17、下田市8など伊豆半島全体で44か所になるそうです。

孤立した場合、すぐに救助や状況把握ができればいいですが、能登半島地震のように津波や土砂災害、道路寸断などで現地へ到達できない場合も想定できます。

各自主防災会の避難施設の状態と備蓄状況、通信手段と通信状況について伺います。

また、町内建物の耐震化率は62.6%、高齢者だけの世帯では建物の耐震化は必要ないと思っている方もいます。能登半島地震では、家屋倒壊が非常に多かった。同じことが起こることが想定できます。

災害時、建物倒壊を防ぐための建物の耐震化率を高めることはできないのかといった質問をいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします

本町では、指定避難所として6か所を指定しており、大規模災害が発生した場合には、避難所運営マニュアルにより自主防災会、施設管理者、避難所担当職員の3者で開設準備を行い、その後に避難所運営本部を立ち上げ、運営することとなります。

町職員の体制では、災害対策本部が設置された後、厚生・衛生部の民生班であります福祉介護課の介護保険係、福祉係、子育て支援係、町民課の課税係、納税係の職員が避難所の設置及び収容に当たりますが、その他にも災害救助法の適用、罹災証明に関すること、救援物資の受入れ・配分等を行う業務を担っていることから、時系列的に要員不足が生じる可能性もあり、この場合、他の班からの充足や他自治体からの応援職員による受援により対応することになりますが、全体的には要員不足は否めません。

これらは避難所運営マニュアルにも定めてはおりますが、中長期的には自主防災会による

避難所運営本部や避難者による避難所運営が必要となりますので、訓練による実践、広報誌などを介した避難所運営に係る周知・啓発などにも注力してまいります。

災害時健康支援マニュアルを整備しており、災害発生時にはこれらマニュアルに基づき健康支援活動を実施してまいります。

当該災害時健康支援マニュアルにおける初動対応では、保健師は発災時72時間程度までは救護所を中心とした医療救護活動に従事し、その後救護所の規模を縮小する中で避難所、自宅滞在・車中泊、仮設住宅入居者に対して、時間経過に沿った健康支援活動を実施いたします。

例えば、発災後4日から2週間を目途としたフェーズ2においては、生活の安定を目的とし、衛生管理、環境整備、健康相談、健康教育、心のケア、口腔ケア、食事支援、エコノミー症候群の予防及び生活不活発病の予防を目的とした健康支援活動に従事するほか、フェーズ3、フェーズ4の支援につなげていきます。

また、災害の事象によっては、緊急時の混乱を乗り切るための応急措置として、DMATなどの医療関係者による支援のほか、長期的には他自治体からの応援職員による支援活動も展開されますので、これらの受援活動とも連携・協力し、被災者の健康管理に努めてまいります。

先週の21日から22日にかけて、賀茂地域局及び防災関係機関による本町孤立予想集落17地区の現地調査が実施され、避難施設、通信手段、救出や医療、物資搬送を行うためのヘリコプターの離発着場所、物資投下、ホイススペースなどの状況確認が行われております。これら調査結果については現時点で届いておりませんが、最新の調査結果などを活用し、防災関係機関との連携を持った各種支援活動が展開されるものと考えております。

また、本町自主防災会においては、自主防災事業補助金を活用した中で備蓄品等も充足されておりますが、衛生用品や簡易トイレなど生活関連用品は十分とはいえない状況であります。

各家庭では最低3日分の備えが必要とされており、大規模災害が発生した場合には集落の孤立も想定されることなどから、町民の皆様には最低でも1週間程度の備蓄を強く推奨しているところであります。

地区との通信手段としては、デジタル移動系防災行政無線を配備しており、静止衛星を通じて電話や通信サービスが行えるインマルサット衛星携帯電話の導入についても調査研究を進めております。

住宅耐震化率においては、令和元年度末で62.6%となっており、最終目標値として令和7年度末には95%を目標に住宅の耐震化の啓発に努めているところではありますが、未実施世帯の多くが高齢者世帯であることや、耐震診断及び耐震改修には相当の費用を要することなどから、費用負担の軽減などが課題とされております。

また、本町においては、広報誌広報紙をもって木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する助成制度を紹介するほか、県と連携し耐震診断の申込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールなども実施し、今後も効果的な住宅耐震化の周知啓発に努めてまいります。

加えて、地域の皆さまのご理解とご協力を賜りながら、可能な範囲でアンケート、戸別訪問等をもって耐震改修に至っていない理由や世帯状況なども把握し、各世帯の事情に応じて住み替えや命を守る対策も含め幅広い対策を提案するなど、きめ細やかに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

まず、健康管理の部分についてもそうなんですけれども、もし被災地となった場合は、当町のほうが受援体という形になります。これは、消防本部にしても同じ形になるわけなんですけれども、まず一番私が感じる場所は、町自体が孤立するのではないのかと。いずれにしても下田市、国道135、136号が津波浸水域であります。そうすると、下田のほうからの応援隊、または支援隊というものの受入れは困難になってくる。

あと、西から入ってくるにしても、西伊豆町、松崎町ともに、西伊豆町は大丈夫なような気もするんですけれども、バイパスがしっかりしていますので。ただ、松崎へ来て松崎町内が津波浸水、地震が起きれば津波が発生するわけですので、津波浸水となって一時的でも道路寸断されてしまうのではないのかと。そういった場合には、町自体が孤立するといったことが想定できるかと思うのですが、そこら辺については何か町として対応策、空路での対策とかもあるかと思うんですが、ほかに何か対策しているところがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

なかなか厳しいご指摘と受け止めておりますけれども、基本的に私も町自体の孤立ないし

伊豆半島自体がということも懸念しております。

その中で、国土交通省沼津河川国道事務所のほうでも414号の道路啓開、ないし自衛隊のほうでは先週行っている自衛隊のヘリの関係、自衛隊ないし静岡の防災ヘリの関係等というところで支援等をいただく形になろうかと思いますが、まずもって1週間程度、1週間ないし10日の自立的な形での避難が、避難といいますか生活ができるまず備蓄のほうを蓄えていただいた中で、外部からの支援を待つといった形を想定しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

自分も一部事務組合下田地区消防組合議会に行った際に一般質問もしたんですけれども、それで受援体についてといったところで質問したんですけれども、全員協議会の中で報告として下田地区消防組合から部隊が全国緊急応援隊として出動して、まず第1回目の1月1日の夕方出動した部隊については、現地に入れたのが4日であると、2日間は12時間かけて現地に到着、そこから2日間足止めを食ったと。その原因が、能登半島自体が孤立していたんです。インフラの悪化、今、防災室長が言われたように、防災室長の考えのとおりです。伊豆半島自体が孤立することをまず想定した防災対策、そこまでまず今考えていかなければならないんだと思います。

そこはこれからしっかりと備蓄食料なり、避難所の運営なりを考えて、今まで以上のことをしていただきたいと思いますけれども、先ほど同僚議員の質問の中にもあった通信といった部分、これも衛星電話、こちらを固定衛星に切り替えるといったところで通信状態はかなり良好になってくるものと思われま。

残る問題として、自主避難者に対する、これ自分、前回だったか前々回だったか一般質問の中で車両避難者に対する備蓄食料の配付、これはどうするんだといった質問をしたと思うんですけれども、能登半島地震においては自主避難者には備蓄食料が、インフラの災害による破損、そういったものも含め行政機能がパンク状態となり、自主避難者に備蓄食料を届けることができなかったと、そういった報告もあったんですが、そこら辺は当町の場合、迅速にそういった対応ができるのかどうかお聞きいたします。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

以前の一般質問で、黒田議員から今のご質問を受けた中では、基本的には同じ回答になります。今のところ、対策としたものとしてはございませんが、そのときに逆に提案的な形でいただいたアプリ等を介した形での確認等がいかがかということをしていただいておりますので、今後そのシステムといいますかアプリの関係が利用できるものかどうかを検証した中で、有効であれば導入したいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔４番 黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

要は、よくマスコミ報道にあったように、テント生活されていた高齢世帯の方たちは、農家だったからよかったのかもしれないんですけども、備蓄食料は一切受け取っていないんですよ。そういった報告もいただいたんです。

うちの町の場合も、やはり高齢者は多分避難所へ避難しないと思うんです。そのときに同じことが起きるんだなというのを自分ちょっと感じたもので、しつこいようですけども同じような質問をさせてもらいました。

もう一つ自分が懸念しているのが、報道等にもまず現場で動いているのは消防団員と職域消防、まず救助の段階ですよ、72時間の救助の段階のときに動いているのは消防団員です。

当町の場合、海岸線の妻良を除く各詰所において津波の被害を受ける可能性が非常に高いのかなと。少し山間部入りますと、いわゆる２分団と言われる南上地区です。この地区へ行くと、詰所の老朽化著しく、地震の段階で倒壊するのではないかと。その詰所の中に入っているのが、町の備品である積載車等々が入っているわけです。

自分、この質問も前にもしたんですけども、今、当町の消防団は分団制という形になっています。まだ今、各地区ごとで隊が動いているといった中で、詰所を１分団１か所として、団員が少ない人数でも今までの個別集落単位で活動するよりかは、各旧村単位で動いてもらうほうが団員の人数把握もできるし、管理もしっかりできてくると。

やはり、大規模災害時には初動で動いてもらうのは地域の若者たちであるものですから、そこら辺について何かこういうふうに町としても分団単位での活動をこういうふうにしていきたいよというのがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

もともとこの話については、消防団員の定数の削減といいますか、適正定数の変更というところのところで、団長あるいはもう当時副団長でいらっしゃった議員も含めてご相談があったという中で、海岸部の津波の浸水域にある蔵置場詰所、それからご指摘のとおり老朽化した詰所の改修、これも含めてこれを全てやはり公費で基本的には賄うべきだということで、6分団で6詰所という新規のものを新しく造っていきましょと。当然これは安全な場所に、それから耐震化の取れたしっかりした建物ということでお話をさせていただいて、団長あるいは団本部のほうもそれぞれの分団長さん、あるいは地元の区長さんのほうにお話はされているというふうに伺っております。

町の対応としては、まとまったところから順次整備をしていくというようなことで進めているところでございます。

やはり、それと地区の方々、あるいは団員の負担軽減というものも含めた中で、やはりそれから活動の、何というんでしょうか、有効性というんでしょうか、1つの詰所に皆さん集まって、みんなで支えながら消防活動に対応するというようなことがありましたので、そのところを一生懸命今進めております。

一番まとまりやすいのが海岸部かなというふうには思うんですが、議員のご指摘のとおり妻良とそれから伊浜は浸水域にはありませんけれども、やはりまとまったところから順次、必要であれば土地も買って建物をしっかり町で整備するというような形の方針で今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

いずれにしても、災害時、行政の指示または団長の指示、または自主防災会の指示によって動くのが消防団でございます。そういった人たちが一致団結して取り組まなければならない、もし大規模災害時、災害が起きた際にはみんなで助け合っていかなければならない。先ほどの大田議員の質問に自助という、共助、自助・共助という答弁を町長もしておりましたけれども、まさにそこも大事ですし、大田議員がふだんから言われる近助という、このみんなで助け合っていくといったところ、非常に重要だと思います。

しっかりと今後も防災対策、体制について、自然災害はいつ起こるか分からないので、いつ起きてもいいような体制に今後も取り組んでいってもらいたい、そのように思います。

続いて、3番目の質問に行きますけれども、伊豆新聞に町長のコメント出ていまして、そ

の中に今、町内において実証実験をしている E R S、株式会社 J E T さんがやっている急速発酵・乾燥システムです、生ごみの、可燃ごみの焼却システムの導入の考えについて質問をします。

この質問、今までも何回かやってきていたわけですがけれども、昨年11月23日に環境機械開発を手がける J E T の一般廃棄物燃料化実験の結果報告の新聞記事がありました。この実験は、2022年10月から1年間行われたものです。

この実験の目的は、一般廃棄物を E R S システム、以下 E R S で言いますけれども、発酵・乾燥処理し減量化したもの、以下 E R S 成果物について、その燃料としての有用性を次の検証により確認すると。

E R S システムを用いた一般廃棄物の発酵・乾燥処理による燃料の生成の検証、生成した燃料の品質及び効果の検証、生成した燃料を廃棄物燃料として焼却処理した場合の温室効果ガス排出削減効果の検証。実験に用いる燃料試料、一般廃棄物及び E R S 成果物。

E R S での発酵・乾燥処理に期待される効果として、一般廃棄物中に含まれる有機物の均質な水分低減及び減量化、E R S 成果物の悪臭低減及び保管性向上による燃料としての利活用、焼却炉で E R S 成果物を燃焼することにより、炉内の安定燃焼の向上。この結果は、既存の方法と比べて灯油や電気の使用量が減少したとありました。

このときの町長のコメントには、いい成果が出たため、何らかの形で導入したいと思っている。ほか市町と進める広域ごみ処理事業への活用についても、今後首長らに相談したいとありました。

この町長のコメントの中に、広域ごみ処理事業とあります。広域ごみ処理事業のこれまでの経緯の中で、焼却施設にするか再資源化施設にするか当局で調査研究してきた中で、再資源化施設のほうがコストがかかるという理由から焼却施設になったと記憶しています。

その後、一部事務組合南伊豆地区清掃施設組合への参入が議決されたわけですが、1年の検証でそれまでの議会答弁になかった言葉がこの記事には出てきました。

いい成果が出たため、何らかの形で導入したいと思っているとありますが、現在の町長の考えは。

次に、清掃施設組合で2024年度、本年7月にはスケジュールどおりの施設設計段階に進むわけですが、本年2024年も J E T の循環型社会の実現に向けた実証実験が行われます。

清掃施設組合のスケジュールに合わせることはできるのか。

私も、今までのこの一般質問の中で循環型社会形成基本法を重んじ質問をしてきました。

その中で、再資源化は2050年カーボンニュートラルに向けては町長の考えはよく分かります。

町として、来年度予算の中に再資源化施設調査研究費は入っているか。

以上、3点について答弁をお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員もご承知のとおり、現状においてもE R Sの実証実験は継続しており、今後は1日分の可燃ごみの処理量全量実験、生成物の利用結果などを踏まえて、本町として導入のメリットを模索していきたいと考えております。

南伊豆清掃施設組合で進める広域ごみ処理事業においては、既に生活環境影響調査が完了し、焼却施設建設運営のための事業者選定段階に入っております。このため、同組合が行う広域ごみ処理におけるおいてE R Sを生かすことは困難であると認識しております。

先ほどの答弁でも、ただいまの答弁でも申し上げましたが、現在、株式会社J E Tが進める実証実験は継続中であり、最終報告なども受けておりませんので、令和6年度の当初におけるE R Sのための予算は計上は考えておりません。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 今の広域の中には考えていないということなんですけれども、何らかの形で途中で、施設設計段階に入っていく中で、今さら搬入量がこれだけ減りましたかとなると、今度炉の大きさ、または搬入方法、様々弊害が出てくるんだろうなということでこの質問をここへ入れたわけなんですけれども、ただ1つ考えられる案としては、広域の中に入れることはできないのかと。

先ほど、災害関連の、防災関連のお話もしたわけなんですけれども、広域のごみ処理場になった場合の災害ごみの受入れといったことを考えたときに、これは清掃施設組合の議会の中で一般質問でやったんですけれども、当局側にしてみると各市町で取りあえず一時保管をしてもらって搬入してもらおうと。

ただ、当町の場合、先ほどの大年議員の質問の中で生活環境課長が答弁したとおり、自分も前に質問をして置場がないと、平場がないから。となると、清掃施設のそばへみんな持っていきたいよねという話になってくるのではないのかなと思うんです。

そうなったときには、JETのERS、これが非常に使いやすくなってくるのではないのかなと思うんですけども、町長の考えだけでいいので、何かお答ができればお願いしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

実際に、今までの成果を受けた中で、大変おむつですとか生ごみに対しては減容減量が30%以上できているということは、できれば間に合うのであればそういう施設を一組が導入して、全体の日54トンの炉を造るよりも、それから30%落としたものを焼却するということも、将来のためにはいいのかなというふうに考えます。

これは1市3町の枠組みでやっているの、そうやって進んでいくかどうかもちっと不透明なところはありますけれども、本町としては今、議員がおっしゃったとおり、災害ごみというのもほとんどは産廃業者が処理、処分してくれるわけですが、例えば過去、昭和51年から大水害があったときに畳等が、普通5センチぐらいの畳が3倍にも、15センチにも水分を吸うと膨れるわけです。布団等もやはりかなり水分を含んでしまいますけれども、それを簡単に燃やすということは大変なそれこそ化石燃料や電気がかかるわけですが、それをERSを利用することによって全て水分を飛ばして、容量も30%以上減らせるということは、かなり成果として上がると思います。

常に日々出る生ごみ等も、例えばコンビニの賞味期限切れた、スーパーの賞味期限切れたもの、それから飲食店や宿泊施設から出る生ごみ等もストレスなく全てを発酵・乾燥させることによって助燃材として出るということは、一部事務組合として1市3町の枠組みで導入ができなくても、町として導入ができれば、循環型社会の構築という中、また2050年カーボンニュートラルという中でも大きく影響するのかなというふうに考えます。

そのためには、今日も議員さんの質問にもありましたように、海の状況が磯焼けが大変激しいという中で、やはり環境に対して我々は何か取り組まなきゃいけないというところで、ただ水分の含んだものを燃やして処理するだけが我々の未来に向けての答えではないのかなというふうに私は思っておりますので、何らかの形でこのERSが本町として導入できれば、乾燥した水分の含んでいない、日に10トン予想されるごみが3割減らせて6トン、7トン以下になるごみを広域ごみ処理施設へと搬入することによって、搬入費の削減にもなるのかなというふうに考えますので、今後とも、今後どのような形がいいのかというのを模索しな

がら、議員の皆様にもご相談させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 循環型社会形成基本計画等にも、焼却施設2050年カーボンニュートラルを目指して様々な規制、様々なものがございます。

そういった中で、ごみの減量化、再資源化、要はリサイクル、リユース、リデュース、この3つを成し遂げるためにはどうすべきかといった中で、自分毎月第3土曜日は高円寺杉並へ行っています。

杉並の場合は、プラスチック、ポリプロピレン、細かに分別をしなければなりません。現在の当町の分別方法、これは全部一緒くたなんです。そういった意味でも、分別というものがもう少し進まないと、このE R S導入をする意味というものがなくなってきます。

現状のままやるのであれば、広域の焼却施設という形になってしまうわけなんですけれども、やはり循環型社会形成基本計画にのっとれば、ごみの細分化、分別ですね。ここのところはしっかりやっていかなければならないと思うんですけれども、そこら辺についてはどういうふうに考えておられますか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

現在行っている広域への計画の中で、各市町が資源化、そういった分別に対して促進するというので、ごみの減量化を目指して、そういう形で議員もご存じのとおり組合で報告が出ていると思います。

そういった中で、当町に関しましても、減量化のガイドラインのロードマップを作成しまして、それに沿って今現在今年度においては雑紙の徹底ですね。もう少しで全戸配布しますけれども、雑紙の配布、プラスチックに関してはこれからまた考えていく形になりますけれども、ごみの分別に関してはそのような形で広域に向かっていく中で、分別は各市町でやっていこうということで進んでいるところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） J E TのやっているE R Sは自分も非常に素晴らしいものだと思います。

ます。ただ、今の生活環境課長の答弁にもあったとおり、細分化、分別方法ですね。この辺もしっかりと把握した上で、導入を検討していかなければいけないんだろなというふうに私も思います。

時間もあと3分しかないんで、これで私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 稲 葉 勝 男 君

○議長（長田美喜彦君） 9番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 先ほど来、同僚議員が同じような質問をいたしていますけれども、その前に能登半島沖地震で犠牲になられた方に哀悼の意を表するとともに、一日も早い復興を願っております。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今日の質問は先ほども申し上げましたように、同僚議員が同様の質問をしておりますが、答弁のほうはよろしく願いいたします。

それです、1番目として、地震防災の応急対策、また災害時の予防、それらについてでございます。その中でまず1番目として、公共土木施設の災害応急対策、それから飲料水の確保、それで災害廃棄物集積所の確保、それから住宅耐震化の現状と今後の対応について、そして特定空家、防災対策と、この5項目をまず質問させていただきます。

最大震度 7 を観測した能登半島地震からちょうど今日で 58 日目ですか、被害の大きかった石川県では災害関連死を含め死者が 241 人と私聞いているんですけども、安否不明者が約 10 人以上を数えるというような情報をいただいております。もちろん、停電は解消しましたが、被災後 1 か月、4 万戸超えの断水が続き、今でも 1 万人以上が避難生活を続けております。被災地は山地の多い半島地形で、道路事情がよくないところ、土砂崩れや地盤の隆起、陥没が交通網を寸断し、海岸の隆起や津波によって海上輸送も困難になっておりました。そして水道や電気、通信も絶たれ、被害情報の収集が一向に進まず、外部から救命、救助も困難を極めたことは、半島で山がちな本町の地形、伊豆半島の地形と同じようなということも新聞紙上にも書いてありました。

そこで、想定される南海トラフ地震が発生したときのことを考えると、能登半島地震は遠い場所の災害ではないというふうに私感じております。そういった視点で被災地の支援活動と詳細な情報収集等のため、物見遊山じゃなくて、職員の派遣を行って、本町の防災計画に反映させることを考えていくことが必要じゃないかと思っておりますけれども、町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

災害発生時においては、被災地の一日も早い復旧、復興のためにも河川や道路など、公共土木施設の早期回復が強く求められております。

このような中であって本町では、町民の救助活動及び災害復旧に資するため、地元建設業者との協力の下で、災害応急復旧工事による公共土木施設等の機能確保及び回復を目的とした災害時における応急対策業務に関する協定を締結しており、これら建設業者に限らず、緊急時に支援が受けられる関係諸団体の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

また、近年では、激甚な災害が頻発し、大規模災害時には技術職員が不足し、自らの職員のみでは、これら業務を迅速かつ円滑に遂行することが困難な状況なども想定されることから、上部組織による支援制度の活用や各種事例など参考となる取組も注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9 番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） これからの私の質問は、防災計画等についてを参考に答弁をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず今、町長の答弁の中にも出てきましたが、公共土木施設、要するに道路の災害、私ここで重点的に思うのは道路の災害です。道路が寸断されたら、いずれにしても物資の供給、それから人命、いろいろな意味で大きな影響が出るものですから、まず道路の災害復旧について、応急対策ですね、これについてお伺いしたいと思います。

昭和49年5月8日でしたか、伊豆半島沖地震、マグニチュード6.9で震度5強、この地震を私はそのとき役場の職員として体験したわけですが、それから50年たって今年で慰霊祭のほうも中木のほうは最後にしようというようなことで、今締めくくりを計画しているみたいですが、このとき私が経験したのですと、午前中8時33分でしたか、災害が起きて、城畑山が5万立米かな、それが崩落して、それで小城地区の二十何軒の家屋を全部土砂で埋めてしまったと、そういう悲惨な状況だったんですけれども、そのときやはり今の主要地方道下田石廊松崎線、これが奥石廊で活断層のあれで1メートルぐらいの差が出て、もちろん車両は通行できない、そして逆に今度ゴルフ場のほうというか、入間口のほうから行く道路は土砂が崩落して、やはりそこも車両の通行もできないという状況でしたんですけれども、ちょうどそこへあの当時、伊豆下田カントリークラブの工事をやっていた大手建設会社がすぐ重機を出して、そして道路の土砂の除去だとかやってくれたものですから、それから6時間ぐらいたって、午後1時か2時頃には自衛隊が現地に来てくれて、自衛隊、それから警察もそういう状況だったものですから、今ここで私考えるに、やはり重機がないと、いずれにしてもそういうときに対応できない。

それは町長もご存じでしょうけれども、その重機を今考えますと、現状で町内の建設業者の方が、じゃ重機を持っているかといったら、今の建設業のシステムですと、重機はみんなリースだという、そういうところで、今地震が起きた、重機をすぐ出してもらいたいと言っても、それが対応できない、こういう状況なものですから、この辺について防災計画では緊急輸送路の確保、資機材の確保、これらについて建設業協会、それから町内の建設業者と協力してということですが、今建設業協会も実際のところないですよ。それで建設業者は何社かおられますけれども、その業者の方とこういうことを想定した中での協議というか、打合せそういうのをやっているのか、これからやる予定があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

先ほど町長からありました協定なんですけれども、町内の各業者における災害時のテリトリーが決まっておりますけれども、応援内容についてはまだ検討しておりません。応援要請も災害の規模によって変わってきますので、能登半島地震の事例や支援制度、また参考となる取組、地域の先進事例なども検証したいと考えております。

また、平時から大規模災害時における組織の強み、弱みを把握して、職員相互で共有するとともに、必要となる支援をピックアップしておくことも重要かと考えておりますので、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 課長、今言った私が言うように建設業協会、それから建設業者、建設業協会もう今ありませんけれども、重機をいずれにしても確保できるということは、これ先ほどから言うようにすごく大きい災害復旧の中でウエートを持っていると思うんですよ。だから、そこら辺でぜひ地域整備課の担当というわけではなくて、防災室とも整合性といったらおかしいけれども、その確保ができるようなあれをこれから検討していただきたい。どうですか、その辺。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えします。

ただいま町長の答弁のほうにもあったと思うんですけれども、建設業者に限らず、緊急時に支援が受けられる関係諸団体との協定だとか、そういうものの対応ですね。これは当然やっていかなきゃいけないと思います。おっしゃるとおり、今土建屋さんのほうでユンボの大きいのを持っていないというのもありますけれども、中には大きいのを持っていっぱいある業者さんもありますよね。私の確認している範囲では2、3台あると思いますけれども、大きいバックホウの大きいのを持っている、本当に小さい、かえって小さい事業者が持っておられたりするところもあります。あと、リース会社ですね。そちらのほうとはやはり災害に関する部分のところでしっかりと協定を結んだ中で町のほうにその辺のところの手配をしてくれるというそういう協定も必要だと思いますので、そこはしっかりやらせていただきたいと。

ただ、20台あれば大丈夫、30台あれば大丈夫というところも分かりませんので、当然同時

多発でこれが広域的にあるということになると、私どものところに本当に南伊豆だけ来るのかという話になると、そこも結構難しいところもあると思います。ただやはり自治体間の連携も含めた中の広域的な防災協定もありますので、そのところでしっかりと担保していければというふうに思っております。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今、副町長がおっしゃるように、町内には確かに重機を持っている業者がいます。その辺とのコミュニケーションというか、そういう災害のときのこれは絶対確立して、絶対大丈夫ということはないでしょうけれども、そういうあれをぜひやっていくことが必要だと思います。分かりました。

それで、続いて飲料水の確保についてということでお伺いします。

能登半島地震から1か月たったんですけれども、1か月の間は4万戸超えの住宅が断水したという、こういうニュースも聞いておりますが、輪島市だとか、珠洲市、この8市町で災害時に井戸水を使う計画が事前に整備されていなかったということも報じられておりました。

1995年の阪神大震災などでも長期飲料水や生活用水が確保できなかったことから、近年では断水時に住宅や工場あるいは商業施設だとかの井戸を近隣の住民に開放するという、そういう自治体が大分増えているようなことも聞いております。

町の災害計画の中で、地震対策編で飲料水の確保で町民はのところで、自主防災組織を中心とする飲料水の確保、それで災害発生時に利用予定の井戸、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して町の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておくという文言が入っております。現在井戸水、河川、これらなどの自主防で水質検査をやると、なかなか困難じゃないかと思うんですね。ここらは町のほうで水質検査をやることも必要だと思うし、この河川とか、これについては各地域の防災会と、ここの水、ここの川というので指定してあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。どうですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

基本的には、南伊豆町地域防災計画で定める給水計画に沿って実施することになります。本給水計画においては、飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行うとしており、本町水道事業では給水活動用水道タンクとして1立方メートル

ルを4個、0.5立方メートルを8個程度配備しております。

また、本町のみでの給水活動では対応不可能な大規模災害においては、日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱や日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定などに基づき、給水車の派遣などによる被災地応援体制が確立されております。

加えて、飲料水2リットル入りペットボトル2万4,000本を災害時用に備蓄しており、東日本大震災以降、毎年数千本単位で購入し、ローリングストック方式により、定期的な入替えも実施しております。

今後、これら災害に備え、各家庭で1週間程度の食料や飲料水を確保するほか、町内各自主防災組織が第一次避難地などで避難生活に対応可能な備蓄品等を適切に確保していただくなど、その体制整備にも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 町長おっしゃることは分かるんです。私、一番聞きたいのは、災害発生時に河川だとか、貯水槽の水の水質検査をして、それを利用するということですが、先ほども言いましたけれども、自主防災会で水質検査はちょっと困難じゃないかなと思うものですから、町がこういう防災計画の中でうたっている以上は、やはりそこらを町のほうはどういうふうに今後対応を考えるのか、またこれから実施していくのか、この答弁をいただきたいですよ。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えします。

河川であるとか、通常の井戸をそのまま飲料水で使おうという話は、検査をやっても何をやっても駄目だと思うんですよ。とても使えないと思います。一応計画にはそういううたい込みはしてあるかもしれませんが、そのまま飲料水に使うというのは、恐らく私は個人的に無理だというふうに考えます。やるとすれば、当然公的な部分でやるんでしょうけれども、私どものほうでやらないと、自主防災にやってくれあるいは個人で使っていっちゃって、昔から自分で飲料水を使っているということになれば、そのまま使えるのかもしれませんが、それ以外はやはりちょっと厳しいのかなというふうには思います。

飲料水以外の水の利用という部分では、多分使えるのかなと思います。ただ、現行多分それに基づいて、今まで井戸と通常の河川というのはあり得ない話ですね。湧水ですよ。湧

水だと思いますよ。河川なんてあり得ないじゃないですか、河川のお水をそのまま飲むなんということはあり得ない話なもので、湧水だったら多分あるかもしれませんがけれども、その辺の把握ははっきりいって私も随分以前に担当をやっていましたけれども、一切やったことがありませんので、やっていないので、それはしっかりした形で対応しないと、やはり今回のようなことが起きると、厳しいのかなというふうには思います。

よろしいでしょうか。現時点では、やっていないというふうに理解をしておりますので、これからそれに必要なものとして、予算措置であるとか、そういうものが必要であれば、これは対応しなきゃいけないんだなというふうに思っています。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今言っていることの中で、私が言ったのは地震の関係の34ページにちゃんと記載してあるんだけど、災害発生時に利用予定の井戸、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく、ですからこういう質問をしたんで、町のほうでこれ記載してある以上は、町がこれに準じたような形でなければ、今後見直すときがあるから、その辺はそこで見直してもいいんだけど、だからこういうふうに書いてある以上はということで、私はこれを参考に質問したんだが、だからどうか、それは無理ですか。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） 計画はそれでいいと思いますけれども、私の言っているのは実際問題の話で、災害が発生したときにすぐにそれをやれるのかということになると、とてもできないんじゃないかなというふうには思います。ですから、湧水であれば、今当然簡水も使っていますので、それはそのまま使えるところはあるのかもしれませんが、そういうところの部分のリストアップですよね。それと通常の井戸をお使いの方で、ふだんは飲料水に使っていませんけれども、検査をやって使えるものがあれば、それをリストアップして、それはいざというときには使うんだというところの把握、そこはしっかりとやらなきゃいけないというふうに考えております。すみません。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 副町長がおっしゃることは分かりました。

ぜひ今、上水道がみんな普及しているものですから、それ以前に各家庭で井戸を保有して

いたわけです。その保有していた井戸の中で、例えば自主防災会の吉祥区なら吉祥区で、この水とここの水は利用できるよとか、そういうものは自主防災会のほうでやるのか、町で今言った水質検査もやってしていくのか、その辺をまた検討していただきたい、こんなふうに思います。

そして、次は先ほどからもいろいろ皆さんが質問されているけれども、住宅耐震化の現状と今後の対応ということでお伺いします。

能登半島地震の犠牲者の多くが住宅倒壊の犠牲になった可能性があると言われております。過去に住宅倒壊による犠牲者の多かったのは阪神大震災、これ犠牲者の8割だそうです。それで住宅の倒壊などによる圧死や窒息死であると、これは言われております。住宅倒壊の多いのは1980年以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅が大半を占めております。珠洲市では65%、能登町、輪島市では60%、高く、被害が拡大になった一つの理由として挙げられております。

その原因として考えられるのは、先ほども言いました1980年以前に建てられた木造住宅の耐震化が進んでいないことである。そして耐震化率の低い原因はもちろん人口減少、高齢化、そして高齢者の中にはもう跡取りがいないよ。それで資金がない、そういうことが原因だというふうに言われております。

静岡県では、人口1万5,000人以上の市町のうち1980年以前に建てられた住宅調査を行った結果、高齢化率の高い下田市が44%、熱海市、伊豆市が35だとか32%だと。高齢化の高いところは非常にその率が高いと言われております。

高齢化の高い本町の調査は1万5,000人以上の人口じゃないから県のほうでやってありませんけれども、町でこの辺は調査したことはございませんか。ありますか。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

そこで、稲葉議員、3番をとばしたんで、この後しますか。3番をとばしたもので、後で。

○9番（稲葉勝男君） 分かりました。後で、じゃ。

○議長（長田美喜彦君） 先に申し訳ないけれども、地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

今、稲葉議員のおっしゃられました高齢化に伴う耐震化率ということに関しては、特に調査を現在のところしてございません。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔 9 番 稲葉勝男君登壇〕

○ 9 番（稲葉勝男君） 町として、その辺の感覚、耐震化、これも来年、再来年ですかに終了する。そういう中で今皆さんにどのような声かけというか、あれをしているのか、その辺は課長どうですか。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

耐震化を促進するためには、建築物の所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠でありますので、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度について周知、啓発し、知識の普及を図っているところでございます。

このため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うこととともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいくことを目指しております。

また、町長からも答弁がございましたが、方法としましては県によるダイレクトメールですとか、戸別訪問をさせていただきまして、各自に周知するような形の中も併せて進めさせていただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔 9 番 稲葉勝男君登壇〕

○ 9 番（稲葉勝男君） 課長、先ほども同僚が質問していましたがけれども、私も申し上げたけれども、高齢化率が進んでいて、跡取りもいないよということでやらないということがあるんですけれども、それともう一つは申し上げたように資金がないと。今後こういうものをどうするかということで経済的に非常に厳しいからということでやらなくて、それで犠牲になった方が結構いられるという話を聞いたものですから、居間だとか寝室、常時生活をしている場所、これだけを耐震化する、要はそういうのは補助対象にはなってないですね。そこらを県のほうとの関係があるんですけれども、ぜひ町でも、先ほどの答弁だと県のほうへ申請とか、要望してみるということなんですけれども、ここらで本当に事業費も軽減されるんだし、補助を進めること。それと町がやはりある程度これらに対しても理解を示す高齢者を守るためにも、そういうシステムというか、あれを私はこういうのがいいですよということではなくて、ぜひ考えてもらいたい、こんなように思います。町長にそれをお願いしたいで

すけれども。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

大年議員の質問にもありましたとおり、全体的なものであれば補助金という形の中で利用できるんですけれども、部分的なものですから、リフォームを交えた形の中でもし申請していただければという形では考えております。

また、防災シェルターですとか、防災ベッドというものもございますので、耐震化未実施の方にできるだけコストが低く、そういった形であれば大きな負担かけることなくできますので、代替措置としてそのような形も推し進めていければなと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） すみません。

何か部分的に補強をしたらというようなお話だと思うんですけれども、それはただ、構造的にそれができるんですかね。そこがやはり一番ネックなんじゃないか。当然私どものほうは固定資産税で、家屋の課税対象は年数をほぼほぼ把握をしているので、何年の耐震基準をクリアしている建物であるとか、その辺の把握はある程度の部分是可以すると思います。

その中でおっしゃるように、全体的に耐震化をするということになると、金額が大きくなると。けれども、居間にいさえすれば安心だからということあるいは2階にいればと。今回の場合は1階が全部、例えば能登のものは揺れる周期がちょうどばたんと倒れるのに特化しちゃっている今回特別な例だというようなこともありますし、震度7ということになるとこれはもうとんでもないことだと思いますけれども、そうであれば2階の部分がある程度補強していて、そこでいつも寝ているということになれば、就寝しているということになれば、そこが一番安全だということになるんですけれども、でも逆に亡くなっているのが1階部分で圧死だということになると、やはり1階なのかもしれませんけれども、その部分の形が例えば居間だけ補強して、そこがそういう形ができるんだったら、そこに助成をするんだというようなことが本当に物理的といいますか、構造的にそういうことが達成できるのであれば、それは考えてもいいのかなというふうには私どもも思います。

ですから、また県のほうとも相談をしながら、対応その辺ができればやりたいというふうには思います。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔 9 番 稲葉勝男君登壇〕

○ 9 番（稲葉勝男君） 今副町長が言われたとおり、私もそれを思ったんですけれども、構造的にそれが可能であるか、それを要するに町のほうで、県も一緒になって考えていただければ。まず、経済的に大変だというので、家全体をやるから相当の金額になるので、本当に命が助かるというか、そのためには常時利用している部屋だけでもやれば、また違うと思うんですけれども、ぜひその辺の検討はしていただきたい、このように思います。

それで、今言った耐震化のあれに引き続いて特定空家の防災対策、さっきも同僚議員が質問しておりましたが、本町の空き家は平成27年の調査では358戸だというふうに聞いております。その中には、数十年来空き家となって、自然災害が発生した場合、隣接の家屋だとか、公共施設に大きな被害を与えるような空き家が多く見られる。

特に老朽化の進んでいる俗に言う特定空家は、地震災害のときはまず最初に倒壊する可能性が大きく、避難や救助、物資搬入などに多大な支障を来すと考えられます。

空家対策特別措置法が施行されておりますので、実効性を高めるための計画の策定、協議会の設置もし、令和7年度には計画策定を目指すという地域整備課長の前回答弁もいただいております。災害はそう待つてはくれませんので、前倒ししてでもぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今般の空家対策の推進に関する特別措置法の一部改正をもって、市・区・町村長に特定空家に関する報告徴収権が与えられ、勧告、命令等が円滑に行われることにより、緊急時に取り壊す必要がある特定空家に対しては、命令等の手続を省略した代執行が可能となります。

また、迅速に周辺地域の安全が確保できる仕組みとなり、所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用についても、確定、判決なしに徴収できるようになります。

加えて、特定空家や管理不全空き家に指定された場合には、固定資産税の住宅用地特例が解除の対象となることから、空き家問題の歯止めとなることなどが期待されております。

本町では、特定空家等の解消に向けて令和7年度において空き家等対策計画の策定を予定しておりますが、空き家といえども財産権は憲法上保障されるものであることから、極めて難しい課題も想定されますので、これから制度整備に向けて慎重に進めてまいりたいと考えております。

このほか特定空家ではありませんが、避難路や民家周辺の生活環境の保全を図るため、そのまま放置すれば倒壊等により保安上危険となる家屋の解体促進に向けて、令和５年度から老朽危険家屋等解体撤去補助金を創設し、危険家屋の積極的な除去に努めているところであります。

令和５年９月定例議会でも答弁したとおり、区長から区の財政負担が大き過ぎるとのご指摘を受けたため、補助率や補助上限額の見直しなどを行い、補助対象者に所有者またはその相続人として個人を加え、補助率は事業費の４分の３から５分の４に、上限額を行政区の代表者に対しては１５０万円から３００万円とし、個人の申請に対しても５０万円を新たに補助することとしました。

現在まで申請に至ったケースはありませんが、倒壊家屋等によって避難路が機能しないことも想定されることから、該当する危険箇所等が想定される地区には、本補助制度について紹介しているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔９番 稲葉勝男君登壇〕

○９番（稲葉勝男君） 町長の答弁で大変難しいということも認識しております。ぜひ推進については、町のほうでもＰＲをするなりなんなりして、皆さんに周知徹底をもうちょっと図っていただきたいなど、このように思います。

それでは、前後して誠に申し訳ないですけれども、今度災害廃棄物の集積所、仮置場の確保についてということで、先ほどの同僚議員も同様の質問をしております。

能登半島地震で発生した災害廃棄物の量は推計で２４４万トン、石川県内の年間のごみ排出量の約７年分だと言われております。その６割が半島北部、奥能登圏内の年間ごみ排出量の約７年分だと。そして半島北部、奥能登地域の２市２町でこの６割が占められているということも報道されております。この推計を参考に本町の災害廃棄物の発生量を推計しますと、穴水町はちょうど人口が７，５７４人、世帯数が３，６３５戸、本町とほぼ同規模の自治体であります。ここが２７万５，０００トン、これは穴水町の９６年分だというふうに推計されるということであります。

防災計画の中で、災害廃棄物処理基本方針というのが出ております。これによりますと、町は発生量を処理するに必要となる仮設置場を確保するということが、これうたっておりますので、先ほど来、同僚の質問にもありますけれども、仮置場として今どのくらい、何か所

ぐらい予定しているのか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆町災害廃棄物処理計画における一時仮置場の候補地は、公共用地のみで町内11か所、面積としまして約3万平方メートルを選定しているところであります。

この処理計画において推計している廃棄物の発生量は39万トンで仮置場として必要な面積は約14万5,000平方メートルとされており、候補地のみでは確保できないのが現状であります。

今般の能登半島地震でも、災害廃棄物処理が復興を妨げる要因と報道されており、これらを教訓に処理計画の再検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今町長が申しあげたそのとおりです。

いずれにしても、災害ごみの仮置場というのは、本当に重要な施設だと思うものですから、これは町中どこでもいいということではないですけれども、空き地だとか、そういうところを活用されて、ここは最終処分場じゃない、仮置場ですから、そういう意味でもぜひ地域の皆さんのご理解もいただきながら、こういう場所を選定していただきたいこのように思います。

それでは、災害に関しての質問は、これで終わらせていただきます。

続きまして、少子・高齢化と観光立町の本町における働き手の確保ということで、お伺いいたします。

本町最大の観光イベントでありますみなみの桜と菜の花まつりも今日はもう終盤になっておりまして、葉桜になっております。でも今までの様子を見ますと、非常に新型コロナが一段落ということもあったためか、大盛況のように感じております。でもここに来てこのような状況になるとは思っておりませんけれども、やはりこういうふうなあれだけの先ほど申し上げました桜と菜の花まつりを見ていると、観光立町だなというふうに感じる部分もあります。

それで、少子・高齢化と観光立町の我が町における働き手の確保についてということでお

聞きいたします。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所、社人研ですね、俗に言う。昨年末公表した2050年までの全国自治体の将来推計人口によると、静岡県の人口は2020年の363万人から282万人と、約80万人、22%ですか、減少する見通しであると言われております。

県下35自治体で減少し、特に伊豆地域や中山間地の一部地域は2020年から30年間の間で5割以上減少すると試算され、人口減と高齢化が今後も一層進むことが確実視されております。

本町における将来推計人口は2020年7,877人でしたが、2030年6,580人、2040年には5,417人、2050年には4,410人と予測され、2020年を100としたとき、2050年には56%になると推計が出ております。

直近の人口動態を申し上げますと、2022年は130人、23年は221人が年間で減少しております。高齢化率も約50%、48.何%ですか、50%と、少子・高齢化と人口減少に拍車をかけております。

さて、2019年から国民生活に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルスが一段落し、昨年末には県は2022年静岡県観光交流の動向をまとめ、公表しました。伊豆地域は14市町で観光交流客数は3,718万人、前年比41.7%で、新型コロナ禍の前の84%に回復したと。本町においては、宿泊者数が先ほども町長のほうから答弁でありましたけれども、13万5,000人、前年比で40.5%増、それで観光レクリエーション客数が72万8,891人、前年比9.9%、観光交流客数全体で86万3,979人、前年比113.7%増、こういう結果が出ております。新型コロナ前の水準には及ばないですけれども、回復傾向にはあります。

みなみの桜と菜の花まつりにバトンタッチされて、これで本当に観光立町だなという気がしている中でもあります。しかし、基幹産業である観光産業の主軸である宿泊、飲食施設などでは、長引いた新型コロナウイルスで、一時的に解雇した従業員がほかに転職し戻らないなど、人手不足で厳しい状況にあると言われております。ゴールデンウィークや連休など、観光シーズンは稼働率を50%から70%に引き下げて営業しているという話も聞いております。深刻な人手不足が生じていると、これを認識されて、町長のほうはいられるのかお聞きします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

少子・高齢化及び若者の人口流出により本町の産業を支える担い手は減少を続けており、

特段の施策を打たない限り、今後減少率は拡大していく方向であると認識しております。

去る2月12日、静岡新聞において取り上げられましたが、2050年の推計では、全国の4割の自治体で働き手が半減し、静岡県内の自治体においても8市町が半数未満になるとされており、静岡県内で減少率が最も高いのは川根本町で68.2%、次が西伊豆町で65.1%、松崎町、東伊豆町、伊豆市と、上位5市町に賀茂地域の3町が入っています。

賀茂地域の他の自治体では、河津町が最も低く44.5%と辛うじて50%を下回っておりますが、下田市54.1%、南伊豆町51.2%と、6市町中5市町が50%以上の減少率となっております。

本町では、平成27年度に策定した第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時において、令和22年度までの人口の独自推計をしており、当時の推計においても生産年齢人口の半減についての危機感から、人口減少の抑制を主な観点とした「南伊豆シゴトづくりプロジェクト」として、また同時期に策定した産業振興計画においては、地域事業者の高齢化と産業の担い手不足の危機感から、所得の向上、事業継続、人材育成を基本方針として、人口減少抑制、地域産業の活性化、新たな担い手育成や確保に関する施策に取り組んでまいりました。

令和4年度には、高齢者の就労の場づくりを主な目的として、厚生労働省が募集した生涯現役地域づくり環境整備事業の実施団体として採択され、高齢者の就業継続の環境づくりをベースとして、誰もが働きやすい地域就労環境づくり、求人・求職マッチング、人材紹介のほか、慢性的に働き手が不足する観光や福祉事業を中心とした担い手確保の取組を進めており、令和4年12月現在で登録スタッフ約100人、マッチング実績も42件となっております。

この事業は、令和5年度末までの受託期間となっており、その後につきましては組合内で人材をシェアすることで人材不足解消と通年での仕事づくりの仕組みとなる特定地域づくり事業協同組合の認定を受け、国・県の支援を受けながらも、人材不足の解消に向けた取組を継続しつつ、併せてDXの推進による業務の効率化、デジタル化、AI活用などにより、働き手の減少を抑制しつつ、減少する働き手には、新たな技術で対応していく仕組みづくりを進め、強靱で持続可能な地域産業、観光立町として、より魅力的な観光産業の構築を図ってまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） ありがとうございます。

私、昨年12月14日に、南伊豆町人材獲得戦略会議が湯けむりホールで開かれたのに出席させてもらいました。そのときいろいろ意見が出た中で、老人というか、高齢者を使うこと、高齢化率が高い、それをうまく使うことだとか、いろいろハローワークの所長のほうからもアドバイスがあったりしましたけれども、地方創生室長は、そのときの感想を、どういうふうに人材育成とか、人材不足に対してどういうふうな感じを受けたか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

稲葉議員もご参加いただいた人材獲得戦略会議でございますが、商工会とミナミイズ人と経済活性化推進協議会の共催で実施をさせていただきました。先ほど来、町長の答弁にもありましたとおり、厚生労働省の事業の受託の一環として実施してきたものでもございます。

こちらでは、議員おっしゃったとおり、高年齢者の活用、それから職場にあっては高年齢者が働きやすい職場づくり、それから仕事の細分化によるシェア等を実施していくことで、今後の人材不足解消を補っていく。また、その先には外国人の雇用あるいはA I等の活用等も視野に入れた中で、人材不足について対応していくべきだというようなお話があったかと思えます。

このような観点から、事業者様との協力をいただいた中で、雇用の獲得、確保について推進してまいればというふうに思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） ありがとうございます。

本当に皆さんご存じのように、南伊豆町は観光立町をうたっている以上、皆さんが来て、先ほどちょっと申し上げましたが、サービスを50%から70%に落としたりとかということでやりくりをしているというような現状を聞いて、それが不像な町の対応も必要じゃないかなと思うものですから、ぜひ観光立町が宙で泳がないようそういう施策を町長のほうに、今後お願いしたい、このように思って、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

◇ 渡 邊 哲 君

○議長（長田美喜彦君） 続いて、5番議員、渡邊哲君の質問を許可します。

渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） 5番、渡邊です。

通告書に従いまして、一般質問を行います。

私の質問は町営テニスコートについてのことでございますが、まず町長にお伺いしたいことがあります。

町長、あのテニスコートですね。現在、町長自身、どういうご感想をお持ちですか、お聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） もともとは町内に拠点を持っていた学校法人が撤退ということで、購入させていただいて、整備をして、その結果として中学生が主に活用されているというところなんです。その中で、今までたまにちょっと言い方がおかしいかもしれないですけども、たまに中学生の中体連の大会等でも上位に食い込むというのが数年に一回ぐらい強い選手が来て、上位に食い込むというのがあったんですけども、それもどちらか、南伊豆中か東中かどちらかがその上位に入ることがあったんですけども、近年は両校のそれぞれ男女が上位に入るという成績を残しております。これは多分かつてはなかったかなというところと、それと社会人ですね。社会人で役場の職員もかなりテニスの愛好者がいらっしやいまして、役場の職員をはじめとする町内の社会人の愛好家たちもテニス協会というか、テニス愛好家たちも伊豆半島の大会で優勝したりとか、成果を出しているので、青少年育成、それから町民の健康増進というところで、大変成果が出たかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） 同じ質問でございますが、教育長、突然で申し訳ございません。教育長のご感想をお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今、町長の答弁にあったように、非常に利用率が高い、今中学生のという話がありました。中学生がなぜ強くなったかという、あのコートはオムニコートといいまして、全天候型のコートなんですね。これなかなか中学生レベルでは練習する機会が足りなくて、県大会へ行きますとこのオムニコートなんですね。非常にそういう面では慣れてきたと。だから、町の宝といってもいいですね。やはり両校の子供たちが県大会に毎回出場できる。それから地域の大会では優勝、準優勝を勝ち取ってくる、こういうことはこれまでなかったです。正直いってこのテニスコートが貢献をしているとも言えると思います。

それから、一般の利用率が非常に高いです。最終的に私のところに稟議が回ってきて、判子を押すんですけども、物すごい数です、毎日。ですから、これだけ利用してくれるとありがたいというのが正直なところではあります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） 教育委員会事務局長にもお伺いしたいところですが、教育長と一心同体だそうなのでということによろしいですね。

それで、これから核心に入ります、町長。まず、教育長もあそこへ夜間照明をお願いできないかということと、予約をネットでできないかということ、これは可能ではないでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町営テニスコートについては、令和3年度の整備工事以降、町内外の方々に利用していただいております、週末には6面のコートが全て予約で埋まっていることも多いと報告を受けております。

特に中学校のソフトテニス部が自主練習などで利用しており、今年度開催された各種大会においても好成績を収めている状況などからも、大変喜ばしく思っております。

ご指摘の夜間照明については、利用者からの要望も聞いておりますが、設置費が高額であることやランニング経費も含めた費用対効果などから、導入は今のところ考えてはおりませ

ん。

また、オンライン予約については、各種申請や手続をLINE上で実現するオンライン行政窓口プラットフォームサービスの導入を目指し、デジタル田園都市国家構想交付金を申請しており、採択に至った段階で予算化を考えておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） じゃ、夜間照明は当分駄目、でもネット予約はもう少しでできる、こういう回答ですか。事務局長。

○議長（長田美喜彦君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

残念ながら夜間照明については、申し訳ありません。現段階で考えておりませんので、その辺はご理解ください。

また、ネットの予約に関しましては、先ほど町長の答弁もありましたとおり、デジタル田園都市国家構想交付金の申請をしておりますので、採択を受けた際は、令和6年度末までには予約ができるかと思っておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） 町長何とかなるという話ですね、夜間照明、事務局長が。

この間、私もあそこへたまに行ってみたんですよ。すごいですね、子供たちが。上は中学生ぐらいですか、それで6面コートがいっぱいでした。それで結局親御さんも一緒に来るわけでしょう。そうすると、あそこで子供同士のコミュニケーションとか、親御さん同士のコミュニケーションとか、そういうことが図られて、一つの社交場みたいなあれになっているんじゃないかと思うんですよ。やはりそれだけ繁盛していると、できない子供たちも多分出てくるんじゃないかと思うんですね。そういう話も親御さんから聞いております。

それで、町長の施政方針にもありましたね。子供は宝、ぜひ子供の宝を育てるためにも、夜間照明早急な実現をお願いしたいですけれども、もう一度いかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私も設置したいという気持ちは大変強く持っております。町の財政状況も考えた中で、町の一般財源として、それを設置するのも大変厳しいかと思っておりますので、これから例えばクラウドファンディングであったり、企業版ふるさと納税であったりとかという、民間の方の力を借りて何かそういうのを設置するのが可能であれば、そういうこともチャレンジしてみたいなと思っておりますけれども、なかなかいろいろな意味で厳しい状況にあろうかなと思っておりますが、日中なかなか社会人は使えるという時間がないので、社会人が使うとしたら夜も使いたいのかなというところもありますし、やはり町民の健康増進であるとか、今議員がおっしゃられたあその場所が社会的に交流の場になっているということは、大変今人とのつながりが薄いような時代になってきましたので、そういう意味でも少ない子供たちや少ない親御さんの横のつながりができる場かなと思っておりますので、今後絶対設置ができないというわけではないですので、何とかいつかつけられるように努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） しつこいですがけれども、例えば6面全部明るくしなくても2面だけするとか、そういうことは可能でないですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

当初、私も考えたのは、2面のコートとコートの上に照明を設置するということですが、それが2面だけでもかなりの費用だったので、ちょっとこれは待とうかということで、敬遠した部分がございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） しつこいですがけれども、どのくらいの費用がかかるんですか、設置するに。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 構想をしたときで、ですから令和２年ぐらいですか、３,０００万円ぐらいはかかるということですので、それからもう大分上がっていますので、もっと安く、安価にできる方法があるのかどうかも含めてちょっと調査、研究をしないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔５番 渡邊 哲君登壇〕

○５番（渡邊 哲君） 私、一説によると５、６,０００万円と聞いていましたけれども、今物価が上がって４,０００万円ぐらいですか、多分。教育長、町長、ぜひ近い将来あそこに事務局長も含めて夜間照明ができることを強くお願いをいたしまして、終わります。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 ３時４５分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 安 藤 広 和

署 名 議 員 岩 田 稔

令和6年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年2月28日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議第 1号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議第 2号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議第 3号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議第 4号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議第 5号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議第 6号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第 7号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第 8号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第 9号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第10号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議第11号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

いて

日程第 15 議第 12 号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 16 議第 13 号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 17 議第 14 号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 18 議第 15 号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 19 議第 16 号 南伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 20 議第 17 号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 21 議第 18 号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について

日程第 22 議第 19 号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第 23 議第 20 号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第 24 議第 21 号 南伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

日程第 25 議第 22 号 南伊豆町漁業集落環境整備事業、漁港環境整備事業及び漁村整備事業の費用の分担に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 26 議第 23 号 石廊崎オーシャンパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 27 議第 24 号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

日程第 28 議第 25 号 南伊豆町犯罪被害者等支援条例制定について

日程第 29 議第 26 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度町道落居線道路改良工事（第 2 工区））

日程第 30 議第 27 号 財産の無償譲渡について

日程第 31 議第 28 号 財産の無償譲渡について

日程第 32 議第 29 号 財産の無償譲渡について

日程第 33 議第 30 号 南伊豆町指定金融機関の指定について

- 日程第 3 4 議第 3 1 号 令和 5 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 3 5 議第 3 2 号 令和 5 年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 6 議第 3 3 号 令和 5 年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 7 議第 3 4 号 令和 5 年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 8 議第 3 5 号 令和 5 年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議第 3 6 号 令和 5 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 0 議第 3 7 号 令和 5 年度南伊豆町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 1 議第 3 8 号 令和 5 年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 2 議第 3 9 号 令和 6 年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 4 3 議第 4 0 号 令和 6 年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 4 議第 4 1 号 令和 6 年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 5 議第 4 2 号 令和 6 年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 6 議第 4 3 号 令和 6 年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議第 4 4 号 令和 6 年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議第 4 5 号 令和 6 年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議第 4 6 号 令和 6 年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第 5 0 議第 4 7 号 令和 6 年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第 5 1 議第 4 8 号 令和 6 年度南伊豆町公共下水道事業会計予算
- 日程第 5 2 議第 4 9 号 令和 6 年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算
- 日程第 5 3 議第 5 0 号 令和 6 年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 安 藤 広 和 君

2 番 岩 田 稔 君

3 番 大 年 美 文 君

4 番 黒 田 利貴男 君

5 番 渡 邊 哲 君

6 番 宮 田 和 彦 君

7 番 比野下 文 男 君

8 番 長 田 美喜彦 君

9 番 稲 葉 勝 男 君

10 番 清 水 清 一 君

欠席議員（1名）

11 番 齋 藤 要 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岡 部 克 仁 君

副 町 長 橋 本 元 治 君

教 育 長 佐 野 薫 君

総 務 課 長 渡 邊 雅 之 君

防 災 室 長 平 山 貴 広 君

企 画 課 長 勝 田 智 史 君

地方創生室長 山 口 一 実 君

地域整備課長 佐 藤 禎 明 君

商工観光課長 大 野 孝 行 君

町 民 課 長 齋 藤 重 広 君

健康増進課長 山 田 日 好 君

福祉介護課長 高 橋 健 一 君

教育委員会
事務局長 佐 藤 由紀子 君

生活環境課長 高 野 克 巳 君

会 計 管 理 者 菰 田 一 郎 君

会 計 管 理 者

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣 田 哲 也

係 長 鈴 木 邦 広

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和6年3月南伊豆町議会定例会本会議第2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 安 藤 広 和 君

2 番議員 岩 田 稔 君

◎一般質問

○議長（長田美喜彦君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 比野下 文男 君

○議長（長田美喜彦君） 7 番議員、比野下文男君の質問を許可します。

比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） おはようございます。改めて、7番議員、比野下です。

一般質問を通告どおりに行っていきたいと思います。

その前に、先だって、能登半島の震災により、お亡くなりになりました方々へのご冥福をお祈りし、ご家族の皆様へお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様方へ心からお見舞い申し上げます。

質問の前に触れさせていただきたくお願い申し上げます。これは、同僚議員からもありましたが、昭和49年5月9日午前8時33分に、最大震度5の揺れは一瞬にして中木地区を中心に民家を飲み込み、生後11か月の間もない赤ちゃんを含む大切な家族の3人の命を奪ったことは、あの伊豆半島地震から既に今年で50年たちます。

私は、当時、消防団員の一人として駆けつけた一人ですが、あの悲惨な現場に立ち、一瞬呆然としたような思いを今も忘れることはできません。今は、ただただあのような巨大地震が襲来されないことを祈るばかりです。

それでは、質問に入りたいと思います。

昨日の同僚議員の4人に私を含め、能登半島地震関連の質問が重複しますが、答弁は再確認ということでご理解願います。

1つ目は、家屋の耐震化対策と進捗状況です。

能登半島地震は、最大震度7により、行方不明者を含む約250名の尊い命を奪いました。新年早々に一家団らんを奪った悲惨な出来事です。家屋は耐震性がほとんど進んでいない木造が多く、倒壊により圧死や窒息死での原因が多く占めたようです。耐震化への遅れは、高齢化が進み同居する後継者がいない、住まない、そして資金的な余裕がないなど、耐震化への工事は消極的な世帯が多いようです。当町においても、そのような傾向は見られております。

平成23年3月の東日本大震災以降、県による住宅耐震化補助制度「TOUKAI-0」の利用促進が進められ、広報「みなみいず」においても積極的に利用への啓発を行ってきました。当時の補助金限度額は30万円と少額で、思い切った工事に踏み切れない状況でした。現在は、限度額100万円、65歳以上は120万円と増額されています。

今、県は、実施期間で無料診断を今年度末までに、補助金制度は令和7年度末までに耐震化率95%を目指し、終了予定とのことです。今回の耐震化による危機意識が感じられたのも

皆さんが思っているかもしれませんが、古い建物は改修にも予想以上の工事費がかかり、多くの高齢者は決断に躊躇され、また個人の所有物でもあり、助成額が増額されても現実的に負担は厳しいとの声を聞きます。直近での対象となる木造住宅の耐震化工事の件数、また達成率はどのくらいなのか伺いたいです。そして、高齢化が進む一方で、対象となる建物は空き家が増え、利用への啓発を行い、来年度終了までにどのくらいの達成率を目標としているのか町長に伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現行の住まいづくり助成制度においては、「わが家の耐震診断」を受けた住宅が300棟、耐震補強工事を実施した住宅が6棟となっております。

また、現時点の住宅耐震化率では、令和元年度末で62.6%となっており、令和7年度末までには95%を目途に住宅耐震化推進事業を推進しているところであります。

このような中であって、これら耐震化未実施世帯の多くが高齢者世帯であることに加え、耐震診断・耐震改修には多額の費用を要することなど、利用者の負担軽減が今後の課題となっております。

このため、引き続き町民に対する建物耐震化の必要性・重要性についての周知徹底に努めながら、これら補助制度や各種支援制度の活用をもって更なる耐震改修の促進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） 確かに、町長のおっしゃるとおり、大変厳しいです。そして、高齢者も多いです。先ほど私も言いましたけれども、決断に躊躇されているのが現実です。

しかし、今回のような倒壊の家屋が多いと、やはり皆さんも心配ですが、今後、平成7年度末までですけれども、啓発のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは、2つ目になりますけれども、インフラ整備の重要性についてお伺いします。

今回の地震により、至るところで道路が隆起し、水道施設に甚大な被害を与え、復旧に長期を要しております。現在も1万5,000棟以上への断水が続いていると聞きます。被災者の多くは、日常生活が一変して最悪に陥り、避難所生活は悲痛な思いをされております。命の

水の尊さ、ありがたさを痛感されています。断水が長期にわたっての要因の一つに水道管の耐震化の遅れが指摘されています。

多くの自治体は、人口減少により需要が大きく影響し、厳しい財政状況が背景にあると言われ、当町においても同様ではと私は思います。賀茂地区における老朽水道管の更新の遅れについて、先だって新聞に掲載されていましたが、令和3年度の調査によると、法定耐用年数40年とされ、県全体で23.7%、対して当町は16.9%とやや低いが、まだまだ老朽管が存在しているのではと思います。

昭和40年代まで主流であった石綿セメント管の割合が県全体で0.25%に対し、当町の場合は0.07%と低く、配水管総延長90キロ超に、衝撃に強いダクタイル鋳鉄管か、柔軟性に富んだポリエチレン管に現在置き換えていると聞きましたが、残りあとどのくらいで終了されるのか、それはいつ頃の予定なのかお聞きします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

上水道の導水管・送水管・配水管については、耐震適合性がない管は63.1%であります。また、統合されて間もない簡易水道については不明であり、今後の簡易水道整備計画の中で判定していくこととなりますので、現時点において、耐震のために必要な交換工事距離は不明であります。

以前からご案内のとおりであります。石井浄水場の耐震につきましては、平成27年度に実施した石井浄水場耐震診断において耐震性がないとされております。

本町の水道事業の状況については、現状においてかなり厳しい財政状況にありますが、第6次拡張事業における水道施設整備において着実な耐震化を進めるところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） ありがとうございます。

水道事業というのは大変厳しいです。

ところで、安定した河川の流量を確保し、先ほど町長もおっしゃっていましたが、配水管から貯水池へ、そして浄水場へろ過及び消毒され給水場へ、そして各家庭に配水されていますが、以前、石井地区の浄水場近くで私も外見を拝見したことがあります。素人から

判断しても相当古いのではと感じました。ここ数年、巨大化している地震は、命の源である水がめが耐えられるだろうかと非常に私は危機感を抱いております。あの浄水場の経過年数はどのくらいか、耐用年数は十分なのか。水道事業の財政事情が厳しく、毎年一般会計から繰り入れられるということの状況は私も承知しております。

再三申し上げますが、水は命の源です。あの能登半島地震のように日々状況を拝見されていますと、水のありがたさ、尊さをしみじみと感じさせられます。非常に大切に喫緊な重要な課題ですが、町長はそのような状況をどのように感じ、今後の将来像を描いているか伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたとおり、大変水道施設、浄水場がもう老朽化しているというところでございます。当局側としても、この浄水場に関して規模の縮小も含めた中で、今後更新をしていかなければいけないというふうに感じておりますので、また大変水道事業会計が厳しい状況にありますけれども、これは厳しいからやれないということではなくて、何とでもそんなに遠くないうちに耐震化を含めて規模の縮小をして、よりよい設備に更新していかなければならないと思っておりますので、そのときにはまた議会の皆様からご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） ありがとうございます。

今、町長が近々にはと言っていましたが、これは私はもう明日でもこのような地震が来たら、あの貯水場はもう壊れるんじゃないかという私の素人考えですけれども、いつ頃そういうふうな考えで町長は計画されていますか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

昨日の質問でもちょっとお答えしましたが、町の水道が令和5年度から簡易水道が統合されて、整備計画がちょっとこれから立てる状況にあります。今現在、10年計画における水道ビジョンにおいては、平成27年の調査で耐震がないということが判明しておりま

すので、私どもも昨日も言いましたけれども、心臓部ですので、心臓部はまず最初にやらなければならないという感じて進めているところであります。

ただ、第6次拡張の計画の中にまだ入っておりませんので、簡易水道の施設の計画が出来上がってから水道ビジョン、これがかなり海岸地区の簡易水道が加わりましたので、海岸地区は耐震が多分ないと思います。かなり簡易的な水道施設になっておりますので、その辺をまず全体把握をしてから計画を立てたいと思っておりますので、昨日もお答えしましたけれども、令和8年度頃に早急にその計画の見直しを行いまして、なぜ令和8年かと言うと、今、台帳整備をしている状況にありますので、その時点で早急に検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） 今、課長からの答弁をお聞きしましたけれども、再三私は言います。命の水です。皆さんもあの能登半島の状況を拝見していると思いますが、明日のことも私は分かりません。ぜひ、令和8年度と言わず、早急に計画を立て、大変財政は厳しいですが、そういうことを絡めて今後に対応していただきたいと思っております。

それでは、災害廃棄物の仮置場の候補地確保について伺います。

石川県における地震では、災害廃棄物は推計で250万トンにも及ぶと言われ、その背景には、半島を襲った古い木造住宅と付随している建物の倒壊が多く、その地域性が指摘されております。仮置場へは道路も漁港も同様に隆起し、搬出は両面からも障害により難航しております。

我が町も似ており、半島の先端に位置し、約57キロメートルに及ぶ海岸線に囲まれております。県の賀茂危機管理局によりますと、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震で賀茂地区は最大33メートル、平均10メートルの津波が襲うと言われております。家屋の倒壊した瓦礫、海岸への大量の堆積物、そして土石流等は想定以上と思われます。

以前も仮置場について町長に質問した経緯がありますが、一時仮置場の候補地に三浜中学校跡地、差田及び吉祥町有地の一部、青野最終処分場の跡地のほか物揚げ場の広い6漁港を挙げ検討し、さらに道路が接道し大型車両が往来できる平坦で広大な土地について、町有地に条件を満たす場所がないため、国・県のほか荒廃農地や民間保有地の土地などを調査実施し、地権者及び地域の理解を得ながら候補地の選定を進めていくと申しておりました。

その後、計画の進捗状況は進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町災害廃棄物処理計画においては、仮置場候補地面積が必要面積に対し11万5,000平方メートル不足しているという現状もあることから、町内における民有地・公有地の区別なく現地調査などを実施しております。

これら対象となる平坦地においては、個人所有の農地が多く、接道のある農地などを中心に聞き取り調査を実施しておりますが、埋立てなどの利用計画から交渉も難しく、公有地に至っては、災害時における仮設住宅などの別の利用計画が優先されることなどもあり、候補地に選定できない状況にあります。

伊豆半島は、地勢的な特色から平坦地自体が少なく、仮置場の確保には各自治体でも苦慮しているところではありますが、能登半島地震を教訓としながら、適正なる候補地の選定に努めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） ありがとうございます。

行政側としても大変苦慮されていることは、今、町長の答弁にありましたが、重々分かりました。

しかし、この地震というのは、明日来るか、今に来るか分かりません。皆さんもそういうことが一番危惧されています。ぜひいろいろな面で地震に対応することは、私も重々承知しております。やはり今なかなか能登半島でも瓦礫の撤去に時間を要しておりますが、早急な計画も私は立てていいではないかと思っております。これからも町長の決断を期待しておりますので、よろしくお願いします。

あと、物揚げ場による漁港が対象となっていると先ほど聞きましたけれども、大量の廃棄物が打ち上がり機能不全になることも十分考えられますが、それを見越しての場所としておりますか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

災害の状況というのが、今回の能登半島地震についても、その災害がどのように起きたか
というか、ケース・バイ・ケースで変わってくる状況にあります。ですので、そのケース・
バイ・ケースによってそれも候補地の選定をしていく形になります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） ありがとうございます。

確かにケース・バイ・ケース。これから想定外のそういう堆積物が上がるということも考
えなければなりません。

先ほど町長もおっしゃっていましたが、令和元年12月に改定した町災害廃棄物計画
においての災害廃棄物の発生量が39万トンとされ、一時仮置場面積は14万6,000平米と発言
されていました。当然、石川県の廃棄物量とは対象外ですが、このような巨大地震の襲来で
予想以上の瓦礫、堆積物が上陸すると思われます。

そういう想定外を考慮し、町長の考えをお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、生活環境課長のほうから答弁があったとおり、どのような災害が起きるかというのは、
当局側としては様々な災害を今想定しております。その中で、例えば今のお話のように漁港
区域が集積場になっているとしても、津波が発生した場合には使えない。しかしながら、た
だ地震だけで家の倒壊等でしたら、そこが津波がなければ使える。そういうことを臨機応変
に対応していくために、言い方としては大変不安を与えるような発言かもしれませんが、起
きたときに、それに合わせた対応をしていくということ、順応していくということがすごく
重要かと思いますので、今、いろいろな東日本大震災、熊本地震、それから能登半島地震と
様々な災害、それから台風や線状降水帯による大雨、様々な災害を教訓として、我が町が被
災したときにどのような被害が出て、どのように対応していくかというのは、そのときその
ときにしっかりと判断していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） 確かに未知です。しかし、やはりそういう準備というですか、やはり危機感を持ってそういう常に考えていかなければならないのではと私は思っております。

それでは、避難所での感染症対策について伺います。

能登半島では、いまだに避難されている被災者は、この数字はちょっと正確ではないかと思いますが、2万数千人以上とも言われておりました。長期間の共同生活でストレスや睡眠不足、断水等は衛生環境が悪化され、インフルエンザや新型コロナ等は増加傾向にあると言われております。

同じ半島を3方に囲まれ、本町と環境が似ていると言われ、感染症への危機意識は同様であり、被害を最小限に防ぐためどのような対策を考えているのか伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、災害時健康支援マニュアルが整備されております。

発災後72時間を過ぎた頃から「フェーズ2」に移行し、健康支援活動を進めてまいります。感染症予防については、備蓄している手指消毒薬やマスクなどの衛生用品の活用のほか、うがい、手洗い、換気の実行、そして国・県から緊急時に発出されるガイドラインを参考とした対策を中心に実施するほか、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方が発生した場合には、スクリーニング及び福祉的トリアージを行い、必要に応じて医療機関、高齢者施設、障害者施設、協定締結した宿泊施設等への移動調整も行っております。

また、緊急時の混乱を乗り切るための応急措置としてDMATなどの医療関係者による支援のほか、長期的には他自治体からの応援職員による支援活動も展開されてまいりますので、これらの受援活動とも連携・協力し、被災者の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） 確かに医療を準備する、いろいろな面で対応していかなければなりません。ただ、私は思うのは、能登半島と同じように伊豆半島が被災された場合、やはり町の大きいところからどうしても自衛隊、消防関係とか医療のスタッフ等がそちらを集中して対応されていくと思います。どうしてもやはり伊豆の最南端である南伊豆町は、そういう関

係の医療に対する関係、なかなか厳しいのではないかと私は思っております。

そういう関係で、ぜひ対応を行政側として準備していくことが大事だと思っております。そういうことを想定しながら、行政と我々議員としても協力しながらやっていければと私は思っております。

これで私の質問は終わりますが、能登半島でも現在多様に災害ボランティア活動が貢献されております。本町でも南伊豆町災害ボランティアコーディネートの会が組織として活動され、既に12年になります。会員数約30名でスタッフは頑張っております。過去に西伊豆町、松崎町でも豪雨災害に支援され、各地区の防災委員等を対象に立上げ訓練等を行って、災害への地道な活動を現在も進めております。傍聴席にも数名の会員の皆さんがおります。このたびのような災害が発生した場合、どのような応援ができるか予測不明です。組織の存在を理解していただければと私はそれを幸いとして思いますが、町長、いかがでしょうか。一言お言葉をお願いしたいですけれども、よろしいですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議員のほうからそのように言っていただくのは本当にありがたいと思います。災害ボランティアコーディネーターの皆様は、大変他市町のボランティアコーディネーターの方たちの存在というか、その方たちを私は知りませんが、本町のボランティアコーディネーターの方たちは、大変意欲を持って熱くその責務に遂行していただいているというふうに思っております。

というのは、今、コロナになってから休んでおりますけれども、東京大学の先生たちと災害トレーニングセンターというのを南伊豆町で実施をしたんですけれども、そのときに私たちも入れてくれ、私たちも一緒にやるんだというふうに自ら声を上げてくださって、一緒に訓練をされたということ、それを東大の先生方が、「南伊豆の災害ボランティアコーディネーターの人たちってすごいね」というふうにすごく称賛されたということで、私も大変うれしかったという経験がございます。

その後、災害トレセンのほうが行われていませんけれども、そのときに訓練でされたこと、それからこれからボランティアコーディネーターの方たち、本当に本町が被災したときには、やはり今回の能登もそうですけれども、多くの方が全国からボランティアに来てくださる。そのボランティアの方たちは、我々行政の災害対策本部としては、ボランティアで来てくれた人たちをどのように配置するか、どういうところに行ってもらおうかというのはなかなかそ

こまで手が回らないところかなというふうに考えます。そのときに災害ボランティアコーディネーターの方たちが中心となって、ではおたくたちはどちらへ行ってください、こちらへ行ってくださいというそういう支援をしてくださるというのは、我々はすごく助かりますので、それ以外にも数々の災害対応、住民の健康増進を含めていろいろなところでご活躍をいただけていると思いますので、大変皆さんは日頃のお仕事を持っていたり、様々家庭を持っていたりと大変ですけれども、被災したときに皆さんも被災者の一人になるかもしれませんけれども、ぜひこのような災害ボランティアコーディネーターという志を持ったまま、住民の災害対応に当たっていただけることを心から感謝しますと同時に、また今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君。

〔7番 比野下文男君登壇〕

○7番（比野下文男君） 大変ありがたいお言葉、ありがとうございました。

それでは、私の一般質問をこれで終了させていただきます。

○議長（長田美喜彦君） 比野下文男君の質問を終わります。

ここで10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎諮第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） これより議案審議に入ります。

諮第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 諮第1号の提案理由を申し上げます。

本町において、法務大臣の委嘱による人権擁護委員は5名であり、このうち1名が令和6年6月30日をもって任期満了となります。

当該委員の候補者推薦については、人権擁護委員法第6条第3項において、「市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない」と規定されております。

このため、これら諸要件を兼ね備えた高橋美智子氏をご選任いただきたくご提案するものであります。

なお、同委員の任期は、令和6年7月1日から3年間であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者はありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第1号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、諮第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第 1 号～議第 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第 1 号から議第 7 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第 1 号から議第 7 号について、本議案は、南崎財産区管理会委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日で満了となるため、委員 7 名の選任議案を一括で上程するものであります。

同委員は、地方自治法第 296 条の 2 及び南伊豆町南崎財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき選任され、同財産区の管理・運営を行うものであります。

つきましては、南崎財産区の管理・運営に精通する下流、平山澄夫、下流、肥田並始、下流、平山一仁、大瀬、臼井寛志、大瀬、菊池勢一、石廊崎、鈴木伸幸、石廊崎、飯田満寿雄の 7 名を委員として選任いたしたくご提案申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示し質問してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第 1 号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第2号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第3号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第4号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第5号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第6号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第7号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第1号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第2号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第3号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第4号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第5号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第6号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第7号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第8号～議第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第8号から議第14号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 本議案は、三坂財産区管理会委員の任期が令和6年3月31日で満了となるため、委員7名の選任議案を一括で上程するものであります。

同委員は、地方自治法第296条の2及び南伊豆町三坂財産区管理会条例第3条の規定に基づき選任され、同財産区の管理・運営を行うものであります。

つきましては、三坂財産区の管理・運営に精通する入間、外岡孝一、入間、外岡茂徳、入間、萩原勇、入間、山本昇孝、入間、高野譲、蝶ヶ野、渡邊昇、一色、鈴木稔の7名を委員として選任いたしたくご提案申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示し質疑してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第8号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第9号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第10号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第11号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第12号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第13号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第14号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第8号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第9号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第10号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第11号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第12号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第13号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第14号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、日額報酬として
いる規定を月額報酬に改めるものであります。

具体的には、昨今における農業委員会委員等の業務においては、定例会への出席以外に、
農業者からの各種相談、現地調査や連絡調整業務など多岐にわたることに加え、これら業務
の妥当な報酬額等を算出することが困難であるといった実態があります。

このため、月額報酬制に改めることで、委員の活動時間・回数に制約されることなく臨機
応変の対応が可能となるほか、農業振興や耕作者の権利保護等にもつながるものと判断いた
しました。また、報酬額は近隣市町の水準を参考として決定し、月額報酬額を会長2万円、
委員1万2,000円、農地利用最適化推進委員については6,000円としたいものであります。

また、明るい選挙推進協議会委員の業務に対する報酬については、これまで報償費として
支出していましたが、位置づけを報酬とするため、新たに別表に追加するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

清水議員。

○10番（清水清一君） 10番、清水でございます。

農業委員会委員の日額から月給にするという話なんですけれども、農地利用最適化推進委員がありますけれども、この方々の月額は農業委員の半分になっていると。それで、農地利用最適化推進委員がなぜできたかということを考えますと、農業委員会が昔は約20名ほどおられたんですけれども、それを半分するときに残りの方々を農地最適化推進委員にしようという話であって、そういう形になってきたと思います。

そうやって考えてみたとき、最適化推進委員というのは、その地区によっては農業委員会の委員の半分やっているんじゃないかなと思うんですけれども、そこに差をつけるというのはいかなものかなと思うんですけれども、それについての考えをお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えします。

現在、推進委員さんは7名ほどおります。農業委員さんは定例会という形の中で必ず月に1回は出ていただくという形の中と、相談を受ける方が農業委員さんのほうが回数的には多いということになると思いますので、このような形の中で各近隣市町の状況を見た形の中で同様の形にさせていただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

○10番（清水清一君） 分かりました。最適化委員というのは、最初こういう制度ができたときに、農業委員会と一緒に最適化委員も農業委員会に出席しているというような話を聞いたことがあるものですから、そうやって考えたときには少し考えたほうがいいかなと思うんですけれども、これからまた考えておいていただけるようお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正及び総務省の「助言」の変更に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となったため、国の非常勤職員との均衡並びに適正な処遇確保の観点から、所要の改正を行うものであります。

具体的には、期末手当と同様に、任期の定めが6か月以上で1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するので、勤勉手当の支給率は正規職員と同様で、年間支給月数は従前からの期末手当2.45か月に勤勉手当2.05か月が加わり4.5か月支給となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第17号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案も地方自治法の一部改正に伴うもので、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることから、所要の改正を行うものであります。

具体的には、第7条に規定する「育児休業をしている職員の期末手当等の支給」に関する

条文から、会計年度任用職員を除外する旨の記述を削除するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第17号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第18号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が交付され、戸籍法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、南伊豆町手数料条例の一部を改正するものであります。

具体的には、本籍地以外での戸籍等の取得及び行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることから、別表「戸籍」欄について、所要の規定整備を行うものであります。

なお、この条例は令和6年3月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第19号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年9月15日に公布された「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び令和5年12月26日に公布された「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」により、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の見直しに対応するため、本条例で読替規定を整理するほか、同基準の新たな情報通信技術の導入・活用を伴う規定及び施設の重要事項の書面掲示等の義務づけが見直され、インターネットを利用した閲覧規定が追加されたことから、本条例においても見直しを行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第19号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第20号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第20号について提案理由を申し上げます。

本議案は、高齢化率の伸びや過去の介護保険給付の実績に加え、賀茂圏域における施設整備の状況など、今後3年間の介護サービス量を見込み、南伊豆町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定等委員会において策定された「第9期介護保険事業計画」を本条例に反映させるための一部改正であります。

改正内容としては、第9期の保険料率について減額し、新たに4段階の区分を新設するほか、これら保険料率の適用期間を令和6年度から令和8年度までの期間へ改めるものであります。

詳細については、福祉介護課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） それでは、議第20号について詳細説明を申し上げます。

本議案は、高齢化率の伸び及び過去の介護保険給付実績、賀茂圏域における施設整備状況等、今後3年間の介護サービス量を見込み、南伊豆町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定等委員会において策定した「第9期介護保険事業計画」に基づいて、令和6年度から令和8年度の第9期計画期間中の介護保険料について、本事業に反映させるものであります。

お手元に配付してございます資料ナンバー6の新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文であります。アンダーラインを引いてある部分が改正する箇所となっております。

第2条の保険料率でございますが、保険料率適用期間を第9期の計画期間である令和6年度から令和8年度に改め、介護保険料所得段階区分は介護保険法施行令により規定された標準段階を採用して、現行9段階から13段階の区分となります。

これは、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付の増加を見据え、所得再配分機能の強化を図り、低所得者の保険料の上昇を抑制するためのものであります。

第5号が第5段階の標準額とし、第8期と比較すると年額8万2,800円、月額6,900円から年額7万8,000円、月額6,500円に減額となります。また、第2項から第4項の読替規定により、第1段階から第3段階の保険料の減額賦課による負担軽減をすることにより、標準月額に対する保険料の割合は、第1段階は0.285、第2段階は0.485、第3段階は0.685となっております。また、第4段階における標準月額に対する割合は0.9となっており、この第1号から第4号は生活保護被保護者、低所得世帯などの所得段階の区分となります。

第6号から第13号は町民税課税対象者で、合計所得金額による所得段階の区分となっており、6段階から新設区分を含め13段階で、標準月額に対する割合は、第6段階で1.2、第7段階で1.3、第8段階で1.5、第9段階で1.7、第10段階で1.9、第11段階で2.1、第12段階で2.3、第13段階で2.4となります。

次に、第4条について、介護保険法施行令の改正に伴い修正を行うものであり、介護保険料率の第1号被保険者の区分が13段階に増えたため条文が新設されたことによる改正でございます。

新旧対照表による説明は以上でございます。

最後になりますが、改正条例に係る附則の説明をさせていただきます。

施行期日につきましては、この条例を令和6年4月1日から施行したいものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大年美文君。

○3番（大年美文君） すみません、ちょっと教えてください。

この新旧対照表の中に確かに13段階ありまして、9段階まで所得の低い方が減額になっているというのは読み取れるんですが、この南伊豆町において、13段階ある中で一番占める割合、多い段階が分かるようでしたら教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

第5段階が標準となりますが、一番多い人数としましては、想定しているのが第6段階、759人を想定しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

○3番（大年美文君） それで、これ賀茂圏域という言葉が出たんですけども、これは具体的に自治体によって金額の差が大分あるんですか。教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） 当町、今回6,500円ということで、下田市のほうはたしか5,500円ぐらいだったと思います。保険料標準月額、それは市町のサービス量の見込みによっていただくお金が変わってくるということで、当町は非常に施設等が多いものですから、そういう形も含めてこの6,500円という金額を算定しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第21号議案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

本議案は、模範漁港管理規程例が一部改正され、漁港漁場整備法が漁港及び漁場の整備等に関する法律に名称変更されたことから、本条例での引用法令名等を改め、新たに創設された漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収規定を追加するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第22号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

本議案も同様に模範漁港管理規程例が一部改正され、漁港漁場整備法が漁港及び漁場の整備等に関する法律に名称変更されたことから、本条例での引用法令名等を改めるとともに、対象となる事業及び事業内容について、別表に整理するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第23号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第23号の提案理由を申し上げます。

本議案は、石廊崎オーシャンパーク駐車場を町直営事業とすることなどに伴い、本条件の一部を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

詳細については、企画課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画課長。

〔企画課長 勝田智史君登壇〕

○企画課長（勝田智史君） それでは、議第23号の詳細について説明させていただきます。

本議案は、令和6年4月から石廊崎オーシャンパーク駐車場の運営を町直営とすることに伴い、「使用料の免除」及び「指定管理対象施設の管理に関する業務」並びに「使用料別表」について、条例の一部を改正するものです。

使用料の免除につきましては、第12条に定める利用料金の減免規定に加え、町内に住所を有する者及び障害者に対する使用料の減免規定を第6条の2に追加するものです。

指定管理対象施設の管理に関する業務につきましては、第3条に定めた4施設を一括して指定管理の対象としていたものを、施設ごとに対象施設とできるように改正するものです。

使用料別表につきましては、同施設の来訪者に対するサービスの向上及び施設来場者数の増加を図るため、別表に定める駐車場使用料について、自動二輪を500円から200円、普通自動車を1,000円から500円、大型自動車を2,000円から1,500円に改正するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第24号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第24号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年4月1日から上位法である水道法が改正され、水道法等に係る権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため、本条例での引用法令名等を改めるものがあります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第24号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第25号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第25号の提案理由を申し上げます。

本議案は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援する施策を推進し、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目的として条例を制定するものであります。

本条例は全13条から構成され、町や町民の責務、犯罪被害者等への支援について規定するもので、静岡県では、全市町で本条例の制定を目指しているものであります。

詳細については、福祉介護課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第25号について詳細説明を申し上げます。

本条例につきましても、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が平穏な生活を回復できるよう、被害者等への支援について必要な事項を定める条例制定であります。

また、本条例の制定に向けては、静岡県内の全ての市町村で条例等の整備をすることで県民全ての方々が平等に支援の対象となるよう取り組むものであります。

資料ナンバー11の逐条解説をご覧ください。

本条例の内容といたしましては、全13条立てで構成されております。

第1条では、犯罪被害者等基本法に基づき、この条例が犯罪被害者等の平穏な生活を回復できるよう支援するという目的を明確に表しています。

また、第2条では、この条例における用語について規定しております。

第3条では、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本的な方向性を明記しており、第4条では、第3条に規定する基本理念を受けて、町の果たすべき責任について明記しております。

第5条では、第3条に規定する基本理念を受けて、町民等の果たすべき責務について明記しており、第6条から11条では、犯罪被害者等に対し、相談及び情報提供、見舞金の支給、日常生活支援など犯罪被害者等の支援に関する具体的な施策について明記をしております。

第12条では、町は、暴力団等反社会的組織の構成員など、社会通念上、適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができると明記し、第13条では、本条例の施行に係る委任事項を定めております。

最後に、附則でございますが、本条例は令和6年4月1日から施行するものであり、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○10番（清水清一君） 10番、清水。

犯罪被害者等支援ということですが、犯罪被害者のこの「犯罪」というのはどのようなものを想定しておられるのかということをお伺いしたいと思います。基本的には、死亡、殺人とか傷害とかというのものもあるわけですが、あるいはほかのものもあるわけですが、想定として多いものはどういうものを想定されておられるのかお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

先般、全員協の資料でもお付けしましたが、支援の対象者というところに主なものとして殺人、強盗致死傷、不同意性交等犯罪と身体死亡事故、重傷事故、ひき逃げ事故等主なものがあります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第26号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第26号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年1月26日執行の一般競争入札により、工事金額7,148万9,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額649万9,000円）をもって、有限会社伊豆総合と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本工事については、昭和52年に架設された宇留井大橋の定期点検の結果、Ⅲ判定の「早期措置段階」であったことから、今後の措置について地元落居区の方々とも協議・検討を重ねた結果、橋梁を撤去し、新たにバイパス道路を設置することとなり、大型ブロック積工及びモタレ式擁壁工のほか落石防護柵を施工するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第26号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第27号～議第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第27号から議第29号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第27号から議第29号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町営分収林条例に基づき整備した樹木を当該土地所有者に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

先の定例会等においても同様の議案をご審議いただいているところでありますが、当該条例に基づき植栽した樹木においては、地上権の設定及び分収の方法について、土地所有者と所定の契約を締結しております。

今般上程いたしました議案においては、既に契約期間が満了しているもののほか、契約期間が40年であるため、現状においても契約期間中であるものがあります。

いずれも伐採収益も全く見込めない状況にあることなどから、これらの契約を解除し、当該樹木を所有者に無償譲渡したいものであります。

詳細については、地域整備課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 佐藤禎明君登壇〕

○地域整備課長（佐藤禎明君） 説明いたします。議第27号から議第29号までの内容説明を申し上げます。

本議案は、南伊豆町営分収林条例に基づき植林整備した立木の権利を当該土地所有者に無償譲渡したいものであります。

本条例で定める分収林については、町が土地所有者から土地を借上げ、植林及び育成管理を実施するもので、これら立木には地上権を設定した後、最終的には伐採収益を分収とした制度でございます。

また、今般上程した議案については、昭和52年度に植林されたスギ、ヒノキのほか、平成9年度に植林されたコナラとクヌギになっており、これらは既に契約期間が満了しているもののほか、契約期間が40年であるため現状においても契約期間が残っているものもございま

すが、いずれも伐採収益は見込めず、これら伐採による精算は現実的でないと判断するもので、これら処分に向けては土地所有者との円滑な協議を経た中で所定のご理解をいただいております。

なお、当該無償譲渡については、町内に住所を有する個人2名によるものが2件、下田市内に住所を有する個人が1件の計3件であり、全て同一の事由によるものであることから、一括でのご審議をお願いするものでございます。

内容説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第27号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第28号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第29号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第27号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第28号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第29号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第30号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第30号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるための指定金融機関を指定するものであります。

本町においては、令和5年7月1日から1年間の契約をもって三島信用金庫を指定金融機関としてまいりましたが、令和6年6月30日で契約期間が満了いたします。

このため、次期指定金融機関を選定するに当たり、現指定金融機関のほか本町収納代理金融機関である5金融機関に意向調査を実施した結果、唯一受諾意向を提示した三島信用金庫と協議の上、次期候補として選定することといたしました。

よって、令和6年7月1日から2年契約で南伊豆町指定金融機関として三島信用金庫を指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第30号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第31号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第31号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から 1 億3,069万9,000円を減額し、予算の総額を55億9,490万円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費のうち地域づくり推進費から2,038万8,000円、衛生費の保健衛生費のうち医療施設整備推進費から1,588万5,000円、清掃費のうち清掃総務費から1,348万円、土木費の道路橋梁費のうち道路新設改良費から1,628万8,000円などを減額するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、国庫補助金を7,029万3,000円、基金繰入金を1億5,015万5,000円、町債を2,880万円減額する一方、町税を2,169万7,000円、地方交付税を6,820万3,000円、繰越金を4,593万8,000円増額するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第31号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から 1 億3,069万9,000円を減額し、予算の総額を55億9,490万円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の36、37ページをご覧いただきたいと思います。

2 款総務費の 1 項12目地域づくり推進費の地域活性化起業人推進事業では1,026万6,000円

を減額をいたしました。これは、専門的知識を有し、都市部の企業で働く外部人材を活用することで、行政内部の人材のみでは解決が困難な課題の改善やより効果的な進め方が見込める事業の洗い出し効果が期待できる「地域活性化起業人派遣制度」を活用し、最大4名の派遣をお願いする予定でありましたが、事業内容を精査したところ3名でのスタートとなったこと及びうち2名については派遣先企業の都合により7か月の派遣となったため、かかる負担金が減額となることが主な要因でございます。

次に、48、49ページをご覧くださいと思います。

4款衛生費の1項8目医療施設整備推進費では1,588万5,000円を減額いたしました。これは、旧共立湊病院棟などの解体工事に当たり、一部事務組合下田メディカルセンターで入札を実施したところ、予定価格を大幅に下回って落札されたため、構成市町の負担金が減額になったためでございます。

また、同款2項1目清掃総務費のうち清掃センター包括運転管理業務委託では、1,180万円を減額いたしました。これは、ごみ搬入量自体が減少したこと及びごみ焼却施設の長寿命化の観点から、搬入ごみの一部を自前で焼却せず民間の焼却施設に処理委託したことにより、人件費やユーティリティコストが減少したことによるものでございます。

次に、54、55ページをご覧くださいと思います。

7款土木費の2項2目道路新設改良では1,628万8,000円を減額いたしました。この主な要因は、町道落居線改良工事の財源として見込んだ社会資本整備総合交付金（補助負担率55%）が予定額の27.5%しか交付されなかったため、その不足分について、過疎対策事業債の追加発行等を要望をいたしました。全国的に過疎対策事業債の需要が多く国の配分額を超過したため、要望額どおりの確保ができなかったことから、事業費を減額するものでございます。

なお、本年度未実施箇所については、翌年度に実施をいたします。

減額とさせていただいた項目のうち主なものについての説明は以上でございますが、本補正予算では、増額要求も幾つかございますので、そちらについて説明をさせていただきたいと思います。

36、37ページにお戻りをいただきたいと思います。

2款総務費の1項12目地域づくり推進費の地域づくり推進事業のうち、施設備品に431万4,000円を計上をいたしました。これは、4月から石廊崎オーシャンパークの指定管理者が変更になるに当たり、前指定管理者が所有している給水設備や入口の門扉、案内看板などの備品を買い取ることで、いわゆる居抜き営業を行いたいものでございます。

なお、予算計上に当たりましては、各備品の残存価格を積み上げて積算をいたしました。

次に、46、47ページをご覧いただきたいと思います。

4款衛生費の1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業のうち予防接種健康被害給付金に4,491万2,000円を計上をいたしました。これは、令和3年度に町が実施した新型コロナウイルスワクチン接種をされた方が、その後お亡くなりなられた事案が発生し、予防接種後健康被害救済制度に基づき健康被害救済認定申請を行ったところ、このたび死亡一時金等の給付が認められたことから本予算に計上し、ご遺族にお支払いをするものでございます。

なお、この財源は全額国庫負担で賄われます。

最後に、過疎対策事業債の活用に係る事業の増額についてでございますが、先日、静岡県から過疎対策事業債の最終協議についての通知があり、令和6年度に予定している事業のうち前倒して実施が可能な事業に限り、現在県内で発生している不用額の範囲内で令和5年度での協議に応ずるとの内容でございました。県に協議したい旨の回答をしたところ、手を挙げたのは本町だけでありまして、協議可能額は1,920万円であるとの連絡があったため、南伊豆認定こども園空調設備整備工事に273万3,000円、町道石井線道路改良工事に1,400万円、小稲橋撤去工事に350万円を計上し、過疎対策事業債を充当したいものでございます。

なお、これらの事業については、これからの施工となるため、年度内での完成は見込めないことから、10ページに繰越明許費として設定をさせていただきましたので、併せてご審議のほうをお願いいたします。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明をさせていただきます。

お戻りいただいて20ページ、21ページをご覧いただきたいと思います。

1款町税を2,169万7,000円増額をいたしました。これは、個人町民税及び法人町民税の現年課税分が業績回復による給与所得及び営業所得の増により1,473万7,000円、たばこ税が330万円、入湯税が新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い集客が見込まれたことにより210万円増える見込みとなったことなどが要因でございます。

次に、22、23ページをご覧いただきたいと思います。

12款1項1目地方交付税のうち普通交付税を6,820万3,000円増額をいたしました。これは、令和5年度の普通交付税交付額が12月に確定したのを受けて増額するものでございます。

次に、28ページ、29ページをご覧いただきたいと思います。

21款1項1目の繰越金を4,593万8,000円増額をいたしました。これらを受け、20款2項1

目基金繰入金のうち財政調整基金繰入金を1億7,561万1,000円減額をさせていただいております。

最後に、30ページ、31ページをご覧ください。

23款1項の町債を2,880万円減額をいたしました。これは、充当事業の進捗により不用額が見込まれることによるものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大年美文君。

○3番（大年美文君） ちょっと教えてください。ページで言う30ページ、31ページ。

今、総務課長のほうから過疎対策事業債の説明がありました。ありがとうございました。その中で、その上の消防債200万円の補正前の予算がついていた全額補正減をしているところがあります。この辺の事情をちょっと説明してもらえますか。

○議長（長田美喜彦君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 一般財源との見合いの関係で、200万円程度であれば借入れを起こさず利息も払わずいけると判断をして、この分は減額をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

○3番（大年美文君） はい、了解しました。

それから、先ほど過疎対策債の中で説明がありました。ありがとうございました。いち早く繰り越して事業をすると。素晴らしいことだと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第31号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第32号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第32号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費のほか、確定した国民健康保険事業費納付金及び特定健康診査の実績に基づく保健事業費の歳出調整並びに県支出金及び国民健康保険税の収納実績による歳入調整などが主なもので、歳入歳出予算の総額から7,118万6,000円を減額し、予算の総額を11億9,568万6,000円としたいものであります。

歳出の主なものでは、2款保険給付費4,326万1,000円、3款国民健康保険事業費納付金2,333万5,000円、6款保健事業費399万7,000円などを減額し、歳入では、6款県支出金4,523万円、8款繰入金1,184万8,000円、9款繰越金1,484万8,000円、10款諸収入432万6,000円を減額し、1款国民健康保険税を506万6,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第32号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第33号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第33号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護給付費実績を勘案した保険給付費等の歳出調整及び介護給付費支払準備基

金積立金の編成のほか、国県支出金等の歳入調整を行うもので、歳入歳出予算の総額に9,612万2,000円を追加し、予算の総額を14億151万9,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、2 款保険給付費を572万円、4 款地域支援事業費196万5,000円を減額し、5 款基金積立金を7,275万2,000円、7 款諸支出金を3,142万7,000円増額するほか、歳入では、4 款国庫支出金297万9,000円、5 款支払基金交付金5,025万9,000円、6 款県支出金2,113万3,000円、9 款繰入金136万4,000円を減額し、1 款保険料116万4,000円、10 款繰越金1 億7,059万6,000円を増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第33号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第34号の提案理由を申し上げます。

本議案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う歳入歳出の調整及び後期高齢者医療保険料並びに後期高齢者医療広域連合納付金の調整が主なもので、歳入歳出予算の総額に28万9,000円を増額し、予算の総額を1億5,622万4,000円としたいものであります。

歳出の主なものでは、1款総務費を14万円減額し、2款後期高齢者医療広域連合納付金を42万9,000円増額するほか、歳入では、4款繰入金40万9,000円を減額し、1款後期高齢者医療保険料67万円、6款諸収入を2万8,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第34号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第35号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業確定に伴い、構成市町の負担金精算に係る調整を行うもので、歳入歳出予算の総額に208万9,000円を増額し、予算の総額を3,371万9,000円としたいものであります。

歳出では、共同設置町負担金返還金を208万9,000円増額し、これら財源として前年度繰越金を同額増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第35号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第36号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第36号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、下水道事業費用の総額を2億2,070万4,000円とするほか、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を1億4,569万円、資本的支出の総額を1億4,618万9,000円としたいものであります。

下水道事業費用の主なものは、実績を勘案した歳出調整で、1項1目管渠費の動力費を50万円、2目ポンプ場費の動力費10万円、3目処理場費の動力費200万円などを減額いたします。

また、資本的収入及び支出では、主に事業精算によるもので、資本的収入の2項1目国県補助金を230万円減額し、3項1目企業債を990万円増額するほか、資本的支出の主なものは、1項1目下水道施設改良費の委託料460万1,000円を減額し、3項1目企業債償還金では償還調整として財政融資資金償還金を5,573万1,000円増額し、金融機構資金償還金として同額を減額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第36号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第37号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第37号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、漁業集落排水事業費用の総額を9,157万7,000円とするほか、第3条に係る資本的支出及び支出では、資本的収入の総額を4,721万4,000円、資本的支出の総額を6,591万2,000円としたいものであります。

なお、漁業集落排水事業費用においては、実績を勘案した歳出調整でありまして、1項2目ポンプ場費の動力費20万円、3目処理場費の動力費200万円、職員給与費の調整などで5目総係費の法定福利費を158万4,000円減額するほか、企業債利息額が確定したことに伴い2

項1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息を4万4,000円増額するものであります。

また、資本金収入及び支出では、事業精算によるもので、資本金収入の3項1目企業債を520万円減額し、資本金支出では、1項1目漁業集落排水施設改良費の法定福利費を18万6,000円減額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第37号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第38号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第38号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、水道事業費用の総額を3億9,786万4,000円とするほか、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を1億1,444万3,000円、資本的支出の総額を2億2,837万6,000円としたいものであります。

水道事業費用の主なものは、実績を勘案した歳出調整でありまして、1項1目原水・浄水・送水・配水・給水費の動力費450万円、青野大師ダム維持管理負担金147万4,000円を減額するほか、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息を32万9,000円増額いたします。

また、資本的収入及び支出では、事業費の精算によるもので資本的収入の3項1目企業債を120万円減額し、資本的支出については、青野大師ダム関係の負担金183万4,000円などを減額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第38号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第39号～議第50号の一括上程、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第39号から議第50号までを一括議題とします。

議第39号議案から議第50号議案までの12議案について、本会議での提案理由の説明、内容説明及び質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、議第39号議案から議第50号議案までの12議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 安 藤 広 和

署 名 議 員 岩 田 稔

令和6年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年3月21日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第39号 令和6年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 3 議第40号 令和6年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第41号 令和6年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議第42号 令和6年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議第43号 令和6年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 7 議第44号 令和6年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 8 議第45号 令和6年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 9 議第46号 令和6年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議第47号 令和6年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第11 議第48号 令和6年度南伊豆町公共下水道事業会計予算
- 日程第12 議第49号 令和6年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算
- 日程第13 議第50号 令和6年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第14 議第51号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第52号 令和5年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第16 発議第1号 南伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について
- 日程第17 発議第2号 台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び
先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書
- 日程第18 発議第3号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充を求める意見書
- 日程第19 各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	安藤 広和 君	２番	岩田 稔 君
３番	大年 美文 君	４番	黒田 利貴男 君
５番	渡邊 哲 君	６番	宮田 和彦 君
７番	比野下 文男 君	８番	長田 美喜彦 君
９番	稲葉 勝男 君	１０番	清水 清一 君
１１番	齋藤 要 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡部 克仁 君	副 町 長	橋本 元治 君
教 育 長	佐野 薫 君	総 務 課 長	渡邊 雅之 君
防 災 室 長	平山 貴広 君	企 画 課 長	勝田 智史 君
地方創生室長	山口 一実 君	商工観光課長	大野 孝行 君
町 民 課 長	齋藤 重広 君	健康増進課長	山田 日好 君
福祉介護課長	高橋 健一 君	教 育 委 員 会 長	佐藤 由紀子 君
生活環境課長	高野 克巳 君	教 務 局 長	
建設整備係長	鈴木 隆志 君	会 計 管 理 者	菰田 一郎 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田 哲也	係 長	鈴木 邦広
--------	-------	-----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより令和6年3月南伊豆町議会定例会本会議第3日目の会議を開きます。

なお、本日、地域整備課長は出張のため、建設整備係長が説明員として出席しておりますことをご報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 安 藤 広 和 君

2 番議員 岩 田 稔 君

◎議第39号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） これより議案審議に入ります。

議第39号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

予算決算常任委員会委員長の宮田です。

本委員会に付託された議第39号 令和6年度南伊豆町一般会計予算について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員及び審議中にあった質疑または意見要望事項について、記載のとおりです。

なお、これにつきましては、他の付託件目についても同様に記載のとおりですので、以降、省略させていただきます。

議事件目、付託件目、議第39号 令和6年度南伊豆町一般会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

黒田利貴男君。

○4番（黒田利貴男君） 私はこの議第39号 令和6年度南伊豆町一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

これは町長の姿勢に対する叱咤激励でもあります。

私は令和6年度南伊豆町一般会計予算そのものについては賛成ですが、町長の政策目標、町民ファーストを掲げるならば、新型コロナウイルスにより失われた時間を取り戻すとともに、町内経済の建て直しなどの経済政策や景気回復策、高齢者福祉など全ての事業を見直し、職員一丸となってワンチームで取り組まなければならないと思います。

令和5年5月に新型コロナウイルスは5類に移行され、その扱いはインフルエンザ相当となりました。それまでの町内経済は衰退し、生活様式も変化いたしました。日本全体で時代の転換期を迎え、その後の変化に対応するための令和6年度予算案を審議するに当たり、施政方針及び予算編成方針が令和5年度施政方針及び予算編成とほぼ同じ内容であることに行政を監査し、提案する議員の立場から危機感を持っています。

地方交付税は前年度予算額より1億円増え、収入総額比較で1億7,000万円増となっています。

町民経済は物価高騰による光熱水費の増加など経済はいまだ脱却できない現状です。

観光事業1つ取っても事業廃止、規模縮小などの措置が取られています。後継者がいないために事業継続を諦めた事業者がいるなど理由は様々ありますが、若い世代が事業を継承したくなる施策を行政の立場で立てるべきです。

そのようなことから町長の南伊豆町に対するビジョンが感じられないこの議第39号 令和6年度南伊豆町一般会計予算の反対討論といたします。

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第39号議案について委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 賛成多数。

よって、議第39号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第40号～議第42号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第40号、議第41号及び議第42号を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第40号から議第42号までの令和6年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第40号から朗読します。

議第40号 令和6年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第41号 令和6年度南伊豆町介護保険特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第42号 令和6年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

大年美文君。

○3番（大年美文君） 委員会審査報告書について、若干ちょっと説明……。

1枚目も2枚目も会議時間が午前11時37分から午前11時57分と20分しかないんですけども、これいいんですか。

始まりが午前11時になっているけれども、いい。

○議長（長田美喜彦君） 予算決算常任委員会委員長。

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 特別会計のところだけの時間を載せております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第40号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第41号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第42号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者はありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 賛成多数です。

よって、議第40号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第41号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 賛成多数です。

よって、議第41号議案は委員会の報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第42号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 賛成多数です。

よって、議第42号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第43号～議第46号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第43号、議第44号、議第45号及び議第46号議案を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託されました議第43号から議第46号までの令和6年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第43号から朗読します。

議第43号 令和6年度南伊豆町南上財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第44号 令和6年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第45号 令和6年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第46号 令和6年度南伊豆町土地取得特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議第43号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 議第44号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 議第45号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第46号議案の委員会報告に対する反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員多数です。

よって、議第43号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第44号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第45号は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第46号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第47号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第47号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第47号 令和6年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第47号 令和6年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者はありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号議案について、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第48号及び議第49号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第48号及び議第49号を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託されました議第48号及び議第49号までの令和6年度南伊豆町各事業会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第48号から朗読します。

議第48号 令和6年度南伊豆町公共下水道事業会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第49号 令和6年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第48号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第49号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第49号を委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第50号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第50号議案を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第50号 令和6年度南伊豆町水道事業会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第50号 令和6年度南伊豆町水道事業会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号議案は委員会報告のとおり、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第51号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 齋藤重広君登壇〕

○町民課長（齋藤重広君） それでは、議第51号の内容説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年2月21日にそれぞれ公布され、同日からの施行に伴い、法律の公布と同時に南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正したいものでございます。

改正内容としましては、令和6年1月に発生しました能登半島地震災害により生じた住宅や家財等の資産の損失について、令和6年度分の個人町民税、これ令和5年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるものでございます。

内容説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者がありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第52号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第52号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に1億2,642万円を追加し、予算の総額を57億2,132万円と
したいものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費に1億2,606万5,000円、土木費の道路橋梁費に93
万4,000円を追加し、また、これに対応する財源として、地方交付税に1億4,712万円を追加
する一方で、町債を2,070万円と減額するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第52号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1億2,642万円を追加し、予算の総額を57億2,132万円としたいものでございます。

まず、今回の補正予算の編成理由ですが、主に3つございまして、1つ目は、3月15日に非課税世帯支援給付金臨時分の支給対象者の大半に給付金を支給したことを受けまして、未支給額がおおむね把握できる状況となったことから、その分について繰越明許費を設定すること。

2つ目は、普通交付税の追加交付などにより、ある程度の決算余剰金が見込まれることから、今年度も臨時財政対策債の発行を見送る措置をとること。

そして、3つ目は、更なる新規の基金積立を行える事態となった場合に備え、予算の枠を確保するためでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書の16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。

2款総務費の1項12目地域づくり推進費のふるさと寄附金事業には606万5,000円を増額させていただきました。同事業の予算編成に当たりましては、近年の寄附実績を基に返礼品の種類や使用頻度が高いポータルサイト等を推測し、記念品代や広告料を予算化させていただいているところでございますが、年度末を迎えまして、予測と実態に乖離が見込まれることから、それらの費目について、今回増額補正をさせていただきたいものでございます。

また、同款同項15目基金費のうち公共施設整備基金には1億円を増額いたしました。これは、5月末に翌年度繰越額が決定をいたしますが、今後の歳出不用額によっては、新規の基金積立を行える状況になることも想定されることから、それに備えて予算の枠を確保したいものでございます。

次に、7款土木費の2項2目道路新設改良費には93万4,000円を計上させていただきますし

た。これは、町道伊浜線道路改良工事に伴う通行止めの影響により、路線バスの留車場を伊浜バス停から波勝崎口に変更をしたため、その移動により新たに支出となる回送費について、通行止め期間の116日分を補償するものであります。

なお、町道伊浜線道路改良工事につきましては、工事請負費を当初予算に計上しましたが、現地の岩盤が想定よりもろく、崩壊のおそれがあり、大型重機での施工が困難であったため、施工能力が低下し、不測の日数を要したことにより年度内完成が見込めなくなったことから、本補正予算で繰越明許費を設定させていただいております。

最後に、5款農林水産業費の3項2目漁港施設維持費には、27万8,000円を増額させていただきました。これは、伊浜漁港区域内の赤道が崩落して近隣住宅を損傷するおそれがあるため、12月補正予算に補修工事費を計上させていただいたところでございますが、さきの町道伊浜線道路改良工事に伴う通行止めにより、生コン車が現場に入れないことから、通行止めの解除を待っていたところ、悪天候や獣被害により現場状況が悪化したため、工法を変更することとなり、今回、増額補正をしたいものでございます。

なお、通行止めは3月いっぱいでありまして、施工はそれ以降となることから、こちらについても繰越明許費を設定させていただいております。

続きまして、歳入に係る補正項目について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、14ページ、15ページをご覧くださいと思います。

12款1項1目の地方交付税のうち普通交付税には、1億4,712万円を増額させていただきました。これは、国税収入の増収等に伴い、追加交付が行われたことなどにより、予算額に比べ、増額交付となったため計上するものでございます。

次に、23款1項10目の臨時財政対策債では、1,710万円を減額いたしました。これは、先にご説明した普通交付税の追加交付や町税の増収などにより、ある程度の決算余剰金が見込まれることから、同債を全額減額し、今年度の発行を見送ることとするものでございます。

なお、臨時財政対策債に対する交付税措置は、過疎対策事業債のように元利償還金額の一定割合が措置されるのではなく、臨時財政対策債の発行可能額に対して措置をされるため、今年度発行を見送ったとしても、後年度に渡り交付税措置が受けられることとなります。

以上で、内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者がありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第52号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 発議第1号を議題とします。

本案は宮田和彦君が提案者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 発議第1号 南伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月21日提出。

南伊豆町議会議長 長田美喜彦様。

提出者 南伊豆町議会議員 宮田和彦。

賛成者 同比野下文男、同齋藤要、同稲葉勝男、同岩田稔、同渡邊哲、同安藤広和、同黒田利貴男、同清水清一、同大年美文。

提案理由。

地方自治法の改正により政令で定める一定金額までは議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなったことから、町議会議員と町との間の請負の状況を公表することにより請負の状況の透明性を確保し、もって、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、新たに南伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定する。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

お諮りします。

発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 発議第2号を議題とします。

本案は安藤広和君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 発議第2号 台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月21日提出。

南伊豆町議会議長 長田美喜彦様。

提出者 南伊豆町議会議員 安藤広和、同宮田和彦、同渡邊哲、同大年美文、同黒田利貴男、同稲葉勝男、同比野下文男、同岩田稔、同清水清一、同齋藤要。

提案理由といたしまして、日本と台湾は基本的価値を共有し、密接な経済関係にある極めて重要なパートナーであり、大規模な自然災害が発生するたびに多くの支援が届けられるなど、厚い友情関係も有している。

このような関係にある台湾がCPTPPに加盟することで我が国及び本町にとって様々な協力関係の強化が期待できる。

このため、政府、国会等関係者に別紙意見書を提出するものです。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

お諮りします。

発議第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 発議第3号を議題とします。

本案は黒田利貴男君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） それでは、説明いたします。

発議第3号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり。地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年3月21日提出。

南伊豆町議会議長 長田美喜彦様。

提出者 南伊豆町議会議員 黒田利貴男、同比野下文男、宮田和彦、安藤広和、岩田稔、大年美文、清水清一、渡邊哲、齋藤要、稲葉勝男。

提案理由。

近年、自然災害は大規模化、多様化、複雑化する傾向にあり、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしています。

このため、多くの自治体が緊急防災・減災事業債を活用し、対策に取り組んでいます。

しかしながら、本事業債は令和7年度をもって終了することから今後、防災減災対策事業を進める上で大きな不安材料となっています。

このため、制度延長及び制度拡充を求め、政府、国会等関係者に別紙意見書を提出するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

お諮りします。

発議第3号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（長田美喜彦君） 日程第19、閉会中の継続審査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び議会改革特別委員会委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査することに決定されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日の議事件目は終了したので、会議を閉じます。

3月定例会全部の議事件目は終了しました。

よって、令和6年3月南伊豆町議会定例会を本日をもって閉会といたします。

閉会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 安 藤 広 和

署 名 議 員 岩 田 稔